# 規制改革推進に関する答申(案)

令和7年5月28日 規制改革推進会議

## 目次

Ι	総論	. 8
1.	はじめに	. 8
2.	基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 8
3.	審議経過等	10
( 1	)審議経過	10
(2	と)規制改革実施計画のフォローアップ	10
(3	)規制改革・行政改革ホットラインにおける提案受付	11
4.	本答申の実現に向けて	11
5.	次のステップへ	12
п	各個別分野における規制改革	13
Ι.	地方創生	13
1 –	- 1 地域活性化・人手不足対応(土地・農業関係)	13
ア	/ 膨大な所有者不明土地等の有効活用(農地集約、工場建設等)	13
1	ロボット農機の公道走行制度化(圃場間移動等を通じた地域での活用	)
		15
1 –	- 2 地域活性化・人手不足対応(交通関係)	16
•	全国の移動の足不足の解消に向けたライドシェア(自家用車活用事業	
	等)の推進	17
エ	. 自家用有償旅客運送制度の改善	19
オ	· 乗合タクシー等の参入円滑化	19
カ	ICTを活用した運行管理業務の集約・高度化等による運行管理者不	足
	等を踏まえた効率的な安全管理の実現	21
+	- レベル4の自動運転タクシー等の実装加速	24
2	健康·医療·介護	26
ク	地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化	26
ケ	・ 地域の病院機能の維持に資する医師の宿直体制の見直し	30
⊐	在宅医療における円滑な薬物治療の提供	32

サ	救急救命処置の範囲の拡大	33
シ	利用者起点に立った一般用医薬品の適正な販売区分及び販売方法	35
ス	濫用等のおそれのある一般用医薬品の販売規制等の適正化	38
セ	要指導医薬品の販売区分、販売方法及び服薬指導方法の見直し	41
ソ	一般用検査薬への転用の促進	43
タ	認可保育所における付加的サービスの円滑化	46
з -	デジタル・AI	49
チ	公金収納を行うコンビニエンスストア等における紙の領収控の保管廃.	止
		49
Ι. :	賃金向上、人手不足対応	50
1 1	健康・医療・介護	50
ア	地域の実情に応じた介護サービス提供体制等の見直し	51
1	障害福祉分野における申請・届出等に関する手続負担の軽減	53
2	動き方・人への投資	55
ウ	スタートアップの柔軟な働き方の推進	55
エ	副業・兼業の更なる円滑化に向けた環境整備	56
才	時間単位の年次有給休暇制度の見直し	58
カ	職業紹介責任者の専任規制の見直し	59
+	有料職業紹介事業における取扱職種等事項の明示に関する事務負担軽	减
		60
ク	職業紹介事業及び労働者派遣事業の事業報告に係る事務負担の軽減等	61
ケ	行政手続事務負担軽減及び生産性向上に資する外国人雇用状況の一括	畐
Ŀ	出	63
コ	1号特定技能外国人とのオンラインによる面談の活用	64
サ	在留資格「特定技能」における在籍型出向の実現	65
シ	高卒就職者に対する求人情報の直接提供・公開時期の前倒し等	66
ス	外国語指導に従事する外国人材の更なる活躍促進	68

セ	実践的なデジタル人材育成を実現するための教育課程等に係る特例制	度
(	の審査基準の明確化	69
3	スタートアップ・イノベーション促進	70
ソ	組織再編等における公告事項への法人番号の追加	70
タ	水道スマートメーターの導入促進	72
4	デジタル・A I	73
チ	デジタル・AI技術を活用した建設機械の安全義務及び技能要件の在	IJ
7	方について	73
ツ	不動産売買仲介におけるデジタル・A I 活用促進	74
テ	建設工事請負契約における契約手続の簡素化及びデジタル化	77
۲	建設業における営業所技術者等の兼務について	77
ナ	地球温暖化対策報告の項目等に係る統一	78
=	自動車保有関係手続のDX	79
ヌ	超高齢社会に対応した親族間での信託の活用、法定後見制度等の円滑	化
		80
(	ア)超高齢社会に対応した親族間での信託の活用による柔軟な財産管理	
	推進	81
(.	イ)法定後見制度の課題と見直し	83
ネ	戸籍電子証明書提供用識別符号の利用促進	85
Ш.	投資大国	86
1	健康・医療・介護	86
ア	公的データベース等における医療等データの利活用法制等の整備	87
1	医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備	92
ゥ	治験に係る広告規制の見直し	99
2	スタートアップ・イノベーション促進	101
ェ	スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方の検討	101
+	スタートアップへの資金供給手段の拡大	102

	カ	スタートアップを生み育てるエコシステムの健全な発展に向けたハラ	ス
	メ	ント防止及び救済のための環境整備	104
	+	株式対価M&Aの活性化に向けた会社法の見直し	106
	ク	非上場株式の発行・流通の活性化	108
	ケ	バーチャルオンリー株主総会の活用に向けた環境整備	109
	⊐	バーチャルオンリー社債権者集会の実現	111
	サ 建	持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向けた株式会社と株主と 設的かつ実効的な対話の促進	の 112
	シ	従業員等に対する株式報酬の無償交付を可能とする会社法の見直し	114
	ス	賃金のデジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の拡大	:116
	セ	無人航空機(ドローン)の更なる活用・普及に向けた環境整備	118
	ソ	特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)の安全性確保	119
3	G	X・サステナビリティ	120
	タ	水素社会の実現に向けた規制改革	120
	(ア	)大容量の水素ガス運搬トレーラの国内導入	120
	(1	) 可搬式水素ガス容器への圧縮水素の充填に係るルール整備	121
	(ウ	)) 造船所岸壁等に設置される船舶用水素スタンドに関する技術基準の	策
		定	121
	(エ	<ul><li>)艀(はしけ)における船舶用水素スタンドに関する技術基準の策定</li></ul>	122
	(オ	) 船舶の燃料用水素ガス容器に関する技術基準の策定	123
	(カ	)船舶の燃料用水素ガス容器の検査	123
	(+	-) 水素を燃料とする可搬式発電機等に係る保安体制等の合理化	124
	チ	FIT・FIP制度によらない太陽光発電設備の導入量の正確な捕捉	125
	ツ	FIT制度からFIP制度に移行した太陽光発電設備の事後的な蓄電	池
	併	設時の価格算定ルールの見直し	126
	テ	新築戸建住宅への太陽光発電設備設置の普及促進	127
	٢	駐車場等の上部空間を活用した太陽光発電設備の建築基準法上の取扱	
	മ	明確化.	128

	ナ	洋上風力発電における物価高騰等に対する価格調整スキームの導入	129
	=	地熱開発に伴う試掘調査に当たっての保安林関連手続の明確化・簡素	【化
	等	<u> </u>	130
	ヌ	公共部門の再生可能エネルギー導入目標達成に向けた進捗点検	131
	ネ	金属ケーブル窃盗の防止に係る立法措置	132
	1	排出量取引制度の実効性向上のための法制度整備	133
	/\	市場の価格メカニズムの更なる活用による需給調整の高度化	134
	۲	バーチャルPPAの会計上の取扱いの明確化	135
	フ	電力先物取引による電力ヘッジの会計処理	136
	^	再生可能エネルギーの立地地域等を踏まえた電力需要家の立地誘導	137
	ホ	送配電用施設の設置等に係る農地転用の取扱いの明確化	138
	マ	建築物の省エネルギー化に資する自然排煙口の不燃化要件の合理化	139
	Ξ	循環経済への移行に向けた食品残さ等のリサイクル促進	140
	ム	バイオ化学品製造に係る糖価調整制度	142
4	. 7	デジタル・AI	143
	メ	政府が調達するクラウドサービスにおけるスタートアップ等の参入仮	建進
		(セキュリティ評価制度(ISMAP)等の見直し)	143
	Ŧ	A I の開発・提供・利用の促進に伴う法的リスク及び関係者の責任の	在
	Ŋ	方等について	146
	ヤ	地方公共団体の調達関連手続のデジタル化	148
$\mathbf{I}$	7. ß	方災 <b>・減災</b>	150
1	坩	也域活性化・人手不足対応	150
	ア	未登記建物の解消(がれき撤去等の迅速化)	150
	1	迅速な復旧に向けた損壊家屋等の公費解体・撤去の促進	151
	ウ	膨大な所有者不明土地等の有効活用(農地集約、工場建設等)(再掲	3)
			153
2	经	<b>津康・医療・介護</b>	155
	エ	地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化(再掲)	155

オ 救急救命処置の範囲の拡大(再掲)	159
3 スタートアップ・イノベーション促進	161
カ 災害時等におけるキッチンカーによる迅速なサービスの提供	161
キ 無人航空機 (ドローン) の更なる活用・普及に向けた環境整備 (	(再掲)
	163
ク 水道スマートメーターの導入促進(再掲)	164
(参考資料1)規制改革推進会議 委員名簿(令和7年4月1日時点)	167
(参考資料2)規制改革推進会議 専門委員名簿(令和7年5月12日)	時点)
	168
(参考資料3)ワーキング・グループ(WG)の構成員(令和7年1月	31日
時点)	170
(参考資料4) 規制改革推進会議及びワーキング・グループの審議経過	<u>172</u> 1

#### I 総論

#### 1. はじめに

規制改革推進会議(以下本章において「会議」という。)は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方について、総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関であり、常設の機関として令和元年10月24日に設置されて以降、令和2年7月2日、令和3年6月1日、令和4年5月27日、令和5年6月1日及び令和6年5月31日に、それぞれ審議結果の取りまとめを行っている。本答申は、人口減少、少子高齢化等の課題を克服し、地方の活性化につなげるため、また、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現するため、利用者目線を徹底した改革を進めるとの方針の下、会議が約8か月をかけて取り組んできた規制改革項目について、審議結果を取りまとめたものである。

## 2. 基本的な考え方

我が国経済は、四半世紀にわたり続いたコストカット型経済から、高付加価値創出型経済へと移行する大きなチャンスを迎えている。年度として初めて600兆円を上回った名目GDP、名目100兆円超の設備投資、33年ぶりの高い水準となった昨年を上回る勢いの賃上げ率など、各種の経済指標は、成長と分配の好循環が動き始めていることを示唆している。

一方で、人口減少・少子高齢化という我が国経済社会が抱える構造的な問題は、今後、一層本格的に影響を及ぼすものと見込まれる。企業の人手不足感は、非製造業や中小企業を中心に歴史的な水準にまで高まっている。こうした人手不足感の高まりは、コロナ禍から平時へと移行し、急速に拡大するインバウンドを含め、経済活動が活発化する中で生じている側面もあるが、より根本的には、平成7年(1995年)をピークに生産年齢人口が減少に転じ、総人口も平成20年(2008年)をピークに頭打ちとなった後、平成23年(2011年)以降一貫して減少するなど、過去四半世紀以上にわたり、労働供給の制約が強まってきた中で生じているものである。

我が国の生産年齢人口は、2050年までに約25%、約1,800万人が、2070年までに約38%、約2,800万人が減少する見込みである。男性の約4分の1、女性の約2分の1が90歳以上まで生きるようになるなど長寿化が進む一方、出生数・出生率の低下が想定を上回るペースで進んでおり、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は現在の約29%から、2050年に約37%、2070年に約39%まで高まることが見込まれるなど、今後、少子高齢化は一層深刻さを増すと考えられる。

潜在成長率を規定する要因の一つである労働供給は、2010年代以降、人口減少が進む中にあっても、女性や高齢者の労働参加の高まりにより、就業者数が増加し、潜在成長率を下支えしてきた。しかしながら、今後は、少子高齢化が加速化する中において、労働供給の制約が潜在成長率を押し下げる要因となり得る。こうした中で、マクロ的な経済の需給バランスは、今後、需要不足から供給制約の局面に入るとみられ、供給面の制約が、経済の成長力の桎梏となる懸念が高まっている。とりわけ、既に少子高齢化が著しい地方において、その影響は甚大であろう。買物、医療・福祉、交通など、日常生活に不可欠なサービスの維持が困難な地域が顕在化し、深刻化することが想定される。

地方こそ成長の主役であり、地方創生なくして、我が国経済の自律的かつ持続的な成長はあり得ない。このため、デジタルやAI等の新技術も最大限活用し、地方が有する潜在力を最大限に引き出すことが重要である。また、人手不足が深刻化する中で、省力化・省人化投資を促進するとともに、労働時間の追加を含め、人々の潜在的な就業希望を可能な限り実現しつつ、限られた人材が適材適所で活躍できる環境を整えることにより、労働供給面からの成長制約を緩和することが求められる。さらに、スタートアップの活躍、デジタルやAI等の新技術を活用した財・サービスの社会実装など、イノベーション創出や生産性向上を促進することにより、中長期的な生産性を高め、成長力を強化し、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現する必要がある。

以上のような問題意識の下、会議では、地域の人々や企業の活動の前提となる規制・制度について、時代や環境の変化、技術の進歩に応じて不断に見直し、イノベーションを生み出す環境を整える改革を実現すべく、検討・審議を行ってきた。とりわけ、人手不足の深刻化など予見可能な環境変化に対応した規制・制度の見直し、技術の進歩に応じた規制・制度の見直し、また、企業の成長力を引き出すための規制・制度の見直しという3つの観点で、利用者目線を徹底した規制・制度改革の実現に向けた議論を重ねてきた。

規制・制度は、それぞれが合理的な目的・根拠をもってつくられたものである一方で、その前提となる経済社会構造の変化等に対して、自律的かつ柔軟に対応できるメカニズムを内在しているわけではない。この点において、様々な前提条件の変化が生じる中、規制・制度の所管府省が「規制の虜」に陥ることのないよう、個別最適ではなく全体最適の観点から、規制・制度をアップデートすることが重要である。かかる観点から、政府においては、本答申で取りまとめた事項を着実に実現することで、地域の社会課題を解決するとともに、経済社会の潜在力を余すところなく発揮し、さらに高めていくことにより、一人一人の国民が、より豊かに、成長と幸福を実感し、安全・安心に暮らしていくことができる、ウェルビーイングあふれる社会を実現することが求められてい

る。

#### 3. 審議経過等

## (1)審議経過

会議は、令和6年9月2日に第20回規制改革推進会議を開催し、これまでの規制・制度改革の成果とそれらを踏まえた改革の更なる発展・深化させるべく審議を行う方針を確認し、また、令和6年11月12日に新内閣発足後初となる会議となった第21回規制改革推進会議を開催し、今後の規制・制度改革の基本的な考え方と重点的に取り組むべき検討課題を提示した。これらの会議で示された方針の下、公共、スタートアップ・DX・GX、働き方・人への投資、健康・医療・介護及び地域産業活性化の5つの重点分野に対応したワーキング・グループを開催し、今期の活動を本格的に開始した。

また、令和6年12月25日の第22回規制改革推進会議において、約3か月間の審議結果を中間的に取りまとめ、今後の検討や具体化を加速させるべく中間答申を決定するとともに、ワーキング・グループを改組し、年明け以降は、地域活性化・人手不足対応、健康・医療・介護、働き方・人への投資、スタートアップ・イノベーション促進、デジタル・AIの5つのワーキング・グループ及びGX・サステナビリティサブワーキング・グループの下で審議を進めることを決定した。当該会議において、利用者目線を徹底した改革を進めるよう石破内閣総理大臣から発言が行われた。

なお、本答申に向けた今期の活動では、全ての会議をオンライン又はオンラインを併用する形式で開催し、各ワーキング・グループについては、原則としてリアルタイムに審議の模様を配信した。

#### (2) 規制改革実施計画のフォローアップ

これまでの規制改革のフォローアップとして、規制改革実施計画に定められた事項の実施状況に関する精査と評価を行った。

重要性の高い事項について各ワーキング・グループにおいて審議を行ってきたほか、令和6年6月の規制改革実施計画及びそれ以前の規制改革実施計画に盛り込まれた事項の実施状況について令和6年度末時点のフォローアップを網羅的に行い、各ワーキング・グループにおいて報告内容の評価を行ったところである。本評価に基づき、重点的にフォローアップが必要な事項を速やかに選定することが必要である。

#### (3) 規制改革・行政改革ホットラインにおける提案受付

役所の縦割り、前例主義の是正を始めとする規制改革・行政改革の推進に当たり、広く国民の声をお伺いして改革に結び付けるため、従来の「規制改革ホットライン」を改組し、令和2年9月25日より「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」を開設した。

規制改革・行政改革ホットラインに寄せられた案件は、規制所管府省に検討要請を行い、その回答をホームページで公表している。また、案件のうち、規制改革に係る事項については、規制所管府省から得られた回答を各ワーキング・グループの担当事項ごとに整理し、各ワーキング・グループにおいて、更に精査・検討を要する事項を厳選して議論を行い、その結果を個別具体的な改革事項の取りまとめに活用している。

## 4. 本答申の実現に向けて

本答申を内閣総理大臣に提出した後は、「実行」のステージである。取り上げた規制改革事項全てについて直ちに改革に着手し、期限を切って着実に実現するためには、改革実現までの工程表、すなわち「規制改革実施計画」を策定し、閣議決定することが必要である。

また、規制改革の推進に当たって、政府では、それぞれ趣旨や目的の異なる 行政組織や制度を適切な役割分担の下に互いに連携させながら取り組んでいるが、国民や事業者の目線に立ったとき、情報が分散化し、制度の選択が困難 になっている側面も否定できず、また、個別に取組が部分最適に陥り、結果と して全体最適が達成されないおそれもある。

このため、政府全体として規制改革を強力に推進するための体制について 検討することが必要であり、「規制改革実施計画」の策定に当たっては、規制 改革関連制度間の連携を進めるため、本答申に掲げる項目のほか、関係する規 制改革事項も包括的に取り込んだ計画の策定が求められる。

規制の多くは利害対立の構造を内包しており、これが改革が遅れる主な要因となっている。改革を進めるためには、様々な立場にある関係者と議論・調整し、その構造を突破していくことが求められる。本答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップに強く期待するものである。

## 5. 次のステップへ

規制改革については、これまで何度となく、答申や閣議決定が行われてきた。しかし、当初意図された改革が違った形で進むケースがしばしばみられる。

決定事項が「骨抜き」にならないよう、規制所管府省の検討等において、会議の意見が適切に踏まえられているか、改革が逆行していないか等、会議として、しっかりとフォローアップしていかなければならない。また、改革の実効性の担保や、フォローアップの効率化のため、例えば、改革の効果測定やKPI等による見える化を進めていくといった方策にも取り組んでいく必要がある。さらに、幅広い要望を掘り起こしつつ、規制改革の活動への理解を深めていただくため、規制改革・行政改革ホットラインの周知に努めるとともに、当事者の方々との直接の対話や規制改革事項の説明の機会を設けていくことが望まれる。

#### Ⅱ 各個別分野における規制改革

本章では、規制改革推進会議(各ワーキング・グループを含む。以下同じ。)で検討・審議を行ってきた内容について、I. 地方創生、II. 賃金向上・人手不足対応、III. 投資大国、IV. 防災・減災の4つの横断的取組に整理している。本章に記載の「実施事項」については、原則として、規制改革推進会議における議論に基づき、規制所管府省と事務局(内閣府規制改革推進室)の間で、措置内容及び期限について合意し、委員が改革に資すると認めたものである。

## I. 地方創生

## 1-1 地域活性化・人手不足対応(土地・農業関係)

ア 膨大な所有者不明土地等の有効活用(農地集約、工場建設等)

【a:措置済み、

b:令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、

c, e: 令和7年度結論、結論を得次第速やかに措置、

d: 令和7年度以降令和9年度まで継続的に措置】

## <基本的考え方>

不動産登記簿上の所有者(以下「登記名義人」という。)の死亡や取引時の登記未了により、現所有者の氏名又は名称やそれらの所在が直ちに確認できない土地(以下「所有者不明土地」という。)が国土の約4分の1に上るとの調査も存在し、市街地の活用、農地の集約による農業の生産性向上、道路整備、医療・社会福祉施設や教育文化施設など各種の都市施設、工場等の建設・拡張、災害復興などのため、これら所有者不明土地を利用しようとしても、当該利用希望者は登記名義人の相続人など現所有者を住民票・戸籍等から探索する必要があり、多くの時間を要するため、土地の流動性を著しく下げており、地域産業活性化の支障となっている。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### く実施事項>

a 法務省は、長期相続登記等未了土地解消事業(所有者不明土地の利用の 円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第44条に規定す るもの。以下「解消事業」という。)について、その要件である「起業者 その他の公共の利益となる事業」には、国・地方公共団体や独立行政法人・ 地方独立行政法人等が実施する事業以外であっても、法律上の根拠がある

事業、すなわち法律にその事業が直接に規定されていなくても、条例、補 助金交付要綱等を含む公的な根拠がある事業であり、公共性の高いものが 該当することから、民間事業者からの要望をより受け入れやすくするよう、 例えば、①国や地方公共団体の補助金・助成金等を受けて民間事業者が実 施する一定の事業(半導体その他の国又は地方公共団体等が支援を行う工 場の建設・拡張、市街地の活用、道路整備、都市施設等の建設・拡張等)、 ②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律 第49号)、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づいて法 人が実施する公益事業、③耕作放棄地を活用しようとする事業、農林水産 業のための事業又は地域の農地を集約し農業の生産性を向上させようと する事業等が、条例、補助金交付要綱等を含む公的な根拠があり、公共性 が認められる事業であれば、「起業者その他の公共の利益となる事業」に 該当し得ることを明確化し、周知する。あわせて、解消事業に選定される ための法務局に対する所有者探索の申出に当たっては、国又は地方公共団 体からの申出による方法のみではなく、①~③それぞれの実施主体から補 助金交付決定その他公益性を確認できる事実を証する資料提出等ととも に、直接申し出ることでも足りることとする。

- b 法務省は、解消事業の対象が所有権の登記名義人の死亡後 10 年以上経過している場合に限定されていることを踏まえ、国・地方公共団体や独立行政法人・地方独立行政法人等が実施する事業及び、a①~③に該当するものに関し、死亡後の経過年数が 10 年未満の土地であっても公共の利益となる事業の実施を円滑化する方策について、限られた予算・人員を効率的・効果的に活用する観点にも留意しつつ、制度の見直しも含めて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。
- c 法務省は、戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条の2第3項の士業者が顧客から依頼を受けて、職務として、不動産の所有者やその所在地の探索を行う場合において、必要な戸籍証明書等を当該地方公共団体に対して、当該地方公共団体窓口に赴くことなくオンラインでの請求を可能とすることにより、交付を迅速に受けることが可能となるため、他の行政手続における対応も参考に不正請求の防止策を含めて新たなシステム構築の支援等、具体的検討を行い、結論を得次第、市区町村及び士業者団体と連携して、速やかに所要の措置を講ずる。
- d 法務省は、所有者不明土地を早期に解消する観点から、相続登記の義務 化や手続の簡素化・合理化等所管する制度の効果分析・評価を行う。また、 効果分析・評価の結果を踏まえ、必要に応じて、所管する制度の見直しを 行う。

e 法務省は、現所有者の氏名又は名称やその所在が直ちに確認できない所有者不明建物について、建物は土地と異なり、一般的に取壊しや老朽化により滅失するものとされている一方で、構造によっては長寿命化しており、現に、国内の住宅総数に占める空き家数が上昇している、との指摘を踏まえ、解消事業やc,dの対象として、限られた予算・人員を効率的・効果的に活用する観点にも留意しつつ、耐用年数の長い建物や長期間空き家状態が続いている建物で、優先度の高い所有者不明建物についても適用することを検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

## イ ロボット農機の公道走行制度化 (圃場間移動等を通じた地域での活用)

【a: 令和6年度以降継続的に措置、

b: 措置済み、

c:措置済み、

d(前段):令和7年度措置、(後段):令和8年上期措置】

#### <基本的考え方>

高齢化及び生産年齢人口の減少が更に進み、今後20年間で基幹的農業従事者が75%減少することが見込まれる中、ロボット農機(ロボット技術を組み込んで製造され、農作業に用いることを目的に使用者が遠隔監視しながら無人で自動走行する車両系の農業機械をいう。以下同じ。)の早期の社会実装は、農業の省人化及び生産性向上に不可欠である。このため、現在、圃場内等に限って走行が可能とされているロボット農機について、農道や公道でも走行を可能とする必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### く実施事項>

- a 農林水産省は、その実施したロボット農機の実証事業の結果を踏まえ、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」(平成29年3月31日農林水産省生産局長通知)について、公道走行の実現を見据えた改定を行うとともに、警察庁及び国土交通省の求めに応じ、実証事業の結果の報告その他b~dのために必要となる協力を行う。
- b 国土交通省は、ロボット農機の公道走行が可能となるよう、必要に応じて、関係事業者等にヒアリングを行った上で、自動運行装置を備えることができる自動車として大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加する旨の「道路運送車両の保安基準」(昭和26年運輸省令第67号)の改正その他所要の措置を講ずる。

- c 警察庁は、「「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」の改訂について」(令和6年9月9日警察庁交通局長通達)等により、警察署長の道路使用許可を得て公道実証実験が可能となっていることについて、関係者に周知するとともに、農業の生産性向上の要請にも最大限配慮しつつ、交通の安全と円滑を両立する公道実証実験が可能となるよう適切な道路使用許可の運用を行うことについて、都道府県警察を指導する。
- d 警察庁は、ロボット農機が自動車に該当する場合には、b の措置を前提として都道府県公安委員会の特定自動運行の許可を得て、また、遠隔操作型小型車に該当する場合には都道府県公安委員会への届出を行うことにより、圃場間移動及び格納庫から圃場までの公道移動を含む公道での走行が可能であることを明確化するとともに、農業の生産性向上の要請にも最大限配慮する観点から、圃場間移動については、交通量が極めて少ないことが一般的である農道の短時間での横断等にとどまる場合があることを踏まえ、農家等が、地域においてロボット農機を最小限の負担で円滑に活用できる制度の運用を確保する。

## 1-2 地域活性化・人手不足対応(交通関係)

#### <基本的考え方>

地域住民や観光客の移動の足不足は全国各地で生じている現在進行形の 危機であり、今後、生産年齢人口の減少や高齢化に伴う免許返納が進むにつ れて、更に大きな危機となるおそれがある。

令和6年6月の規制改革実施計画、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和6年6月21日閣議決定。以下「骨太方針 2024」という。)、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版」(令和6年6月21日閣議決定)等では「デジタルを活用して、全国の移動の足不足の解消への道筋をつけるという観点から、規制改革推進会議における議論を踏まえ、安全を前提に、いわゆるライドシェアを全国で広く利用可能とする。このため、全国の移動の足不足の解消に向けて、自家用車活用事業等について、モニタリングを進め、検証を行い、各時点での検証結果の評価を行う。並行して、こうした検証の間、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業について、内閣府及び国土交通省の論点整理を踏まえ、法制度を含めて事業の在り方の議論を進める。」とされており、こうした方針に基づき、内閣府及び国土交通省において各種の取組が進められてきたところである。中でも、国土交通省による自家用車活用事業等の様々なバージョンアップ等の取組の結果、自家用車活用事業を開始する地域・事業者は増加しつつあり、また、配

車アプリに限っては、マッチング率の値が改善している地域が多くみられるなど、一定の進展がみられる。一方で、内閣府が実施した各種の調査や関連事業者団体からのヒアリングを踏まえると、移動の足不足は依然として存在し、特に規模の小さい地方公共団体や、市の中心部や最寄りの公共交通機関の駅からの距離が遠い地域に住む住民の状況は深刻であることも示されており、全国の移動の足不足の解消に向けて、引き続きスピード感をもって取組を進めていくことが重要である」。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

## ウ 全国の移動の足不足の解消に向けたライドシェア (自家用車活用事業 等)の推進

【a:令和7年度以降継続的に措置、

b:直ちに実施、

c:(①~③) 令和7年度措置、(④) 令和7年措置】

## く実施事項>

a 内閣府は、移動の足不足の状況に関してこれまで実施したアンケート調査等の各種調査との整合性を確保した上で、大都市、中小都市及び観光地など全ての地域を対象とした調査を引き続き実施し、住民及び内外の観光客の移動の足の実態を定期的かつ定量的に把握し、検証するとともに、それらの結果を踏まえ、四半期ごとを目処に、利用者目線での移動の足の実態に関する評価を行う。

- b 内閣府及び国土交通省は、全国の移動の足不足の解消に向けて、自動運転やライドシェアについて、骨太方針2024 等を踏まえ、必要な取組を進める。特に、地方の中小都市など<sup>2</sup>、公共交通手段の利便性が低い地域における移動の足不足の解消に向けた適切な制度の在り方も含め議論を進める。
- c 国土交通省は、特に、地方や観光地で移動の足不足の解消が求められていることを踏まえ、自家用車活用事業について、これらの地域の実情に応じた更なる活用を進める観点から、以下の措置を講ずる。
  - ①配車アプリが普及していない地域では、「自家用車活用事業における大都市部以外の地域における供給車両数・時間帯の拡充について」(令和

<sup>1</sup> 別紙 内閣府・国土交通省「自家用車活用事業等のモニタリング及び検証、令和7年5月28 日時点の評価及び移動の足不足の改善状況についての検証、令和7年5月28日時点の利用者 目線での検証結果の評価」(令和7年5月28日)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 通院・介護、通勤・通学、買い物等の移動の足確保が困難な住民が存在する地域など。

6年9月17日物流・自動車局旅客課長事務連絡)及び「自家用車活用 事業の進め方」(令和6年3月29日物流・自動車局旅客課資料)に基づ き、タクシー事業者又は地方公共団体から、タクシーが不足する曜日・ 時間帯、時期(イベント開催期間中や季節性によるもの等)に関して具 体的な申し出があり、管轄の地方運輸局等が必要と認める場合には、自 家用車活用事業が稼働できる曜日・時間帯を拡大することができるこ ととされているが、タクシー事業者や地方公共団体による申し出のみ ならず、地域の住民等のニーズに応じて、自家用車活用事業の更なる活 用を可能とするため、上記制度に加えて、地域公共交通の活性化及び再 生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条に基づく地方公共団 体、公共交通事業者、地域公共交通の利用者等が参画する協議会におい て、営業区域、曜日・時間帯、時期について関係者間で協議が調った場 合は、協議結果に基づく申し出を踏まえ、自家用車活用事業が稼働でき る営業区域、曜日・時間帯、時期を拡大することができることとするよ う、関係通達の改正等、必要な措置を講ずる。なお、この場合、地域の 輸送サービスが供給過剰となるおそれがないかについて、タクシーの 日車営収、実車率や配車マッチング率等の具体的なデータに基づく検 証を継続的に実施し、必要な場合には、当該協議が調った営業区域、曜 日・時間帯、時期を随時調整することとする。また、当該協議会におい て、一部の関係者が合理的な根拠を示さないまま協議が調わないなど、 地域における円滑な協議に支障が生じる場合等にあっては、それらの 状況を改善するための措置を検討し、所要の措置を講ずるものとする。

- ②自家用車活用事業の運賃について、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第9条の3第3項に基づき自家用車活用事業を実施するタクシー事業者、地方公共団体、地方運輸局長、住民代表者等を構成員とする協議会において協議が調った場合には、需要の繁閑に応じて一定の範囲で変動させることも含め、地域の実情に応じた運賃の設定を可能とするよう、関係通達の改正等、必要な措置を講ずる。
- ③タクシー事業者以外の者であるバス・鉄道事業者によるライドシェア 事業の在り方に関して、ドライバー・車両等の安全・安心の確保の観点 から課題の有無を確認するためのトライアルを行う。その上で、トライ アルの結果を検証し、バス・鉄道事業者による当該事業への参画に関し て、タクシー事業許可取得に係る要件の緩和や明確化も含め、制度改正 やガイドライン整備等の所要の措置を講ずる。
- ④タクシー事業者の運行管理業務の効率化を進める観点から、現在、タクシー事業において実証が行われている事業者間遠隔点呼及び業務前自

動点呼について、自家用車活用事業を含めて本格実施に円滑に移行することができるよう、運用の明確化を行う。

#### エ 自家用有償旅客運送制度の改善

【令和7年度措置】

## く実施事項>

国土交通省は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 78 条第 2 号に基づき、過疎地域や高齢化が進む地域等で、バスやタクシーのみでは十分な移動サービスを提供することが困難な場合に、住民の生活を支えるための移動手段を確保するため、市町村や特定非営利活動法人(NPO)など国土交通大臣の登録を受けた団体が自家用車を用いて有償にて旅客を運送する制度である自家用有償旅客運送について、令和 6 年 6 月の規制改革実施計画を踏まえ、地域公共交通会議に係る関係法令や通達に定められていない独自の基準(ローカルルール)の取扱いについて、客観的な根拠に基づかないものは認められない旨が明確化され、見直しが進められているところであり、引き続き、ローカルルールが客観的な根拠に基づくものであるかを確認し、客観的な根拠に基づかないものについて見直すとともに、客観的な根拠に基づくローカルルールとされたものについても、適時適切の見直しが行われるよう地方公共団体に求める。

#### オ 乗合タクシー等の参入円滑化

【a, b: 令和7年上期措置、

c:(前段)令和7年上期措置、(中段・後段)令和8年上期措置】

#### く実施事項>

路線バスや乗合タクシー等、個々の旅客の依頼に応じて運賃を収受し、自動車で乗合旅客を運送する事業である道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業のうち、路線不定期運行(路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起点又は終点に係る時刻の設定が不定である運行の形態をいう。以下同じ。)又は区域運行(路線を定めず、旅客の需要に応じた乗合運送を行う運行の形態をいう。以下同じ。)の実施に際しては、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」(平成13年8月29日国土交通省物流・自動車局長通知。以下「処理方針」という。)により、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行(路線を定めて運行するものであって、設定する運

行系統の起終点及び停留所の時刻設定が定時である運行の形態をいう。以下同じ。)によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性を取る必要がない場合を除き、地域公共交通会議又は道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条第2項に規定する協議会(以下「地域公共交通会議等」という。)で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が調っていることが求められている。

一方で、多くの地域公共交通会議等が市町村単位で開催されていることから、一般乗合旅客自動車運送事業を実施する事業者が複数の地方公共団体を越えて運行を行う場合、複数の市町村において合同で地域公共交通会議等を開催することは可能であるものの、その実現には多大な調整が必要であるため、結果として地方公共団体ごとに地域公共交通会議等を開催し関係者と協議を調えている実態があること、また、地域公共交通会議等が設置されていない地域においては同会議の設置から調整が必要となることなどの理由により、協議に膨大な時間を要し、事業開始までの見込みが立たない事例が存在するとの声がある。また、地域公共交通会議等での協議を要さない場合として、「「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について」(平成13年9月27日国土交通省物流・自動車局旅客課長通知。以下「細部取扱」という。)においては、路線定期運行では困難な需要に対応する空港アクセス型、観光需要対応型等の輸送形態が含まれる旨が示されているものの、要件が具体化されていないことから、地方運輸局ごとに協議の要否の判断が異なり、事業者の新規参入の障壁となっているという声がある。

- 一般乗合旅客自動車運送事業が地域住民の日常的な移動の足において重要な役割を担っていることを踏まえれば、路線不定期運行又は区域運行に係るこれらの課題に対応することを通じて、事業者の新規参入を円滑化し、利用者の利便性を向上させることが重要であり、このため、以下の措置を講ずる。
- a 国土交通省は、路線不定期運行又は区域運行で行う一般乗合旅客自動車 運送事業に係る事業者からの申請について、処理方針及び細部取扱におい て地域公共交通会議等での協議を要さない場合として示されている「交通 空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不 在である場合等明らかに路線定期運行との整合性を取る必要がない場合」 の該当性を地方運輸局において判断する際、判断の客観性・統一性を担保 するため、判断基準の明確化について検討を行い、結論を得次第、所要の 措置を講ずる。なお、検討に際しては、例えば、路線定期運行が運行して いない時間帯に限って事業が行われる場合や、運賃設定によって路線定期

運行と競合する可能性が低いと考えられる場合など、当該地域における同時間帯の他の公共交通手段の有無や料金設定等を考慮することとする。

- b 国土交通省は、空港アクセス型又は観光需要対応型の輸送形態により、 複数の地方公共団体を越えて実施される路線不定期運行又は区域運行の 一般乗合旅客自動車運送事業であり、地域公共交通会議等における協議が 必要となる場合について、協議の円滑化を図るため、以下の①及び②につ いて検討し、結論を得次第、通知等で明確化した上で地方公共団体等に対 して周知する。
  - ①空港アクセスに関する協議会など、道路運送法施行規則第4条の2で規定する地域公共交通会議の構成員の要件を満たし、当該運行地域において一つの協議会で協議を調えることが可能な既存の協議会が存在する場合には、当該協議会が地域公共交通会議等に代替し得ることとすること。
  - ②既存の協議会が存在しない場合には、複数の地域公共交通会議等を開催することなく一つの協議会で協議を調えることが可能となるよう、 当該地域を管轄する地方運輸局が協議会の構成員その他協議会の設置・開催に必要な事項を各地方公共団体に対して提案すること。
- c 国土交通省は、事業者から路線不定期運行又は区域運行での一般乗合旅 客自動車運送事業の実施に関する申請があった場合について、以下の①及 び②の標準処理期間を定め、通知等で明確化した上で地方公共団体等に対 して周知する。
  - ① 当該地域を管轄する地方運輸局は、申請のあった日から原則として1 か月以内に地域公共交通会議等での協議の要否を判断すること。
  - ② 地域公共交通会議等での協議を調える必要があると判断された場合、地方公共団体は、地方運輸局において当該判断をされた日から2か月以内に地域公共交通会議等を開催し、議論を開始した日から2か月以内に結論を得ること。

また、当該周知を踏まえ、各地方運輸局及び地方公共団体が標準処理期間に基づいて適切に処理が行われているかを調査し、調査結果を公表する。

その上で、当該調査結果を踏まえ、更なる運用改善の必要性が認められる場合には、所要の措置を講ずる。

カ ICTを活用した運行管理業務の集約・高度化等による運行管理者不足 等を踏まえた効率的な安全管理の実現

【a~d: 令和7年度措置】

#### く実施事項>

少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少、急増するインバウンド等を背景に、運輸・郵便業では、令和7年4月公表の日本銀行「全国企業短期経済観測調査」における雇用人員判断DI(雇用人員の過不足について「過剰」と回答した企業の割合から「不足」と回答した企業の割合を除いたもの)の不足超幅がコロナ禍以前を上回って過去最大にまで拡大するなど人手不足が深刻化しており、業務の効率化及び生産性の向上が喫緊の課題である。

こうした中、タクシー、バス、トラック等の自動車運送事業(旅客自動車 運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。以下同じ。)においては、運行管 理者の業務(事業用自動車の運転者の乗務割の作成、休憩・睡眠施設の保守 管理、運転者の指導監督、点呼による運転者の疲労・健康状態等の把握や安 全運行の指示等、事業用自動車の運行の安全を確保するための業務をいう。 以下「運行管理業務」という。)について、ICTを活用した同一事業者内 の運行管理業務の一元化、一定の要件を満たした機器を用いることによる遠 隔点呼及び点呼支援機器に運行の業務前後の点呼時の確認、指示事項を代替 させて点呼を実施する自動点呼(対面による点呼と同等の効果を有するもの として国土交通大臣が定める方法を定める告示(令和5年国土交通省告示第 266 号。以下「点呼告示」という。) 第2条において規定される「業務前自動 点呼 L 及び「業務後自動点呼」をいう。以下同じ。)の実現など、ICTを 活用した運行管理業務の集約・高度化等の取組が進められている。一方で、 自動車運送事業者(自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。)にお いては、こうしたICTを活用した運行管理業務の集約・高度化等の程度に かかわらず、運行管理業務を担う運行管理者について、道路運送法(昭和26 年法律第183号)第23条又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号) 第 16 条の規定により、試験合格者又は一定の実務の経験及び講習を受講し た者のうちから、一定の数以上の事業用自動車を有している営業所ごとに、 一定の人数以上の運行管理者を選任する義務が課され、また、「旅客自動車 運送事業運輸規則の解釈及び運用について」(平成14年1月30日国土交通 省自動車交通局総務課安全対策室長ほか通達。以下「旅客解釈運用通達」と いう。)又は「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」 (平成 15 年 3 月 10 日国土交通省自動車交通局総務課安全対策室長ほか通 達。以下「貨物解釈運用通達」という。)の規定により、運行管理者は他の 営業所の運行管理者又は運行管理業務を補助させるための者(以下「補助者」 という。)を兼務することはできないとされており、こうした規制が、IC Tの導入による費用対効果を限定的なものとしているとの指摘や、自動車運 送事業者における柔軟な運行管理者の配置による運行管理者不足への対応、

業務効率化及び生産性向上、郊外の営業所の経営維持等の障壁となっているとの指摘がある。

以上を踏まえ、輸送の安全の確保を前提とした上で、自動車運送事業者におけるICTの活用・導入を促進し、業務効率化及び生産性の向上、運行管理者不足の解消等を図るべく、運行管理の体制に係る制度を見直すことが必要であり、以下の措置を講ずる。

- a 国土交通省は、自家用車活用事業を含む自動車運送事業について、ICTを活用した運行管理業務の集約・高度化等を進め、効率的な安全管理を実現する観点から、事業者ごとに異なるICTを活用した運行管理業務の集約・高度化等の程度に応じ、営業所ごとに必要な運行管理者の選任数を設定することについて、各事業者の実態等を踏まえて実証を行い、その結果を踏まえ、輸送の安全の確保を前提として実現が見込まれる場合には、追加実証、先行実施、本格運用等、各段階の措置の具体的な時期等を含め、ロードマップ等の今後の進め方を公表する。
- b 国土交通省は、自家用車活用事業を含む自動車運送事業者に課されている運行管理者の営業所ごとの選任について、事業者における柔軟な運行管理者の配置による運行管理者不足への対応、業務効率化及び生産性向上を図り、効率的な安全管理を実現する観点から、ICTの徹底活用等によって運行管理業務を確実に遂行できることを前提とした上で、運行管理者が他の営業所の運行管理者又は補助者を兼務可能とすることについて、各事業者の実態等を踏まえて実証を行い、その結果を踏まえ、輸送の安全の確保を前提として実現が見込まれる場合には、追加実証、先行実施、本格運用等、各段階の措置の具体的な時期等を含め、ロードマップ等の今後の進め方を公表する。
- c 国土交通省は、運行管理者が実施する点呼について、旅客解釈運用通達 又は貨物解釈運用通達の規定により、運行管理者の指導及び監督の下で補助者が当該点呼の一部を実施する場合には、点呼を行うべき総回数の3分の2以下しか点呼を実施できないとされている点について、令和3年以降段階的に実証及び制度化が行われている、運行管理者の責任の下で実施される自動点呼の場合には、当該自動点呼による点呼回数に制限がなく全ての点呼を実施可能とされていることも踏まえ、運行管理者の責任の下、運転者が安全な運転をすることができないおそれ等がある場合には、運行管理者に運行の可否の判断を求めること等を前提とした上で、自動車運送事業者における柔軟な運行管理者の配置による運行管理者不足への対応、業務効率化及び生産性向上を図り、効率的な安全管理を実現する観点から、補助者が実施可能な点呼の総回数を緩和するよう見直す方向で実証を行

い、その結果を踏まえ、輸送の安全の確保を前提として実現が見込まれる場合には、追加実証、先行実施、本格運用等、各段階の措置の具体的な時期等を含め、ロードマップ等の今後の進め方を公表する。

d 国土交通省は、運行管理者が運転者に対して実施する点呼について、基本的には当該運転者が属する営業所内で実施することが前提であり、異なる営業所間や事業者間の点呼を行う場合には点呼告示第4条の規定に基づく遠隔点呼が認められているが、同一敷地内や同一建物の中に異なる営業所又は事業者が存在している場合であっても、営業所間又は事業者間の点呼を行う際に対面点呼の併用が認められておらず業務上の非効率が生じているとの声があることを踏まえ、ICTの活用による情報共有等が可能な状況であることが確認されている遠隔点呼を実施する自動車運送事業者については、遠隔点呼と併用して、異なる営業所間・事業者間における対面点呼を可能とするための必要な措置を講ずる。

#### キ レベル4の自動運転タクシー等の実装加速

【a:令和7年度措置、

b:①令和7年上期目途措置、②令和7年度措置、③令和7年10月措置】 **<実施事項>** 

米国や中国では広く社会実装されつつある自動運転レベル4(特定条件下における完全自動運転)は、地域における移動の足不足や担い手不足の課題への重要な対応策であり、我が国においても社会実装が急務である。

こうした中、警察庁、経済産業省及び国土交通省において、規制改革推進に関する答申(令和6年5月)を踏まえ、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第41条第2項の規定による自動運行装置に係る走行環境条件付与及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第75条の12の規定による特定自動運行の許可に係る審査内容や手続等の明確化、審査の効率化・迅速化等の取組が実施されており、これまでに計5件の審査が実施された(令和7年5月時点)。

また、自動運転車に係る社会的なルールの在り方について、交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会の下に設置された自動運転ワーキンググループ(以下「自動運転ワーキンググループ」という。)及び警察庁委託事業の下で開催された自動運転の拡大に向けた調査検討委員会において、①自動運転車に係る保安基準(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号))及びガイドライン(「自動運転車の安全確保に関するガイドラ

イン」(令和6年6月国土交通省物流・自動車局))の具体化、②迅速かつ実 効的な原因究明に向けた事故調査機関の在り方、③道路運送車両法に基づく 自動運転車による道路交通法に基づく交通ルールの遵守方法の明確化につ いて、令和7年5月までに、それぞれ見直し等の方向性に関する結論が得ら れたところである。

さらに、自動運転ワーキンググループでは、自動運転タクシー等の実装に向け、ビジネスモデルに対応した規制緩和等として、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 35 条第 1 項の規定に基づく特定自動運行の管理の受委託の許可基準の骨子が取りまとめられ、特定自動運行時に必要な運行管理の在り方について、当面の間は、運行管理者の必要な選任数について事業者からの申請に応じて審査することで対応することとされた。

今後、自動運転レベル4の社会実装に向け、自動運転に関する新規参入の 拡大を促し関係者の裾野を広げ、社会的受容性を高めるためには、自動運転 の走行に係る審査に係る手続の更なる効率化・迅速化、自動運転車に係る社 会的なルールの具体化等を進めていくことが重要であり、このため、以下の 措置を講ずるべきである。

a 警察庁、経済産業省及び国土交通省は、自動運転レベル4の事業化加速に向け、道路運送車両法第41条第2項の規定による自動運行装置に係る走行環境条件付与及び道路交通法第75条の12の規定による特定自動運行の許可に係る審査について、申請者の準備・検討の円滑化及び審査の効率化・迅速化を図るため、審査内容や手続等の明確化、審査項目に係る重複の排除等、手続の透明性・公平性を確保するために必要な取組を引き続き着実に実施する。

また、警察庁及び国土交通省は、これらの手続の効率化・迅速化を図るため、過去の審査事例を活用し迅速な審査を実施可能なシステムを構築するなど、デジタル技術の活用を徹底する。

- b 自動運転車に係る保安基準及びガイドラインの具体化、迅速かつ実効的な原因究明に向けた事故調査機関の在り方、自動運転車による交通ルールの遵守方法の明確化について、自動運転ワーキンググループ及び自動運転の拡大に向けた調査検討委員会で示された方向性の結論を踏まえ、以下の①~③の措置を講ずる。
  - ①国土交通省は、自動運転車の安全確保に関するガイドラインの具体化を 行う。
  - ②国土交通省は、関係省庁と連携して、自動運転車の社会実装の状況や事故実態を踏まえ、運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築について、法制度の整備も視野に入れた検討を行う。

③警察庁は、自動運転車の開発に資する交通ルールの解釈の明確化等について自動運転車の開発者等と意見交換する枠組みを設置する。

## 2 健康・医療・介護

## <基本的考え方>

我が国では、高齢化の進展に伴い疾病構造が変化し、これに併せて必要な医療・介護ニーズが変化するなど、医療・介護の提供体制を取り巻く環境は大きく変化している。また、地域によって高齢化や生産年齢人口減少のスピードに大きな差が生じていることなどを背景に、地域によっては、医療従事者や介護人材の偏在や不足が深刻な課題として顕現化している。今後、生産年齢人口を中心に更なる人口減少が見込まれる一方、85歳以上を中心に高齢者数は2040年頃のピークまで増加すると見込まれており、人材の確保を含め、健康・医療・介護サービスの提供体制の維持が一層大きな課題となることが予想される。

こうした中、全ての地域・世代の国民が、一人一人のニーズに寄り添った健康・医療・介護サービスを享受できるようにするためには、患者・利用者本位の立場から、安全性を確保するとともに現場の実態を踏まえつつ、デジタルやICT技術の活用も含めた健康・医療・介護サービス提供体制の見直し・効率化、医療・介護関係職種の能力や専門性を踏まえたタスク・シフト/シェア、適切なセルフケア・セルフメディケーションの下での日常的な健康管理と病気の早期発見・受診・治療を促進する環境整備、不適切なローカルルール防止、医薬品へのアクセスの円滑化等を進めていくことが重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。各実施事項(本答申において、「措置済み」のものを除く。)については、関係省庁において成案を得て決定を行う前に規制改革推進会議で議論等を行うことを予定している。

#### ク 地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化

【a: 令和6年度検討開始、法令上の措置施行までに結論、 結論を得次第速やかに措置、

b:令和6年度検討開始、aの法令上の措置施行までに結論、

結論を得次第速やかに措置、

c: 令和7年度検討・結論・措置、

d: 令和7年度開始、令和9年度まで継続的に措置】

#### く実施事項>

我が国におけるオンライン診療は、医師、患者双方にとって、対面診療(外来診療、入院診療及び在宅診療)とは異なる新たな診療形態の選択肢として、医事法制の解釈運用により、機動的かつ柔軟にその実施が図られてきた。他方、例えば、人口減少、高齢化、医師不足等を背景に医療提供体制の維持に苦慮している地域や、働く人々の受診可能な時間と医療機関の開院時間のミスマッチが生じている地域、災害の発生した地域等、多種多様な現場がある中においては、現行の医事法制の解釈運用では限界があることなどを踏まえ、医事法制にオンライン診療を位置付け、その運用基準等を明確化することなどが必要である。その際、オンライン診療が現場の医師、患者双方の合意の下で医療の安全性を確保しつつ実施されることを前提として、現行の解釈運用に至った経緯や現場の運用実態を十分踏まえつつ、実際に現場のオンライン診療の取組が普及及び円滑化し、患者に恩恵がもたらされるよう、課題解決を図ることが重要である。上記を踏まえ、地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化のため、患者・利用者本位の立場から、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、例えば、オンライン診療専用車両等(オンライン診療専用ブースを含む。以下同じ。)の活用において、現行の医事法制の解釈運用では、診療の回数・場所の制限や事前届出等の手続負担があるなどの指摘を踏まえ、オンライン診療専用車両等の活用を円滑化し、適切な活用の推進を図るため、以下の事項を含め、医事法制上の位置付けの明確化並びに解釈運用の更なる明確化及び見直しについて検討し、所要の措置を講ずる。
  - ・「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(平成30年3月(令和5年3月一部改訂)、厚生労働省。以下「オンライン診療指針」という。)等、現行の解釈運用のうちオンライン診療の更なる普及のために必要なものを制度化すること。具体的には、医療法(昭和23年法律第205号)にオンライン診療の総体的な規定(オンライン診療の定義、オンライン診療を行う医療機関の届出義務、オンライン診療の適切な実施に関する基準(以下「オンライン診療基準」という。)、医療機関の管理者が講ずべき措置に関する実施基準、オンライン診療受診施設の定義、オンライン診療受診施設の設置者の届出義務、オンライン診療を行う医療機関の管理者のオンライン診療受診施設の設置者に対するオンライン診療基準への適合性の確認等に関する規定)を設けること。
  - ・現行のオンライン診療指針におけるオンライン診療の提供及び提供体

制に関する事項については、既存法制との整合性を図りつつ、同内容を医療法令に規定するとともに、オンライン診療指針の在り方について整理し、明確化等を行うこと。その際、①現行のオンライン診療指針上、患者が看護師等といる場合のオンライン診療(以下「D to P with N」という。)において診療の補助行為を行うことは可能とされていること、②オンライン診療専用車両を活用する際に D to P with Nの形でも行われること、③特に離島や山間地などの医療アクセスが限られた地域等の患者に必要な医療を提供する観点から、オンライン診療受診施設において、看護師等による診療の補助行為を可能とするべきとの指摘があること等を踏まえ、オンライン診療受診施設における看護師等による診療の補助行為の実施可否の検討(実施可能な診療の補助行為の内容についての検討を含む。)を行うこと。また、急変時の体制確保において事前に関係医療機関との合意を行うことについては、少なくとも現行のオンライン診療指針と同様に、離島など、急変時の対応を速やかに行うことが困難となると想定される場合とすること。

- ・オンライン診療受診施設について、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」(昭和32年厚生省令第15号)及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」(昭和32年厚生省令第16号)との関係について整理し、明確にすること。
- ・オンライン診療受診施設の届出事項について、例えば、診療する医師名、 診療時間などの過度な届出事項はオンライン診療専用車両等の機動的 な活用の制約となるとの指摘があることを踏まえ、連携する医療機関名 などの必要最低限のものとすること。
- ・オンライン診療受診施設の届出様式及び必要書類について、不適切なローカルルールを防止し、事務手続の負担軽減を図る観点から、合理的な標準様式及び必要書類(以下「標準様式等」という。)を作成し、全国一律で当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の措置を講ずること。
- ・オンライン診療受診施設においては、オンライン診療の実施の責任はオンライン診療を行う医療機関の医師が負うものであり、オンライン診療 受診施設の設置者は、いわばオンライン診療を受診する場所を提供する 又は管理する立場に過ぎないことから、医療機関又は医療従事者である こと等の要件を設定しないこと。
- ・オンライン診療受診施設の設置者については、当該施設に常駐する必要はなく、遠隔での運営・管理を可能とする必要があり、当該業務に専任する必要はなく、複数の当該施設等の運営・管理業務等の兼務を可能と

する必要があるなどの指摘があることを踏まえ、当該施設の性質に鑑み、 当該施設における常駐の要否、遠隔での運営・管理の可否、当該業務の 専任の要否、兼務の可否等について明確にすること。

- ・オンライン診療受診施設の構造基準等について、現行のオンライン診療 指針も踏まえ、プライバシー保護、衛生管理、情報セキュリティを含む 良好な通信環境の確保等の必要最低限の要件とすること。
- ・オンライン診療受診施設の設置者に対する設置届出先の都道府県等からの指導監督の具体的な基準及び内容について、患者の安全確保やオンライン診療及びオンライン診療受診の円滑化といった趣旨を踏まえ、明確にすること。
- ・オンライン診療受診施設に対する広告規制について、オンライン診療受診施設の設置者の広告は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害されるおそれが少ない場合に可能とすること。具体的には、オンライン診療受診施設である旨、当該オンライン診療受診施設の名称、当該オンライン診療受診施設の所在の場所に関する事項、当該オンライン診療受診施設でオンライン診療を患者が受けることが可能な日時に関する事項及び当該オンライン診療受診施設で提供される医療の内容(当該オンライン診療受診施設においてオンライン診療を行う医療機関が当該広告に関し必要な情報を提供し確認する場合に限る。)に関する取扱いについて検討し、明確にすること。
- b 厚生労働省は、オンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能とする旨の医療法の運用(令和6年1月16日厚生労働省医政局総務課長通知)における診療所の開設基準及び医療法(その政省令、通知、事務連絡等を含む。)における「居宅等」の解釈について不明確な場合があるとの指摘があることを踏まえ、オンライン診療専用車両等の活用を円滑にするため、以下の事項を含め、解釈運用の更なる明確化及び見直しについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。
  - ・オンライン診療のための医師非常駐の診療所の開設基準について、面積 基準は不要であることを明らかにした上で、その開設の届出様式及び必 要書類について、不適切なローカルルールを防止し、事務手続の負担軽 減を図る観点から、合理的な標準様式等を示すこと。
- c 厚生労働省は、オンライン診療に係る診療報酬上の評価について、以下 の指摘があることを踏まえ、明確化や見直しの要否を検討し、必要に応じ て所要の措置を講ずる。
  - ・現行のオンライン診療指針上、D to P with N において医師の指示による点滴、注射、血液検査、尿検査等の診療の補助行為を看護師等が行う

ことは可能とされているが、当該補助行為に係る診療報酬の算定方法に 不明確な部分がある。

- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料については、関連学会の指針において オンライン診療での疾病管理の有効性・安全性を担保するために、診断、 症状の改善及びCPAP (持続的気道陽圧)の使用状況の確認ができる までは対面診療を実施することとされていることを踏まえ、オンライン 診療を行う場合であっても、対面診療を併せて実施することを前提とし た算定要件となっており、外来栄養食事指導料については対面とオンラインを組み合わせた指導計画策定が算定要件とされている。一方でこれ らの算定要件は、オンライン診療の特性を十分に活かした活用が進まな い一因となっている。
- d 厚生労働省は、オンライン診療は、巡回診療やオンライン診療のための 医師非常駐の診療所などの現行法の解釈運用に加え、オンライン診療受診 施設としての運用も可能となり、地域における多種多様なニーズに応える 選択肢が増える一方、いずれの運用が適しているのかが必ずしも明確では ないことから、全国で実施されている事例を収集分析した上で、各制度運 用に適した活用を具体的に示すことが必要との指摘があることを踏まえ、 各制度運用の活用実態を継続的に情報収集し、具体的な事例を公表するな ど、オンライン診療に関する情報発信・環境整備を行う。その際、診療所、 自宅、職場、介護事業所、学校、オンライン診療専用車両、公民館、郵便 局、交通施設(駅構内を含む。)等、具体的な場所の類型ごとの適した活 用を具体的に示すこととする。

#### ケ 地域の病院機能の維持に資する医師の宿直体制の見直し

【a:令和7年措置、

b:令和7年度上期検討開始、遅くとも令和9年度結論・措置】

#### <実施事項>

今後我が国においては、生産年齢人口を中心に更なる人口減少が進展する一方、85歳以上を中心に高齢者数は2040年頃のピークまで増加すると見込まれている。こうした中で、地域によっては、医療提供体制の維持・確保にあたり、医師の偏在や不足が課題となっており、今後は医師の確保が更に困難となるおそれがある。

医療法(昭和23年法律第205号)第16条の規定により、医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならないとされているが、医師

の不足に直面する一部の病院では、宿直医師が確保できない等の理由から診療体制の縮小を余儀なくされるといった事例も認められている。こうした状況に対して、地域の慢性期医療を担う一部の病院などからは、夜間の診療需要が限定的であるため、宿直医師が常に対応を求められる状況ではないこと、看護師による患者の状態の適切な把握の下、ICT技術の活用により遠隔であっても医師は適切な指示(救急搬送指示を含む。)を行うことが可能な場合があること等の指摘があり、患者の安全性を確保することを前提として、一定の要件の下で、1名の医師が複数の病院の宿直対応を兼務で行うことを可能とするよう求める要望がある。また、医療資源が乏しい地域や減少する地域においては、地域の医療提供体制を今後も維持する観点から、医師という限られた資源をより必要な場所に重点的に配置することが求められており、病院によってその機能が異なる中、宿直の兼務も一定の条件下で病院が採り得る選択肢として検討すべきとの指摘がある。

一方で、医療法第 16 条及び医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号) 第 9 条の 15 の 2 により、病院での医師の宿直義務の例外規定として、①医 師が病院に隣接した場所に待機する場合、②病院の入院患者の病状が急変し た場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されて いるものとして病院所在地の都道府県知事が認めている場合が定められて おり、「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について(施 行通知)」(平成 30 年 3 月 22 日厚生労働省医政局長通知。以下「施行通知」 という。)により、病院での医師の宿直義務の例外規定の具体的な取扱いが 示されているが、オンラインによる対応を含む、電話以外の情報通信機器を 用いた対応や兼務の可否は明示されていない。

こうした状況も踏まえ、地域や病院機能ごとに異なる宿直医師の実態を踏まえつつ、医療の質及び安全の確保とともに、地域の医療資源の配分の最適 化及び効率化を図り、地域の実情に応じて必要な病院機能を維持する観点から、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、医療法第 16 条及び医療法施行規則第 9 条の 15 の 2 の規定による病院での医師の宿直義務及びその例外規定に関して、当該例外規定の具体的な取扱いを定める施行通知において示されている「当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること」を前提とした上で、「特別の事情があって、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること」には、オンラインによる対応を含む、電話以外の情報通信機器を用いた対応も含まれることについて明確化し、周知する。
- b 厚生労働省は、医療法第16条及び医療法施行規則第9条の15の2の規

定による病院での医師の宿直義務及びその例外規定に関して、緊急治療に支障を来さないようにするという医師の宿直義務の規定の意義を確保しつつ、例えば、入院患者の特性等により宿直する医師が常に対応を求められる状況ではなく、近隣医療機関との協力の下、集中治療や手術等が必要となった場合の高度な救急医療を提供する施設等への搬送等を含む緊急時対応の協力体制が確保されている病院において、宿直医師を確保するために診療体制を縮小するなどの影響が出ている場合又は当該影響が出るおそれがある場合などを念頭に、地域における医療提供体制を維持する観点から、病院の管理者及び速やかに診療を行う体制が確保されていることを確認する都道府県知事の判断として、オンラインによる対応を含む、電話以外の情報通信機器を用いた対応やカルテ情報の共有等のICT技術を活用することで、複数の病院の宿直対応を遠隔かつ兼務で行うことが可能となる要件等を検討し、遅くとも令和9年度中に結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。その際、合理性に乏しい地域的差異を設けるローカルルールの発生防止に留意するものとする。

#### コ 在宅医療における円滑な薬物治療の提供

【a:令和7年措置、

b:令和9年までに検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

#### く実施事項>

在宅患者に円滑に薬物治療を提供するためには、在宅患者の療養を担う医師、薬剤師、訪問看護師等が連携しつつ、チーム医療として在宅医療が提供される必要がある。こうした中、夜間・休日などを中心に、在宅患者の症状変化に対する迅速な薬物治療が提供できていない場合があるとの指摘や、令和5年6月の規制改革実施計画等を踏まえ、厚生労働省は、「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」において、在宅患者に円滑に薬剤を提供する体制の整備について検討を行い、地方公共団体や関係団体等が実施すべき対応を「これまでの議論のまとめ」(令和7年3月31日薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会。以下「議論のまとめ」という。)において取りまとめた。

議論のまとめを踏まえつつ、無薬局地域や夜間・休日など地域や日時にかかわらず、在宅患者に円滑に薬物治療を提供できる環境を実現するため、以下の措置を講ずる。

a 厚生労働省は、議論のまとめにおいて指摘された対応(在宅医療における薬剤提供体制(新たな品目を事前に訪問看護ステーションに配置するこ

とを含む。以下同じ。)の実態の継続的な把握を含む。)が着実に実施されるよう、地方公共団体や関係団体等に対する要請や、個別の患者の状態や状況に応じ、在宅患者の療養を担う医師、薬剤師、訪問看護師等の協議の下、在宅患者の急な状態変化への対応のために必要な医薬品として、新たな品目(例:輸液)を事前に訪問看護ステーションに配置することを可能とするなど、以下の点を含め、所要の措置を講ずる。

- ・事前に訪問看護ステーションに新たに配置することを可能とする医薬品の具体的要件の設定(一般用医薬品では対応できない効能及び効果を有する医薬品であること等)、当該医薬品の具体的な保管方法等(輸液についてはその投与に必要な留置針や点滴ルート等の入手方法を含む。)の明確化及び地方公共団体への報告方法や報告事項等の明確化。
- b 厚生労働省は、a の措置後、地方公共団体や関係団体等の協力を得つつ、 全国の在宅医療における薬剤提供体制の実態(在宅医療において円滑に薬 物治療が提供できなかった事例の件数、内容、発生した地域等)を継続的 に把握し、当該実態を踏まえ、全国の在宅医療における薬剤提供体制の構 築等に向けた方策の見直しの要否を含め検討し、結論を得次第、必要に応 じ、所要の措置を講ずる。

### サ 救急救命処置の範囲の拡大

【a:(前段)令和7年度検討開始、令和8年度結論、 結論を得次第速やかに措置、

(後段) 令和7年度から前段の措置まで継続的に措置、

b:(前段)令和7年度検討開始、令和8年度結論、

(中段) 前段の結論を得次第速やかに検討開始、結論を得次第速やかに措置、 (後段) 令和7年度から中段の措置まで継続的に措置、

c:(前段) 令和8年度検討開始、令和9年度結論、

結論を得次第速やかに措置、

(中段) 前段の結論までに措置、

(後段) 令和8年度から前段の措置まで継続的に措置、

d: 令和7年度から、

aの前段、bの中段及びcの前段の措置まで継続的に検討・措置】

#### く実施事項>

高齢者人口の増加も背景に、救急出動件数、搬送人員及び病院収容所要時間(入電から医師引継ぎまでに要した時間をいう。)が増加基調(例えば、令和5年中の救急出動件数は約764万件と過去最多を記録。)にあるなど、

都市部・地方部を問わず救急医療体制がひっ迫する中、救急医療の質の向上を図る観点からは、傷病者に最初に接する機会が多いと考えられる医療従事者である救急救命士(救急救命士法(平成3年法律第36号)第2条第2項の規定に基づく「厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者」をいう。)が行うことができる救急救命処置について、現行の範囲にとどまらず、その範囲の不断の見直しを検討することが必要である。このため、以下の措置を講ずる。

a 厚生労働省は、救急救命処置の追加等の提案・要望の窓口に対する評価を行うことを目的として平成27年度から令和2年度までに厚生労働省委託事業の下で開催された救急救命処置検討委員会(以下「検討委員会」という。)において、救急医療に関わる団体等からの要望・提案のうち、検討委員会が安全性、必要性、難易度、必要な教育体制等の視点から評価を行った結果として厚生労働科学研究班等による研究又は厚生労働省の検討会等による検討が必要と判断された5処置(①心肺停止に対するアドレナリン投与等の包括指示化、②アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内投与、③気管切開チューブの事故抜去時のチューブの再挿入、④急性冠症候群等に対する心電計の使用による12誘導心電図の測定と伝送及び⑤心肺停止を対象にした自動式人工呼吸器による人工呼吸)について、その後厚生労働省の検討会等による具体的検討が行われているものは②のみであることから、これまでの検討等を踏まえつつ、処置ごとに検討期限を設けた上で速やかに検討を行い、結論を得た上で、速やかに必要な法令上の措置を講ずる。

また、消防庁は、上記検討について、厚生労働省の求めに応じ、必要な協力・助言を行う。

b 厚生労働省は、検討委員会の評価が「未了」(「提案内容について精査中であり、検討委員会としての判断に至っていない。」との評価。)とされている処置(①外傷による出血性ショックに対するトラキサネム酸の静脈内投与(生理食塩水の投与も含む。)、②医師等により乳酸リンゲル液以外で確保された静脈路からのアドレナリン投与、③チューブ誘導機能を有さないビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施、④幸帽児に対する卵膜の用手的な破膜、⑤低血糖発作症例に対するグルカゴン粉末製剤の点鼻投与及び⑥院外心停止に対する薬剤投与のための骨髄穿刺システムを用いた骨髄輸液路確保)について、処置ごとに検討期限を設けた上で新たな救急救命処置の候補とすることについての評価の検討を行い、結論を得る。

その上で、当該結論を踏まえ、新たな救急救命処置の候補とする処置については、処置ごとに検討期限を設けた上で速やかに検討を行い、結論を得た上で、速やかに必要な法令上の措置を講ずる。

また、消防庁は、上記検討について、厚生労働省の求めに応じ、必要な協力・助言を行う。

c 厚生労働省は、a 及び b において検討が要請されているもの以外の処置について、救急医療現場では、例えば、細胞外液等の電解質輸液を用いた静脈路確保及び輸液、急性冠症候群に対するニトログリセリンスプレー・アスピリンの投与、心不全による低酸素血に対する C P A P マスクを用いた非侵襲的人工呼吸等、新たなニーズがあるとの指摘を踏まえ、救急医療に関わる団体等からの要望・提案を募集した上で、新たな処置を救急救命処置の範囲に追加することの可否を検討・判断する。

要望・提案の募集に際しては、検討委員会の評価が「差し戻し」(「必要な情報やそれを裏付ける資料が十分に示されていないその他の理由により、提案内容の評価を行うことができない。」との評価。)とされた処置が多数存在していたことを踏まえ、同様の事態を防止するため、例えば、要望・提案の提出段階で検討に十分な内容が提出可能となるよう、提案書の具体的な入力例を示すことや、審査過程で情報の不足があることが判明した場合には、要望・提案者からの追加説明を求めることなどにより、提案書の再提出を要さずに要望・提案者からの更なる情報提供の対応を可能とすること等を行う。

また、消防庁は、上記検討について、厚生労働省の求めに応じ、必要な協力・助言を行う。

d 厚生労働省は、a~cの検討において、先行的実証が必要と判断する場合には、例えば、救急出動件数や搬送人員が多い地域や、へき地であるといった地理的事情から救急搬送時間が日常的に長時間化している地域など特に当該処置を救急搬送段階で実施すべき必要があり、かつ、実証に必要な体制が確保できていると考えられる地域を優先的に選定するなど、実証の実施に適切な地域を選定した上で、実証を行う。また、消防庁は、上記実証地域の選定や先行的実証において、厚生労働省の求めに応じ、必要な協力・助言を行う。

## シ 利用者起点に立った一般用医薬品の適正な販売区分及び販売方法

【a:措置済み、

b, d: 令和6年度検討開始、令和8年度上期結論、令和8年措置、

c:令和7年度検討開始、令和8年度結論、

e:令和7年検討開始、令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置】

## く実施事項>

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)上、一般用医薬品の販売に当たって薬剤師又は登録販売者(以下「有資格者」という。)に求められる対応について、

- ・一般用医薬品の販売区分、薬効分類及び個別の製品並びに当該薬効分類及 び個別の製品を使用しようとする者(購入しようとする者を含む。以下「消 費者」という。)の特性ごとに、医薬品医療機器等法上、有資格者に求め られる、消費者等に対する販売又は授与、情報提供及び確認の内容、具体 的判断基準等が不明確であること
- ・有資格者による販売又は授与、情報提供及び確認の実施状況に対する監視 及び実態把握は、現行の薬事監視、医薬品販売制度実態把握調査等では困 難であり、実効性に疑問があること

#### 等の指摘がある。

また、一般用医薬品(特に第二類医薬品、第三類医薬品)の製品によっては、製造販売後調査の後に販売区分を指定された後、販売区分の見直しの検討が行われる機会がない一方、副作用等報告件数が極めて少なく、かつ、重篤な副作用は報告されていないことから、指定されている販売区分と製品の実際の安全性リスクとに乖離があるとの指摘がある。

さらに、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において検討されている 一般用医薬品の販売区分の一部統合(第二類医薬品と第三類医薬品との統合。 以下同じ。)については、現行の一般用医薬品の販売区分は有資格者にとっ て製品の安全性リスクの程度が分かりやすい区分となっていること、販売区 分の一部統合に対する消費者や販売現場からのニーズが乏しいこと等の指 摘がある。

以上を踏まえ、消費者の安全確保、セルフメディケーションの推進及び医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、利用者起点に立った一般用医薬品(医薬部外品を含む。)の適正な販売区分及び販売方法を実現するため、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、一般用医薬品の販売区分の一部統合の要否について、bの 措置を講ずることなどを前提として、販売区分の一部統合を行わない方向 で検討を進め、速やかに結論を得る。
- b 厚生労働省は、一般用医薬品を販売し、又は授与する場合に有資格者に 求められる以下の事項等について、一般用医薬品の販売区分、薬効分類及

び個別の製品並びに消費者の特性といった観点を踏まえて検討し、結論を得次第、速やかに指針の策定等の所要の措置を講ずる。その際、一般用医薬品のうち、消費者の特性に応じ、消費者等に対する情報提供や消費者等への確認の要否が不明確なものなどについて明確化するとともに、有資格者に求められる対応には消費者等に対する情報提供及び消費者等への確認を含まないことを含め、消費者等に対する情報提供や消費者等への確認との関係を明確化することとする。

- ・有資格者に求められる対応(医薬品医療機器等法上、義務・努力義務として有資格者に対応が求められるものに限る。以下同じ。)
- ・消費者等への確認(当該確認については、医薬品医療機器等法上、第一類医薬品を販売する場合は義務であり、第二類医薬品を販売する場合は 努力義務であり、第三類医薬品を販売する場合は義務及び努力義務ではない。以下同じ。)
- ・消費者等に対する情報提供(当該情報提供については、医薬品医療機器等法上、第一類医薬品を販売する場合は義務であり、第二類医薬品を販売する場合は努力義務であり、第三類医薬品を販売する場合は義務及び努力義務ではない。以下同じ。)
- ・有資格者が販売可否の判断を行う一連の流れ
- ・消費者との応答事例
- c 厚生労働省は、b の検討も踏まえつつ、消費者の一般用医薬品の適正使用を促進する観点から、使用上の注意など消費者に提供すべき情報について、製品の包装等への消費者の目につきやすい記載により消費者への情報提供を可能とする方策についてその要否を含めて検討し、結論を得る。
- d 厚生労働省は、bの検討結果を踏まえ、有資格者による、一般用医薬品に 関する消費者等への確認及び消費者等に対する情報提供を経た一般用医 薬品の販売又は授与が実効的に行われることを確保するため、薬事監視、 医薬品販売制度実態把握調査等において、有資格者による販売又は授与、 情報提供及び確認の実施状況・内容の監視及び把握を適切に行う体制につ いて検討し、結論を得次第、速やかに、「薬局、医薬品販売業等監視指導 ガイドライン」(令和3年8月厚生労働省医薬・生活衛生局)の改正等の 所要の措置を講ずる。
- e 厚生労働省は、現行、第二類医薬品又は第三類医薬品に指定されている 製品について、
  - ・特に、第三類医薬品のうち、ビタミン剤、点眼薬、湿布薬、保湿クリーム、のど飴、うがい薬、整腸薬等といった人体に関する作用が緩和であると考えられるものについて、医薬部外品への移行のニーズがあること

- ・消費者が適正使用できるよう、包装等への消費者の目につきやすい記載 により消費者へ提供される情報があること(cによるものを含む。)
- ・令和元年12月1日から令和5年3月31日までに製造販売業者から厚生 労働省に報告(医薬品との因果関係が不明なものを含む。)のあった販 売数1億箱当たりの副作用等報告数の年間平均(割合)について、第二 類医薬品は41.1件(0.0000411%)、第三類医薬品は20.7件(0.0000207%) と副作用等報告件数が極めて少なく、かつ、重篤な副作用は報告されて いないこと
- ・地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する観点から、 一般用医薬品か医薬部外品かを問わず、消費者起点の相談対応(購買相 談を含む。)が有資格者に期待されていること

等を踏まえ、まずは、第三類医薬品において、うがい薬、洗眼薬等といった人体に対する作用が緩和であると考えられるものについて、消費者及び小売業者の意見も踏まえ、第三類医薬品の製造販売業者から求めのあるものについて、必要な評価を行い、薬理作用等からみて人体に対する作用が緩和であると判断できないものを除き、より安全性リスクの低い区分である医薬部外品への移行を検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

#### ス 濫用等のおそれのある一般用医薬品の販売規制等の適正化

【a:令和7年結論、結論を得次第速やかに措置、

b:令和7年結論、令和8年上期措置、

c,d:令和6年度検討開始、令和7年度上期結論、令和8年上期措置、e:(前段)令和7年度開始、令和9年度まで継続的に措置、

(後段) 令和7年度検討開始、令和10年上期までに結論、

結論を得次第速やかに措置】

#### く実施事項>

近年、若年者を中心に、濫用等のおそれのある医薬品(「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」(平成26年厚生労働省告示第252号)により指定するものをいう。以下「指定成分」という。)を始めとする医薬品の濫用が社会問題化しているが、現行の医薬品販売規制(濫用等のおそれのある医薬品の販売に当たっては、若年者の氏名・年齢の確認を行うことなど。)では十分とはいえない状況である。

濫用の背景には若年者等が抱く社会的不安等があるとの指摘や、販売規制のみでは必要十分な濫用防止策にはなり得ず、濫用の実態の把握を行い、当該実態等を踏まえた製品の表示及び仕様の変更並びに成分の見直し、濫用の実態が顕著な地域等に特化した対策、支援団体の紹介など濫用脱却のための自殺対策、孤独・孤立対策等、総合的な対策が必要であるとの指摘がある。

また、過去5年間の厚生労働省の各種調査研究報告書によると、濫用等のおそれのある医薬品の使用者の約99%は適正使用者であり、かつ、実際に濫用に用いられていると報告がある一般用医薬品の製品数(指定成分を含有する製品に限る。)は20~30程度であるのに対し、指定成分を含有する一般用医薬品の製品数が1,350程度(令和6年11月時点)の約2%程度である。

上記を踏まえると、実際に若年者等の濫用防止や濫用脱却といった問題解決を図ることを含め、消費者の安全確保、セルフメディケーションの推進及び医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、少なくとも販売規制としては、実際の濫用者や濫用されている成分・製品を特定し、そのデータ等を踏まえた濫用リスクに応じ、濫用リスクが高い人・成分・製品等に集中徹底した実効性のある対策が必要である。あわせて、これまで、濫用リスクの高い成分や製品が変化してきた実態も踏まえ、濫用の実態や販売規制の効果を適時適切に把握しつつ、より効果的な対策に随時見直していく必要がある。

以上の考え方に基づき、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、一般用医薬品の濫用実態、依存性等の調査を定期的に行った上で、薬事審議会に定期的に報告するとともに、濫用実態、薬理作用、依存性等を踏まえ、十分な根拠があると認められる場合には、薬事審議会の意見を聴いた上で、指定成分の見直しを行うことについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。
- b 厚生労働省は、指定成分を含む一般用医薬品について、適正使用者の医薬品へのアクセスにも配慮しつつ、以下の措置を検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。
  - ・販売個数・容量の制限、販売時の記録の作成・保存(販売記録の保管の 取扱い等が困難な場合は除く。)、販売時の記録を参照した販売可否の判 断基準の明確化、購入者の手の届かない場所への陳列(当該製品の保管 場所の確保等が困難な場合は除く。)など、薬事監視等において当該義 務等の履行状況が確実に確認でき、頻回購入防止並びに薬剤師及び登録 販売者(以下「有資格者」という。)に求められる情報提供の実効性が 確保される対策について検討し、結論を得次第、速やかに法令上の措置 を講ずる。その際、インターネット等を利用した特定販売(薬局又は店 舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬

品等の販売又は授与)については、①医薬品アクセスが円滑でない地域の住民など、一般用医薬品へのアクセスについて誰ひとり取り残さないようにすることが重要であること、②政府全体としてデジタル原則に基づいて対面規制の見直しが横断的に進められていることを踏まえるものとする。また、販売個数・容量の制限については、成分、薬効群、製品ごとに科学的知見(一回の使用期間や添付文書の使用上の注意等の記載を含む。)及び濫用実態も踏まえ、個別に検討し、制限するものとする。

- c 厚生労働省は、一般用医薬品の濫用を防止しつつ、消費者の一般用医薬品の適正使用を促進する観点から、指定成分を含む一般用医薬品について、当該医薬品の外箱に注意喚起等を表示するなど消費者への情報提供を可能とする方策について検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。
- d 厚生労働省は、指定成分を含む一般用医薬品について、有資格者が消費者に提供すべき情報について、頻回・大量購入等のデータに基づき、濫用リスクの高い者に対する濫用防止等のための支援に関する情報提供など、有資格者に求められる濫用リスクの高い者に対する情報提供及び濫用リスクの高い者への確認の具体的内容・判断基準等(成分、製品及び濫用リスクの高い者の特性ごと)について検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。その際、濫用リスクの高い者に対する情報提供及び濫用リスクの高い者への確認について、その効果検証が可能であって、かつ、実際の濫用防止や濫用脱却に効果的なものとなるよう検討する。
- e 厚生労働省は、指定成分について、①欧米では一般用医薬品(処方箋不要な医薬品)として承認されていないこと、②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の改正等による、濫用等のおそれのある医薬品販売の新たな制度施行後の濫用実態、実施状況等を踏まえ、以下の措置を講ずる。
  - ・当該製品に着目した対策、濫用の実態が顕著な地域等に特化した対策等、 製造販売事業者、販売業者、行政等の関係者が連携した自主的な取組を 促進する。
  - ・欧米における当該成分に関する制度及びその運用(販売区分の見直しを含む。)の状況、一般用医薬品等の濫用実態、依存性等の調査を行った上で、薬事審議会に報告するとともに、濫用実態、薬理作用、依存性等を踏まえ、十分な根拠があると認められる場合には、薬事審議会の意見を聴いた上で、販売区分の変更等(医療用医薬品への見直しを含む。)を行う。

# セ 要指導医薬品の販売区分、販売方法及び服薬指導方法の見直し

【a:(前段) 措置済み、(後段) 令和8年上期措置、

b:(前段) 措置済み、(後段) 令和8年上期措置、

c: 令和8年上期までに検討・結論、結論を得次第速やかに措置、

d: 令和11年上期までに検討開始、最初の判断の日から2年以内に結論、

e:(前段)措置済み、(後段)令和8年上期措置、

f: 令和7年検討開始、令和10年上期までに結論、

結論を得次第速やかに措置、

g: 令和11年上期までに検討開始、最初の判断の日から2年以内に結論、

h:(前段) 措置済み、(後段) 令和8年上期措置、

i:令和8年上期までに検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

# く実施事項>

a 厚生労働省は、医療用医薬品についてはオンライン服薬指導が既に可能とされていること、政府全体としてデジタル原則に基づいて対面規制の見直しが分野横断的に進められていること等を踏まえ、全ての要指導医薬品について、その販売方法が対面によるかオンラインによるかを問わず、薬剤師の判断に基づき、オンライン服薬指導を可能とすることを検討し、結論を得る。

その上で、厚生労働省は、当該結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。

b 厚生労働省は、その調査研究報告及び医薬品販売制度実態把握調査結果によると要指導医薬品を取り扱わない薬局・店舗が4割程度と多い現状に鑑み、消費者の安全確保や要指導医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、要指導医薬品について、オンライン服薬指導による必要な情報提供等を行った上でのオンラインによる販売(以下「オンライン販売」という。)を原則として可能とすることを検討し、結論を得る。その際、現時点でオンライン販売を不可とする例外に該当し得ると考えられるのは、スイッチOTC化後の転売・不正使用の防止のためには我が国においてオンライン販売を不可とすることが適切であるとの指摘があり、スイッチOTC化が進まない、緊急避妊薬のみであることなどを踏まえ、当面、当該例外は薬剤師の面前で直ちに服薬する必要がある要指導医薬品(例えば、緊急避妊薬。以下同じ。)に限ることとする。

その上で、厚生労働省は、当該結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。

c 厚生労働省は、定期的な再検討が行われずにオンライン販売が継続的に 不可とされることがないよう、オンライン販売を不可とする要指導医薬品 について、定期的に、適切なデータを収集し、オンライン販売に当たっての課題整理を行った上で、オンライン販売の可否を改めて検討し、結論を得て、必要に応じ、オンライン販売を可能とする仕組みを設けることについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

- d 厚生労働省は、薬剤師の面前で直ちに服薬する必要がある要指導医薬品のほか、厚生労働省がオンライン販売を不可とする要指導医薬品を新たに設ける場合には、その判断時に具体的な理由を明らかにし、公表するとともに、当該要指導医薬品に対する判断を他の要指導医薬品に共通して合理的に適用可能となる基準の作成についてその可否を含め検討を行い、当該最初の判断の日から2年以内に結論を得る。
- e 厚生労働省は、スイッチOTC医薬品が要指導医薬品として3年間取り扱われた後、例外なく、一般用医薬品に移行しインターネット等を利用した特定販売(薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品等の販売又は授与)が可能となる現行制度について、スイッチOTC医薬品の製造販売の承認時などに、要指導医薬品として3年間を経過した後も一般用医薬品に移行せず、要指導医薬品に指定し続けることを可能とする制度を新たに設けることについて、その要否を含め検討し、結論を得る。その際、当該新制度は以下の①及び②を含むものとする方向で検討する。
  - ①要指導医薬品として承認する際に一般用医薬品に移行しないことを判断する場合には、当面、消費者の安全の適切な確保及び転売・不正使用の防止の観点から、薬剤師の面前で当該要指導医薬品の購入者が直ちに服薬する必要がある医薬品に限定すること。
  - ②医薬品の製造販売後調査を踏まえて一般用医薬品に移行しないことを可能とする場合は、薬剤師によるインターネット等を用いた情報提供等 (オンライン服薬指導による情報提供等を除く。)では当該医薬品の適正な使用が確保できないとの相当の懸念が存在し、かつ、薬事審議会の意見を聴いた上で、要指導医薬品に指定し続けるべきものとして指定するものに限定すること。

その上で、厚生労働省は、当該結論を踏まえ、必要に応じ所要の措置を講ずる。

f 厚生労働省は、定期的な再検討が行われずに要指導医薬品に継続的に指 定されることがないよう、要指導医薬品に指定し続ける要指導医薬品につ いて、定期的に、適切なデータを収集し、販売区分の変更に当たっての課 題整理を行った上で、指定を継続することの要否を改めて検討し、結論を 得て、必要に応じ、販売区分の変更を行う仕組みを設けることについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

- g 厚生労働省は、薬剤師の面前で直ちに服薬する必要がある要指導医薬品のほか、厚生労働省が要指導医薬品に指定し続ける要指導医薬品を新たに設ける場合には、その判断時に具体的な理由を明らかにし、公表するとともに、当該要指導医薬品に対する判断を他の要指導医薬品に共通して合理的に適用可能となる基準の作成についてその可否を含め検討を行い、当該判断を最初に行った日から2年以内に結論を得る。
- h 厚生労働省は、消費者の安全確保及び医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、個別の一般用医薬品について、製造販売後調査その他の客観的なデータ等に基づき、随時、適切なリスク評価を行い、その結果に基づき、販売区分の変更(一般用医薬品から要指導医薬品への区分変更を含む。以下同じ。)を可能とする新たな仕組みを設けることについて、検討し、結論を得る。

その上で、厚生労働省は、当該結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。

i 厚生労働省は、第一類医薬品(第二類医薬品又は第三類医薬品から第一類医薬品に区分変更されたものを含む。)について、定期的な再検討が行われずに第一類医薬品に継続的に指定されることがないよう、第一類医薬品への区分指定時から定期的に販売区分の変更の要否を改めて検討し、結論を得て、必要に応じ、販売区分の変更を行う等の仕組みを設けることについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

#### ソ 一般用検査薬への転用の促進

【a, c:令和7年度措置、

b: 令和8年度検討・結論・措置】

#### く実施事項>

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)に基づく医薬品等の承認審査は、製造販売業者からの承認申請により行われるが、厚生労働省において、一般用検査薬(一般用医薬品たる体外診断用医薬品をいう。以下同じ。)については、医療用検査薬(主に医療従事者が使用することを想定した医療用医薬品たる体外診断用医薬品をいう。)と異なり、一般の生活者が正しく使用できるよう、検査項目ごとに使用上の注意、使用方法や性能等に関して承認審査のための一定の基準を示しておくことが必要である

と考えられ、一般用検査薬への転用の基準として、「一般用検査薬の導入に関する一般原則について」(平成 26 年 12 月 25 日厚生労働省医薬食品局長通知別添1。以下「一般原則」という。)において、対象となる検査項目の範囲等が示されている。

その中で、「採取に際して侵襲のないものが検体として適当である」及び「検体の採取に採血や穿刺等を伴う行為であれば、「侵襲がある」と考える」とされており、自己穿刺による穿刺血を検体に用いた自己血糖検査薬等は、一般用検査薬への転用が認められていない。こうした中、厚生労働省は、令和2年7月の規制改革実施計画等を踏まえ、穿刺血を検体に用いた検査薬等のOTC化に向け、薬事審議会医療機器・体外診断薬部会において、一般原則の見直しについて4年にわたって議論を行い、令和7年3月、「「低侵襲性の穿刺血など血液検体を用いた検査薬」の一般用検査薬への転用等に関するとりまとめ」(令和7年3月14日薬事審議会医療機器・体外診断薬部会。以下「とりまとめ」という。)において、「対象となる使用者の範囲」、「使用者側のリテラシー向上」及び「販売者側の実態」について「残された課題」があることから、一般原則の見直しは時期尚早との結論を得た。

幾年の検討を経てもなお、穿刺血を検体に用いた生活習慣病や性感染症等の検査薬がOTC化されない中、医療機関への受診や検査等に時間を割くことが難しい現役世代が糖尿病など生活習慣病の早期発見が遅れているとの指摘や、医療資源が限られている地方ほど検査遅れによるエイズ発症者の割合が大きいとの指摘があり、早期発見、早期受診及び早期治療の足掛かりにつながるOTC化の必要性及び重要性は一層高まっている。また、セルフケア・セルフメディケーションに関する消費者のニーズを背景に、「研究用」などと称する医薬品医療機器等法の承認を受けていない穿刺血を検体に用いた性感染症等の検査キットが、薬局、ドラッグストア、インターネット通販サイトなどで販売され、消費者がその検査性能が厚生労働省により確認されたものではないことを正確に理解せずとも容易に入手できる現状にある。

以上を踏まえ、セルフケア・セルフメディケーションを推進する観点から、 消費者が質の担保された一般用検査薬を使用し、生活習慣病や性感染症等の 早期発見、早期受診及び早期治療を行うことができる環境を整備するため、 以下の措置を講ずる。

a 厚生労働省は、穿刺血を検体に用いた検査薬のうち、まずは、自己血糖 測定検査薬のOTC化に向け、とりまとめにおいて「残された課題」とさ れた、「対象となる使用者の範囲」、「使用者側のリテラシー向上」及び「販 売者側の実態」ごとに、自己血糖測定器の購入、販売、使用の実態等につ いて、以下の点を含め、調査を行う。

- ・消費者の属性(糖尿病予備群の者、検査を受けたことがなく自ら様態を 把握できていない者及び糖尿病治療を行っているが自宅でも検査を行 いたい者。以下同じ。)ごとの自己血糖測定器の購入経験の有無
- ・自己血糖測定器の購入経験がある消費者について、消費者の属性ごとの、 商品選択、使用方法、判定結果の受け止め方及び受診を含めた行動変容 に対するリテラシー
- ・消費者の属性ごとの、自己血糖検査薬のOTC化の賛否並びにOTC化 に当たって考えられる課題及び当該課題に対する考え
- ・薬剤師等の属性(薬局経営者、薬局勤務者等)ごとの、自己血糖測定器の販売経験の有無、自己血糖測定器の販売経験がある場合の受診勧奨の実態、自己血糖検査薬のOTC化の賛否並びに及びOTC化に当たって考えられる課題及び当該課題に対する考え
- ・自己血糖検査薬のOTC化の賛否並びにOTC化に当たって考えられる課題及び当該課題に対する医師(かかりつけ医、糖尿病専門医等)の 考え
- ・消費者自らが一般用検査薬を使用することによる糖尿病等の早期発見、 早期受診並びに早期治療の状況及びそれらによる影響(重症化予防によ るものを含む。)
- ・薬剤師等の受診勧奨により医療機関への受診が増加することによる影響
- b 厚生労働省は、a により明らかとなった実態等を踏まえ、「対象となる使用者の範囲」、「使用者側のリテラシー向上」及び「販売者側の実態」ごとに、以下の点を含め、穿刺血を検体に用いた検査薬のOTC化に向けた検討を行い、結論を得る。当該結論を踏まえ、穿刺血を検体に用いた生活習慣病や性感染症等の検査薬のOTC化を可能とするため、一般原則の見直し等所要の措置を講ずる。
  - ・自己穿刺を行ったことがない消費者を含め、消費者の適切な一般用検査 薬の使用を担保するための添付文書等による情報提供の在り方
  - ・適正使用の説明、医療機関の紹介など薬剤師等による販売時の情報提供 の在り方
  - ・検査後の相談先や医療機関への受診勧奨など薬剤師等による販売後の 情報提供の在り方
  - ・現行の高度管理医療機器継続研修を参考に、薬剤師等が販売時及び販売 後に適切な情報提供を行うことを担保するための研修及び研修テキス トの整備

- c 厚生労働省は、穿刺血を検体に用いた検査薬のOTC化の検討とあわせて、「研究用」などと称する医薬品医療機器等法の承認を受けていない穿刺血を検体に用いた性感染症等の検査キットが、薬局、ドラッグストア、インターネット通販サイトなどで販売され、消費者がその検査性能が厚生労働省により確認されたものではないことを正確に理解せずとも容易に入手できる現状に対して、消費者が当該検査キットを医薬品医療機器等法の承認を受けた体外診断用医薬品と誤認すること、また、検査性能が不確かな検査キットの使用により適切な時期に受診することができず、重症化し、あるいは、当該疾病の感染が拡大することを防止するため、体外診断用医薬品の該当性の判断基準及び判断事例を明確化するガイドライン等を作成した上で、消費者庁及び関係団体等の協力を得つつ、次の①及び②の措置を講ずる。
  - ①事業者等に対し、薬局、ドラッグストア、インターネット通販サイトなどにおいて当該ガイドライン等に基づく適切な対応(当該検査キットの販売自粛を含む。)を行うよう要請する。
  - ②当該ガイドライン等に抵触する不適切な検査キットについて、無承認無許可医薬品として医薬品医療機器等法に基づく取締りを行うなど消費者が質の担保された自己検査を行うことができる環境を整備する実効的な方策を実施する。

#### タ 認可保育所における付加的サービスの円滑化

【a: 措置済み、

b:(前段)措置済み、(後段)令和6年度着手、令和7年度措置、

c:令和7年度措置】

#### く実施事項>

規制改革推進に関する第2次答申(平成29年11月)を踏まえ、平成29年12月、厚生労働省の事務連絡(「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成29年12月21日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡))が発出され、子ども・子育て支援制度上、保育所等が行う、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)が示す基本原則を逸脱しない範囲での付加的保育について、保護者の同意が得られれば上乗せ徴収により実施することが可能である旨が明確化された。

しかしながら、認可保育所において付加的保育を上乗せ徴収により実施する場合、市町村(特別区を含む。以下同じ。)との協議を要し、かつ、体操、体育、スポーツ、ダンス、音楽、絵画、造形、英語、文字、数等(以下「体

操等」という。)のプログラムが付加的保育として認められるかや、選択制による実施が認められるかが上記事務連絡で示されておらず、保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲が不明確であること等の理由から、現状では、確認する限りにおいて、認めている市町村は少数であるとの指摘がある。また、現状では、選択制かどうかにかかわらず、付加的サービスを利用する児童の保護者と当該付加的サービスを提供する事業者との直接契約(以下「直接契約」という。)により実施する場合、当該契約内容を規制する保育関係法令上の根拠規定は無いが、確認する限りにおいて、実施を認める市町村が少数であるとの指摘がある。

こうした現状は、保育所利用率が 50%を超え、かつ、長時間保育が多い中、また、保護者の仕事と育児の両立が重要な社会的課題である中、保育所に対するニーズは多様化し、保育(教育を含む。以下同じ。)の質の確保・向上が求められ、認可保育所における付加的サービス(付加的保育を含む。以下同じ。)に対するニーズが一定程度存在しているにもかかわらず、認可保育所のみが良質かつ多様な保育サービスの選択肢が限定されている状況といえる。さらに、認可保育所において、付加的サービスが平日に実施されることにより、休日に児童とその家族が共に過ごす時間をより確保できるとの指摘や、保護者の仕事と育児の両立支援につながるとの指摘がある。

こうした状況等を踏まえ、利用者起点に立ち、認可保育所における多様で良質な保育サービスの円滑化の観点から、認可保育所において、上乗せ徴収、直接契約にかかわらず、付加的サービスが真に原則実施可能となるよう、以下の措置を講ずる。

- a こども家庭庁は、市町村に対し、認可保育所における付加的サービスの 実施に関して、
  - ・その内容が体操等かどうかにかかわらず、子どもの健全な心身の発達に 資する内容であれば、それらに要する費用は、特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関す る基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第3項に規定する「特定 教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上 で特に必要であると認められる対価」と認められるものであり、公定価 格で賄えない費用を賄うために徴収するものであれば、こども家庭庁が 公表している、子ども・子育て支援新制度に関する「自治体向けFAQ (よくある質問)(第19.1版)」において例示される「公定価格上の基 準を超えた教員の配置」や「平均的な水準を超えた施設整備」といった 保育の環境(保育士等の人的環境及び施設等の物的環境)に関するもの

に限定されるものではなく、市町村との協議を経て、上乗せ徴収により 認可保育所を運営する保育事業者の判断で実施可能であること

- ・また、実施する際には、次の①から⑤までの事項に留意する必要がある こと
  - ①保護者に当該付加的サービスを利用するか否かに関する選択の自由があり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第 13 条に定めるとおり、上乗せ徴収に当たっては、あらかじめ、当該徴収する金銭の使途及び額並びに支払を求める理由について保護者に明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得なければならないこと
  - ②児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)に定める配置基準等や保育所保育指針を遵守すること
  - ③料金設定に当たっては、保護者の経済的負担に配慮すること
  - ④付加的サービスに参加する児童と参加しない児童のそれぞれに適切に対応する必要があること
  - ⑤事故発生時の責任の所在を含め、児童の安全管理を徹底すること
- ・直接契約による場合については、法令上禁止されておらず、付加的サービスの内容が体操等かどうかにかかわらず、保育所保育指針を踏まえた子どもの健全な心身の発達に資する内容であれば、認可保育所を運営する保育事業者の判断で実施することは可能であり、かつ、市町村との協議により承認を得ることは不要であること
- ・また、実施する際には、児童及びその保護者に当該付加的サービスを利用するか否かに関する選択の自由があることや、児童の安全を確保する 必要があること等に留意する必要があること

等について明確化し、周知する。

b こども家庭庁は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58 条第1項及び第2項の規定に基づき、施設等による報告から都道府県知事 による公表までを全国一律でインターネット上で実施するWEBシステ ムとして、独立行政法人福祉医療機構が運営する「子ども・子育て支援情 報公表システム(「ここdeサーチ」)」における施設ごとの付加的サービス の実施状況に関する公表について、引き続き、保育事業者に対して当該情 報も含めた入力内容の更新を行うよう市町村を通じて依頼する。

あわせて、全国の市町村において付加的サービスを円滑に実施できるよう、全国の市町村における付加的サービスの実態を把握するため、aの周知に併せて、次の①から⑫までの事項について整理・明確化することを念頭に置いた市町村に対する調査に着手し、当該結果(具体的な実施事例を

含む。) を市町村及び保育事業者に対して周知するとともに、こども家庭 庁ホームページで公表する。

- ①実施される付加的サービスの内容(体操等、プログラムの内容を含む。)
- ②配置基準を満たした保育体制の確保
- ③児童の安全管理(事故発生時の責任の所在を含む。)
- ④保育の指導計画への位置付け
- ⑤実施時間(コアタイム内・外)
- ⑥保育所職員一人当たりの負担
- (7)料金設定(保護者の経済的負担への配慮を含む。)
- ⑧付加的サービスを利用するか否かに関する保護者の選択の自由
- ⑨保護者への説明及び同意取得(説明及び同意取得の範囲及び方法を含す。)
- ⑩付加的サービスに参加しない児童への対応
- ①その他不適切な事由(一定期間において、児童福祉法(昭和 22 年法律 第 164 号)の規定に基づく不利益処分(勧告、改善命令、事業停止命令 又は施設認可の取消し)又は子ども・子育て支援法の規定に基づく不利 益処分(勧告、命令又は確認の取消し)を受けていること等)の有無及 び内容
- ②認可保育所における付加的サービスの実施に当たっての市町村の対応 (認めること、協議、行政指導等)の有無及び内容
- c こども家庭庁は、b の調査の結果も踏まえつつ、認可保育所における付加的サービスの実施の要件等の整理・明確化について、更なる検討を行い、結論を得た上で、所要の措置を講ずる。

# 3 デジタル・AI

チ 公金収納を行うコンビニエンスストア等における紙の領収控の保管廃止

【a: 令和7年検討・措置、

b: 令和7年検討、令和7年以降aの検討結果を踏まえて速やかに措置】 **<基本的考え方>** 

国税及び地方税といった公金の収納については、コンビニエンスストア等がその代行業務を担うことで、国民及び住民の利便性向上に資するとともに、行政の業務効率化にも寄与している。

他方、公金の収納代行業者においては、国や地方公共団体による収納事務 に関する検査等のため、委託契約等に基づき紙の領収控の保管が求められて いる場合が大半であり、輸送・保管に係るコストは人件費を含め、業界全体で年間 24 億円以上との指摘があるなど、保管に多大なコストが発生している。このため、公金の収納事務の適正性を確保することを前提としつつ、デジタル技術を用いた公金の収納代行業者の負担軽減、業務効率化を図る必要がある。加えて、地方公共団体の公金の収納代行業務については、ローカルルールの発生を防止する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

a 総務省は、地方公共団体がコンビニエンスストア等の事業者(以下「コンビニエンスストア等」という。)に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく公金収納事務を委託する場合において、収納事務が適正に行われていることを確認するために行う検査等のため、その委託契約等において当該コンビニエンスストア等に紙の領収控の保管を求めることによって、その保管に係る業務負担やコストを生じさせ、生産性向上を阻害していることを踏まえ、当該委託契約等の在り方について、①領収控の電磁的保存及び②デジタル技術を利用して公金収納事務に関する検査の適正性を従来同様に確保する手法の検討を行い、その結果が盛り込まれた標準的なコンビニエンスストア等との委託契約書(以下「標準委託契約書」という。)が地方公共団体において利用されるよう、所要の措置を講ずる。

その際、標準委託契約書の内容とは異なる地方公共団体ごとの契約内容の差異(ローカルルール)により、広域的な経済活動を行うコンビニエンスストア等の業務効率化が妨げられることなく、全国で統一的な対応を確保できるように、関係業界団体における上記①、②及び標準委託契約書に関する検討の結果について、地方公共団体等に意見聴取し、地方自治法令等の問題がないことを確認する。

b 国税庁は、国税通則法(昭和37年法律第66号)に基づく国税の納付に係るコンビニエンスストア等への委託について、コンビニエンスストア各社、収納代行業者の意見やaの標準委託契約書を踏まえ、aの検討・措置内容との整合性を取るよう当該委託契約の内容を見直す。

# Ⅱ.賃金向上、人手不足対応

#### 1 健康・医療・介護

<基本的考え方>

少子高齢化が進展する我が国の人口は、総務省「人口推計(各年10月1日現在人口)」によると、令和6年(2024年)は総人口1億2,380万人、生産年齢人口7,373万人、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は約29%であるが、その将来展望については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(令和5年4月26日公表)によると、現在の傾向が続いた場合、総人口は2045年に1億880万人(対2024年比で約12%減)、2070年に8,700万人(同約30%減)、生産年齢人口は2045年に5,832万人(同約21%減)、2070年に4,535万人(同約38%減)、高齢化率は2045年に約36%、2070年に約39%に達するという厳しい見通しが示されている。

こうした中で、介護分野及び障害福祉分野における人手不足は今後一層深刻さを増すことが想定されるところ、サービス需要の変化に応じ、利用者本位の視点に立った介護・障害福祉サービスの提供を維持するためには、人口構造の変化を前提とした上で、デジタルやICT技術の活用、事業の協働化・大規模化等を通じたサービス提供体制の見直し・効率化、サービスを提供する事業者に必要となる行政手続における不適切なローカルルール防止等の取組が必要不可欠である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

各実施事項(本答申において、「措置済み」のものを除く。)については、厚生労働省など関係省庁において成案を得て決定を行う前に規制改革推進会議で議論等を行うことを予定している。

#### ア 地域の実情に応じた介護サービス提供体制等の見直し

【令和7年度検討開始、

令和8年度までに結論を得次第、令和9年上期までに速やかに措置】

# <実施事項>

我が国では、生産年齢人口の減少が見込まれる一方で、2040年頃には65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加することが見込まれている。しかし、高齢化や人口減少については、既に高齢者人口のピークを迎えて減少局面に入っている地方部、高齢者人口が今後急増する都市部など、地域によってそのスピードに大きな差があり、介護サービスの需要と供給の変化にも地域差が生じている。こうした中で、介護職員に加え介護支援専門員(ケアマネジャー)、看護職等の専門職等といった介護人材の確保ができず介護サービスの提供体制の維持が困難となる地域や、基準該当サービス(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)で定め

られる、指定居宅サービスの事業に係る基準の一部を満たしていないが、所定の基準を踏まえ、都道府県が条例で定める基準を満たすと認められる事業を行う事業所により行われるサービスをいう。以下同じ。)を利用してもなお必要な介護人材の確保が困難である地域があるなど、一部の地域では既に介護サービス提供体制を維持することが困難となっている実態もある。こうした状況を踏まえ、「高齢者の自立を支援する」という介護保険制度の理念を尊重しつつ、介護サービスの質の確保に留意しながら、介護サービスの提供体制を維持する観点から、既存の配置基準等にとらわれない地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となる制度及び運用の見直し等を早急に進めるため、次の措置を講ずる。

厚生労働省は、施設・居宅といったサービス種別にかかわらない複数の事業所間での専門職等の兼務など、異なる介護サービス間の連携による配置基準の柔軟化・合理化、基準該当サービス及び離島等相当サービスの更なる活用に向けた地域特性等の実態を踏まえた対応、介護支援専門員の更新研修の在り方の見直し等を検討すべきとの指摘があることを踏まえ、介護サービスの一定の質の維持を前提とした持続可能な介護サービス提供体制を構築するため、既存の配置基準等にとらわれない地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となる見直し等について、介護人材不足等により既存の配置基準等への適合が困難となるなど早急な対策が必要な地方公共団体や介護現場等からの意見を踏まえつつ、ICTやAI等の技術の進展も考慮しながら検討し、令和8年度までに社会保障審議会介護保険部会等で結論を得た上で、令和9年上期までに速やかに所要の措置を講ずる。その際、以下の事項に留意しつつ検討を行うものとする。

- ・「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関する中間とりまとめ」 (令和7年4月10日「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検 討会。以下「中間とりまとめ」という。)において示された、全国を「中 山間・人口減少地域」、「大都市部」、「一般市等」の3つの地域に分類し、 サービス需要の変化に応じた提供体制の構築の検討を進める方向性を踏 まえ、社会保障審議会介護保険部会等において具体の制度の検討を行うに 当たっては、一定の介護サービスの質の維持を前提に、介護サービス利用 者数など需要側の状況のみならず、生産年齢人口の減少に伴う介護人材不 足などの状況にも着目し、双方の状況を踏まえた上で検討を行うこと。ま た、中山間・人口減少地域を先行事例としつつも、今後見込まれる人口動 態の変化なども踏まえつつ、対象となる地域を検討する必要があること。
- ・中間とりまとめにおいて、小規模経営をしている事業者が安定的に必要な 事業を継続していくため、他事業者との連携・協働化を進めていくことが

有効であるとともに、サービス維持の観点では、経営の多角化も含めた大 規模化の取組の推進が有効な施策の一つとして示されている。事業者が連 携・協働化や経営の大規模化等を行いやすい体制を整備していくためには 地方公共団体や事業者団体等と連携して実施していく必要があるが、地方 公共団体によって保有するノウハウや人材等に差があり、上記体制の整備 を行うことが困難な地方公共団体もあるとの指摘も踏まえ、連携・協働化 や経営の大規模化等の推進に向けて、地方公共団体が果たすべき役割を明 確化するとともに、地域における持続的な対応策についても検討すること。 ・介護サービス施設等の人員・設備・運営に関する基準及び介護報酬制度等 の見直しに当たっては、ICTやAI等の技術の活用を含め各事業者の創 意工夫による柔軟かつ効果的かつ効率的なサービス提供が可能となるよ う、現状は、人的配置等の構造(ストラクチャー)及びサービスの実施内 容(プロセス)を中心とした評価であるところ、サービスによりもたらさ れた利用者のADL(Activities of Daily Living:日常生活動作)の改 善、褥瘡の発生等の状態変化(アウトカム)を重視する評価を拡充してい くなど、介護サービスの質を評価する仕組みの見直しを検討すること。

# イ 障害福祉分野における申請・届出等に関する手続負担の軽減

【a:措置済み、

b, c: (前段・後段) 措置済み、(中段) 令和9年度中を目途に措置】 **<実施事項>** 

a こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者(以下これらを総称して「障害福祉サービス等事業者」という。)の手続負担を軽減し、その生産性向上を図る観点から、障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法(その政省令、通知、事務連絡等を含む。)の規定に基づき地方公共団体に対して行う指定申請及び報酬請求(加算届出を含む。以下同じ。)の手続について、こども家庭庁及び厚生労働省が定めた標準様式及び標準添付書類(以下「標準様式等」という。)を用いることとするために必要な法令上の措置を講ずる。

b こども家庭庁及び厚生労働省は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サ ービス及び相談支援並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入 所施設及び障害児相談支援の指定並びに報酬請求(加算届出を含む。)に 関連する申請・届出について、障害福祉サービス等事業者が全ての地方公 共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、 障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、申請・ 届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするため、障害福 祉サービス等事業者の選択により、電子的に a の標準様式等を用いて申 請・届出を可能とするためのシステム(以下「電子申請・届出システム」 という。)の整備について、令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、 結論を得る。あわせて、電子申請・届出システムに加え、事業者台帳管理 システムや業務管理体制データ管理システムも併せて共通化した方が、ト ータルコストの最小化や地方公共団体の負担軽減につながる可能性があ るとの国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会からの指摘を踏まえ、共 通化することが適当かを検討するものとする。その際、特段の事情があり、 当該システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例 によることを可能とする。

その上で、当該結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。

また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、こども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。

c こども家庭庁及び厚生労働省は、標準様式等に関する検討結果を踏まえ、 障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく障害福祉サービス等事 業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項 に関するものについては、届出手続のワンストップ化を令和9年度中を目 途に実現する方向で検討し、結論を得る。あわせて、電子申請・届出シス テムに加え、事業者台帳管理システムや業務管理体制データ管理システム も併せて共通化した方が、トータルコストの最小化や地方公共団体の負担 軽減につながる可能性があるとの国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議 会からの指摘を踏まえ、共通化することが適当かを検討するものとする。 その際、特段の事情があり、bのシステムの利用を困難とする地方公共団 体については、なお従前の例によることを可能とする。

その上で、当該結論を踏まえ、所要の措置を講ずる。

また、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、こども家庭庁及び厚生労働省において公表する方向で検討する。

# 2 働き方・人への投資

# ウ スタートアップの柔軟な働き方の推進

【a,b:令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

# <基本的考え方>

生産年齢人口が減少し、労働生産性が伸び悩む中、我が国経済の潜在成長 力を強化していくためには、イノベーション創出や生産性向上の牽引役であ り、新技術の社会実装による社会課題解決の担い手でもあるスタートアップ の成長促進が極めて重要である。そのためには、スタートアップで働く労働 者がその意欲・能力を十分に発揮できることが不可欠であるが、スタートア ップで働く労働者からは、労働環境の柔軟性、スタートアップならではのス ピードに魅力を感じている、若いうちに広範な裁量を持って働き成長したい、 仕事の成果を出せるならば、働く場所や時間に制約されたくないとの声があ る。また、スタートアップ企業や関係団体からは、労働基準法(昭和22年 法律第49号) 第38条の4の規定による企画業務型裁量労働制(以下「企画 業務型裁量労働制」という。)を導入する際に必要な労使委員会の設置等が 手続負担等の面からスタートアップにおける制度導入の障壁になっている との声、一定の要件を満たす場合には時間外労働の上限規制の柔軟な運用を 認めてほしいとの声もある。スタートアップでは、成長段階において従業員 の業務内容や役割の変化が大きいといった特徴を有しているため、労使間で あらかじめ定めた時間を労働時間とみなす制度である同法第38条の3の規 定による専門業務型裁量労働制又は企画業務型裁量労働制の適用ができな い場合も少なくない。また、「現行の裁量労働制の対象業務に関する解釈に ついて」(令和5年8月2日厚生労働省労働基準局労働条件政策課長・監督 課長連名通達) により、裁量労働制の非対象業務と対象業務とを混在して行 う場合は、たとえ非対象業務が短時間であっても、それが予定されている場 合は、裁量労働制を適用することはできないこととされており、スタートア ップにおいては労働者が複数の業務を担当することが一般的であることか ら、対象業務と非対象業務の混在が認められていない裁量労働制を適用する ことが困難との声がある。さらに、スタートアップでは、経営や人事等に関 する重要な決定権限を有する一方で部下を持たないケースが多く存在し、近 年はAIの活用によって更に増加しているとの声があるところ、こうした場 合において、労働時間等に関する規定の適用が除外される労働基準法第 41 条第2号に規定する「監督若しくは管理の地位にある者」(以下「管理監督 者」という。) に該当するか否かが不明確であり、スタートアップの現場で 判断に悩む場合が多いとの指摘がある。

こうした声を踏まえ、スタートアップの更なる成長促進に向けて、スタートアップで働く労働者が、労働時間法制を遵守しながら、その実態に合った 柔軟な働き方ができる環境を早期に整備していく必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

- a 厚生労働省は、スタートアップ関係団体等からの意見聴取や、スタートアップが裁量労働制の活用に当たって直面している課題、スタートアップで働く労働者の就労実態、業務内容、スタートアップで働く労働者が希望する働き方等を把握するための調査を行った上で、その結果を踏まえ、裁量労働制の適正な活用等、スタートアップにおける柔軟な働き方に資する検討を開始する。
- b 厚生労働省は、スタートアップで働く役職者等の管理監督者への該当性の判断の基本的考え方を「スタートアップ企業で働く者や新技術・新商品の研究開発に従事する労働者への労働基準法の適用に関する解釈について」(令和6年9月30日厚生労働省労働基準局長通達)において示しているが、スタートアップにおいては、分野によっては同一スタートアップ内に専門家が1名又はごく少数しかいないなど、経営や人事等に関する重要な決定権限を有する一方で部下を持たないケースが多く存在し、近年はAIの活用によって更に増加しているという実態である中、こうした場合に管理監督者に該当するか否かが不明確であり、スタートアップの現場で判断に悩む場合が多いとの声があることも踏まえ、スタートアップ関係団体等の意見を聴取すること等を通じて、スタートアップにおける役職者等の実態や課題等を把握した上で、スタートアップにおける役職者等の実態や課題等を把握した上で、スタートアップにおける役職者等の実態や課題等を把握した上で、スタートアップにおける役職者等の実態や課題等を把握した上で、スタートアップにおける役職者等の方にない場合を含む。)の管理監督者への該当性の判断の考え方の更なる明確化について検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。

#### エ 副業・兼業の更なる円滑化に向けた環境整備

【a,b:令和7年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、 c,d:令和7年度措置、

e: 措置済み】

#### <基本的考え方>

副業・兼業は、労働者にとっては主体的なキャリア形成につながる意義があり、送り出し企業にとっては社内では得られないスキルの獲得、受入れ企業にとっては人材確保の選択肢拡大といったメリットがあるほか、社会全体

においても、人材不足問題への貢献や労働移動を通じた良質な雇用の確保・生産性の向上に資することが期待される。一方で、副業をしていない正社員のうち、副業の意向がある者は 40%程度存在しているものの、現実に副業を行っている者は7%程度にとどまっているとの民間企業の調査結果もあり、副業・兼業の更なる円滑化に向けた環境整備に取り組む必要がある。以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

- a 厚生労働省は、副業・兼業を行う労働者の割増賃金の支払いに係る労働時間の通算管理の在り方について、労働基準法(昭和22年法律第49号)第38条第1項の解釈及び運用を示した「副業・兼業の場合における労働時間管理に係る労働基準法第38条第1項の解釈等について」(令和2年9月1日厚生労働省労働基準局長通達)において、事業主を異にする場合についても労働時間を通算して割増賃金を支払うこととされているが、制度が複雑で企業側に重い負担となるために副業・兼業の許可や受入れが難しいとの指摘があり、令和6年6月の規制改革実施計画も踏まえて検討がなされた労働基準関係法制研究会の報告書(令和7年1月公表。以下「報告書」という。)において、労働者の健康確保のための労働時間の通算は維持しつつ、割増賃金の支払いについては通算を要しないよう制度改正に取り組むことが考えられるとされたことを踏まえつつ、副業・兼業における割増賃金の支払いに係る労働時間の通算管理の在り方について、労働政策審議会において検討し、結論を得る。当該結論を得次第、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。
- b 厚生労働省は、aの検討と併せて、副業・兼業を行う労働者の健康確保については、これまで以上に万全を尽くす必要があるとの報告書の提言を踏まえつつ、副業・兼業を行う労働者に関する健康確保の在り方について、諸外国の状況も参考にしつつ、安全配慮義務、労働者から使用者への情報提供の方法等も念頭に、労働政策審議会において検討し、結論を得次第、副業・兼業の促進に関するガイドライン(平成30年1月策定、令和4年7月最終改定、厚生労働省)の見直しなど所要の措置を講ずる。その検討に当たっては、副業・兼業は一般に使用者の命令ではなく労働者の自発的な選択・判断により行われるものであること及び健康確保のための措置が企業や労働者にとって過度な負担とならないことに留意する。
- c 厚生労働省は、副業・兼業の受入れ企業にとって、求める人材の具体的な要件を明確にすること、副業・兼業を希望する者に依頼する業務内容を 具体的かつ明確に示すこと等が難しく、できていないこと等が労働者の募

集の際や採用後の定着に際して課題になっているとの声を踏まえ、公共職業安定所(ハローワーク)において、実際に副業・兼業の効果的なマッチングにつながった事例(副業・兼業をする者が従事する業務内容の具体例等を含む。)を幅広く収集・整理し、厚生労働省ホームページやSNSなど多様な媒体を用いて周知する。

- d 厚生労働省は、一部のハローワークでは、副業・兼業に取り組む企業に対し求人の記載方法を助言する独自のリーフレットを作成し、ウェブサイトでの公開や企業向け説明会での配布を行うとともに、地方自治体や商工会議所と連携した取組を行う事例が見られることや、特に地方での副業・兼業のマッチングにおいてハローワークが重要な役割を担っているとの指摘を踏まえ、ハローワークにおける副業・兼業の推進に向けた優良事例を収集し、全国のハローワークに横展開を行う。さらに、厚生労働省は、内閣府プロフェッショナル人材事業におけるプロフェッショナル人材戦略拠点や中小企業団体等の副業・兼業を支援する地域の関係機関とハローワークとの連携など、副業・兼業のマッチング機能を向上させるための枠組みを検討し、必要な措置を講ずる。
- e 厚生労働省は、副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方について、「副業・兼業の場合における労働時間管理に係る労働基準法第38条第1項の解釈等について」(令和2年9月1日厚生労働省労働基準局長通達)において示している簡便な労働時間管理の方法(管理モデル)について、「副業・兼業の促進に関するガイドライン(平成30年1月策定、令和4年7月最終改定、厚生労働省)」及び「副業・兼業の促進に関するガイドラインのわかりやすい解説(令和2年11月策定、厚生労働省)」において、管理モデルを導入するに当たって労働者、本業先使用者、副業先使用者の三者合意を要するものとなっているとの指摘があることを踏まえ、そのような誤認が生じないよう、以下の内容について、管理モデルを導入する際の留意点を明確化し、周知する。
  - ・副業・兼業における労働時間管理を管理モデルによって行うことについて、労働者と本業先使用者、労働者と副業先使用者の間で、それぞれ合意すれば足りること。
  - ・本業先における管理モデルの利用に際し、副業先が一定条件を遵守する ことを条件としないこと。

#### オ 時間単位の年次有給休暇制度の見直し

【令和7年度結論】

#### <基本的考え方>

労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 39 条第 4 項では、労働者の心身 の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ること等のため、まとまった日数 の休暇を取得するという年次有給休暇の本来の趣旨を踏まえつつ、仕事と生 活の調和を図る観点から、年次有給休暇を有効に活用できるようにすること を目的として、労使協定により、年5日以内に限り、時間単位の年次有給休 暇(以下「時間単位年休」という。)を与えることを認めている。この制限 によって、まとまった日数の休暇を取得するという年次有給休暇の本来の趣 旨が阻害されないようにしている。一方、労働者によっては、治療のための 通院や子供の学校行事の参加、家族の介護など労働者の様々な事情に応じて 時間単位年休を利用する者も存在し、通院等のために時間単位年休を活用し ようとする労働者について、時間単位年休を年5日分使い切っている場合に は、1日又は半日単位で年次有給休暇を取得することとなり、結果的に早期 に年次有給休暇を全て取得してしまう等の指摘もある。また、子の看護等休 暇等は法律で保障された労働者の権利であり、時間単位で利用することもで きるにもかかわらず、無給の休暇となる場合は取得する分だけ収入が減少す ることから、時間単位年休のより柔軟な利用を希望する声もある。

このような現状を踏まえ、年次有給休暇の本来の趣旨と、仕事と生活の両立の観点の双方から時間単位年休制度の見直しについて検討する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### く実施事項>

厚生労働省は、労働者の多様な休暇取得ニーズに応える観点から、年次有給休暇の本来の趣旨である心身の疲労回復等のためにまとまった日数の休暇を取得する機会を引き続き確保することを前提としつつ、年次有給休暇制度の在り方について、時間単位年休制度の活用実態も踏まえ、時間単位年休の上限を、例えば年次有給休暇の付与日数の 50%程度に緩和することなどの見直しの要否も含め、労働政策審議会において検討し、結論を得る。その際、労働者の希望する日数及びその理由、活用の実態並びに特別休暇の活用の有無等の実態や、回答者の属性(年齢、性別、業種、階層、家族構成)ごとの傾向も踏まえて検討する。

#### カ 職業紹介責任者の専任規制の見直し

【令和7年度検討、同年度末を目途に結論、結論を得次第速やかに措置】

#### <基本的考え方>

企業の人手不足感が拡大し、また、転職等希望者数が1,000万人を上回るまで増加するなど転職市場が拡大傾向にある中、民間職業紹介事業を経由した入職者数は増加傾向にあり、公共職業安定所(ハローワーク)など他の職業紹介機関等全体に占める割合も高まるなど、労働市場において民間職業紹介所が果たす役割が高まっている。一方で、職業安定法(昭和22年法律第141号)第32条の14及び職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)第24条の6第1項により、有料職業紹介事業者に対して、役員等を選任する一部の例外を除き、事業所ごとに専属の職業紹介責任者を選任する義務、いわゆる専任規制が課されており、これにより、職業紹介事業者の柔軟な人員配置や地方を含む新たな事業所の開設等の障壁となっているとの指摘がある。このため、デジタル技術も徹底活用した上で、職業紹介所における雇用仲介機能を最大限に発揮し、労働市場における需給のマッチングの円滑化を図るべく、サービスの質の確保を前提としつつも専任規制を見直すことが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

厚生労働省は、職業安定法(昭和22年法律第141号)第32条の14及び職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)第24条の6第1項に基づき有料職業紹介事業者に対して課している、事業所ごとかつ専属の職業紹介責任者を選任する義務について、当該義務が職業紹介事業者の柔軟な人員配置や地方を含む新たな事業所の開設等の障壁となっているとの指摘を踏まえ、職業紹介サービスの質の確保を前提とした上で、デジタル技術を徹底活用すること等により、一定の要件を満たす場合には、職業紹介責任者に複数事業所を兼任させることを可能とする方向で見直しを検討し、労働政策審議会で結論を得次第、速やかに必要な措置を行う。

# キ 有料職業紹介事業における取扱職種等事項の明示に関する事務負担軽減 【令和7年度措置】

#### <基本的考え方>

有料職業紹介事業者(職業安定法(昭和22年法律第141号)第30条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)は、同法第32条の13及び職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)第24条の5第2項により、取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項その他当該

職業紹介事業の業務の内容に関する所定の事項(以下「取扱職種等事項」という。)について、求人者及び求職者に対し、求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、求人者及び求職者に対して速やかに取扱職種等事項を明示する義務が課せられ、その明示の手段については、職業安定法施行規則第17条の7第2項及び第24条の5第2項により、求人者・求職者が希望する場合に限り、電子メール等を利用して明示することも可能となっている。

求人の申込み又は求職の申込みは、既にオンライン(アプリの利用を含む。 以下同じ。)での申込みが大半となっている中、申込み後に個別に電子メール等による明示を希望するかを確認することは煩雑であるなどの声があることを踏まえ、求人者・求職者への確認が確実に行われることを前提として、求人者・求職者及び有料職業紹介事業者の事務負担軽減の観点から合理的な確認方法を検討する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

厚生労働省は、求人者・求職者への確認が確実に行われることを前提として、求人者・求職者及び有料職業紹介事業者の事務負担軽減の観点から、有料職業紹介事業者が、職業安定法第32条の13及び職業安定法施行規則第24条の5第2項に基づき、求人の申込み又は求職の申込みを受理した後に求人者及び求職者に対して取扱職種等事項を明示する際に、電子メール等の方法が一層活用されるよう、関連する事業者団体へのヒアリング等を行い実態を把握した上で、取扱職種等事項の明示手段に係る求人者及び求職者の希望の確認方法を明確にする観点から、例えば、オンラインで職業紹介サービスの利用の申込みをする求人者及び求職者に対しては、必ずしも申込み後の確認を要さず、申込みと併せて説明手段の希望を把握することが可能である旨等について、具体例を交えて解釈を明確化した上で、広く周知する。

# ク 職業紹介事業及び労働者派遣事業の事業報告に係る事務負担の軽減等

【令和7年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

#### <基本的考え方>

職業安定法(昭和22年法律第141号)第32条の16第1項(第33条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)により、職業紹介事業者(職業安定法第30条第1項若しくは第33条第1項の許可を受けて、又は第33条の2第1項若しくは第33条の3第1項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者をいう。以下同じ。)は、毎年4月30日までに、職業安定法施

行規則(昭和22年労働省令第12号)第24条の8(第25条第1項において 準用する場合を含む。)の定めるところにより、所定の様式により、職業紹 介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書を作成し、厚生労働大 臣に提出しなければならない。

また、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第23条第1項により、派遣元事業主(労働者派遣法第5条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)は、毎年、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号。以下「労働者派遣法施行規則」という。)第17条第4項各号に定める期限までに、労働者派遣法施行規則第17条の定めるところにより、所定の様式により、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

これらの事業報告書については、事業所ごとの事業に係る情報を記入する様式になっており、職業紹介事業者又は派遣元事業主の本社等で全事業所に関する情報の集中的な処理を行って一括提出することができず、事業所ごとの報告書を作成することに多大な労力と時間を費やしている状況であるといった声や、また、e-Govを利用したデータ形式によるオンライン提出について、様式上記載が可能な取扱業務等の区分の数の上限が10区分となっており、さらに別紙を添付する形でのオンライン提出は認められないなど、取扱業務が多岐にわたる職業紹介事業者にとって実用的でないとの声がある。このため、事業報告書の提出に係る事務負担を軽減し、職業紹介事業者等の業務効率化を図り、労働市場における需給マッチングの円滑化につなげることが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### く実施事項>

厚生労働省は、以下①及び②の事業報告書について、関連する事業者団体等へのヒアリング等により、その提出に際して職業紹介事業者及び派遣元事業主が直面する課題等の実態を把握した上で、本社等で全事業所に関する情報の集中的な処理を行って一括提出することを可能とすることや、取扱業務が多岐にわたる職業紹介事業者であってもe一Govを利用したオンライン提出を可能とすること等、職業紹介事業者及び派遣元事業主が事業報告書を提出する際の負担軽減策を検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

- ①職業紹介事業者が職業安定法第 32 条の 16 第1項の規定に基づき厚生労働大臣に提出する事業報告書
- ②派遣元事業主が労働者派遣法第 23 条第1項の規定に基づき厚生労働大臣 に提出する事業報告書

# ケ 行政手続事務負担軽減及び生産性向上に資する外国人雇用状況の一括届 出

【令和7年度検討・結論、令和9年度までに措置】

#### <基本的考え方>

外国人を雇用する事業主は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和 41 年法律第 132 号。以下「労働施策総合推進法」という。)第 28 条により、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合に、各事業所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に対して、外国人雇用状況(その者の氏名、在留資格(出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 2 条の 2 第 1 項に規定する在留資格をいう。)、在留期間(同条第 3 項に規定する在留期間をいう。)その他厚生労働省令で定める事項をいう。以下同じ。)を届け出ること(以下「外国人雇用状況届出」という。)が義務付けられている。

その際、「雇用保険業務(雇用保険適用・給付・日雇関係)の業務取扱要領 並びに雇用保険に係る不服申立て及び訴訟に関する事務取扱要領について」 (平成12年4月1日労働省職業安定局長通知)に基づき、各事業所から雇 用保険事業所非該当承認の申請があり、各事業所を管轄する公共職業安定所 (ハローワーク)等の承認がなされた事業所(以下「非該当事業所」という。) において、新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が雇用保険法(昭和49 年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者(以下「被保険者」とい う。)である場合には、外国人を雇用する事業主の本社等で非該当事業所に 関する情報の集中的な処理を行った上で、e-Govを利用してオンライン による一括した外国人雇用状況届出(以下「一括届出」という。)が可能で ある一方で、新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が被保険者ではない 場合には、本社等での一括届出ができず、外国人雇用状況届出システムを利 用してオンラインによる外国人雇用状況届出を行う際には、各事業所を管轄 する公共職業安定所(ハローワーク)ごとに付与されたアカウントで複数回 に分けて手続を行う必要があるなど、外国人雇用状況届出に多大な労力と時 間を費やしているとの指摘がある。このため、外国人雇用状況届出システム の改修等により、外国人を雇用する事業主及び公共職業安定所 (ハローワーク) の行政手続に係る事務負担軽減及び生産性向上を図ることが重要である。 以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

厚生労働省は、労働施策総合推進法第28条により、外国人を雇用する事業主に義務付けられている、各事業所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に対する外国人雇用状況届出について、事業主の行政手続に係る事務負担軽減及び生産性向上を図る観点から、事業主が本社等で各事業所に関する雇用情報の一元的な管理を行う場合において、オンラインによる一括届出が可能となるよう、外国人雇用状況届出システムの改修等を検討し、結論を得た上で、令和9年度までに所要の措置を講ずる。

# コ 1号特定技能外国人とのオンラインによる面談の活用

【措置済み】

# <基本的考え方>

我が国の深刻化する人手不足に対応するため、特定の産業分野において一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるために創設された在留資格「特定技能」においては、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。)の規定に基づき、該当する外国人(以下「1号特定技能外国人」という。)と雇用契約を締結する特定技能所属機関に対し、職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施することを求めており、その一環として、支援内容に関する計画(以下「1号特定技能外国人支援計画」という。)を作成の上、同計画に基づき当該1号特定技能外国人等と定期的に対面による面談を実施する必要がある。

当該制度について、特定技能所属機関及び登録支援機関の負担軽減を通じて当該外国人労働者への適切かつ円滑な支援を図る観点から、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)におけるデジタル・ガバメントの強化による公共分野の利便性向上の観点も踏まえ、オンラインによる実施を認めるべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### く実施事項>

出入国在留管理庁は、1号特定技能外国人支援計画に基づく定期的な面談 に係る特定技能所属機関及び登録支援機関の負担を軽減し、当該外国人労働 者への適切かつ円滑な支援をより一層促進する観点から、同面談をオンラインにより実施することを可能とすることを検討し、その具体的な方法や留意事項等を明確化した上で、令和7年度中に運用を開始する。

# サ 在留資格「特定技能」における在籍型出向の実現

【a:措置済み、b:令和7年度検討・結論・措置】

# <基本的考え方>

少子高齢化・人口減少が進展し、生産年齢人口の減少が今後一層進むことが見込まれる中、専門的・技術的分野における外国人材は、日本経済社会の活力を維持し、更に発展させていく上で不可欠な存在である。こうした中、我が国産業の各分野の生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる仕組みである「特定技能制度」が平成31年4月に開始され、令和6年末時点において、特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人(以下「特定技能外国人」という。)は約28万人となっている。

一方で、特定技能外国人の雇用形態については、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)第2条の3第1項の規定に基づき定められている「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」(平成30年12月25日閣議決定、令和6年3月29日一部変更。以下「基本方針」という。)において、原則として、フルタイムとした上で直接雇用とすることとされており、出向元に籍を残したまま出向先の業務に従事させる形態である「在籍型出向」の活用が認められていないことについて、現場で必要とされる実践的なスキルや知識の習得を阻害し、外国人材のキャリア形成や企業の人材育成戦略上の課題となっているとの指摘があるところ、安定的な雇用及び労働者の権利保護等を前提とした上で、特定技能外国人の幅広い知識・技術の習得とキャリア形成を促す観点から、特定技能外国人の雇用要件の在り方を検討すべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

a 法務省、厚生労働省、警察庁及び外務省は、入管法第2条の3第1項の 規定に基づき定められている基本方針で規定する特定技能外国人の雇用 形態について、特定産業分野(入管法別表第1の2の表の特定技能の項の 下欄第1号に規定する特定産業分野をいう。以下同じ。)に属する技能の 向上のために親子会社間等相互に密接に関係する特定技能所属機関(入管法第 19 条の 18 第 1 項に規定する特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関をいう。以下同じ。)の間において一定期間在籍型出向を行うことが必要不可欠であり、かつ、特定技能外国人の雇用の安定や特定技能外国人への支援に与える影響等に係る懸念を払拭するために必要な措置を講じたと認められるときに限り、例外的に複数の特定技能所属機関との雇用に関する契約を許容することについて検討し、速やかに必要な措置を講ずる。

b 法務省、厚生労働省、警察庁及び外務省並びに特定産業分野所管行政機 関は、a の措置を踏まえ、各特定産業分野において、当該措置の必要性を 検討し、結論を得次第、入管法第2条の4第1項の規定に基づき定められ ている「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」(平成30年 12月25日閣議決定、令和7年3月11日一部変更)の見直しなどにより 令和7年度中に必要な措置を講ずる。

# シ 高卒就職者に対する求人情報の直接提供・公開時期の前倒し等

【a:令和7年度検討・結論、

b:令和7年度措置、

c:aの結論を得次第検討開始、遅滞なく措置、

d: 令和7年度検討・結論、結論を得次第令和8年度以降速やかに措置、

e:措置済み】

#### <基本的考え方>

これまでの学校斡旋による高卒就職システムでは、求職者である高校生が 企業について十分な情報を得づらいことも背景に、求職者と企業のミスマッ チが起こりやすいとの指摘がある。

令和4年に成人年齢が18歳に引き下げられ、就職活動を行う高校生にとって自己決定権やそのための情報を得る権利は改めて重要なものと認識されている中、高等学校卒業見込みの生徒であって、就職しようとする者(以下「高卒就職者」という。)がより良いキャリアの実現を目指すことができるよう、高校生自らが必要な企業に関する情報を得て、就職先を主体的に判断できる環境を整える必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### く実施事項>

- a 厚生労働省及び文部科学省は、厚生労働省が運営する高卒就職情報WE B提供サービス(以下「高卒WEB」という。)において高卒就職者向け の求人情報が教師及び生徒にのみ開示されている仕組みを変更し、個人情 報及び求人企業情報の適切な保護を前提に、広く一般に公開することにつ いて、高等学校就職問題検討会議において検討し、結論を得る。また、そ の議事概要を都道府県高等学校就職問題検討会議に共有し、同会議の検討 の参考となるよう留意する。
- b 文部科学省及び厚生労働省は、求職する生徒にとって高卒WEBが就職 先に関する情報収集のための重要な手段となっていることを踏まえ、各学 校において生徒が高卒WEBを求人情報の閲覧・検索に積極的に活用でき るよう運用することが望ましい旨を各教育委員会等を通じて、各学校に周 知する。
- c 厚生労働省は、高等学校就職問題検討会議の結論を踏まえ、求職する生徒又は進路指導を担当する教員が求人情報を円滑に入手することを可能とする観点から、求人企業が公共職業安定所(ハローワーク)に提出する高卒就職者求人申込みについて、高卒就職者以外の求人申込みと同様に、民間の職業紹介事業者が求人情報提供サービスに参画できるよう制度及び例えばAPI連携等の情報システムの構築等について検討し、結論を得た上で所要の措置を講ずる。
- d 厚生労働省及び文部科学省は、現状では、毎年7月1日に求人票が公開されることによって、求職する生徒が就職先企業を十分に研究する機会がごく短期間に限定されるとともに、学期末試験等の業務による学校現場の繁忙期において教員の業務負担増ともなっている場合もあることを踏まえつつ、学業生活への影響を最小限にすることを前提に、求人票の公開時期を例えば1~2か月前倒しすることについて、高等学校就職問題検討会議において検討し、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずる。また、その議事概要を都道府県高等学校就職問題検討会議に共有し、同会議の検討の参考となるよう留意する。
- e 文部科学省は、一部の高等学校において慣習として実施されている生徒の就職応募前に学校内で行う選考(以下「校内選考」という。)について、高卒就職経験者、求人企業等から、その在り方について、①学校内の選考により希望する企業への応募を行えず職業選択の自由が妨げられている、②学校において優秀と評価される人材は必ずしも企業が採用したい人材と一致するとは限らない、との指摘があることを踏まえ、求人企業が学校を指定せずに行う求人について校内選考は必ずしも行う必要がない旨を通知等により明確化し、各教育委員会等を通じて各学校へ周知する。

# ス 外国語指導に従事する外国人材の更なる活躍促進

【令和7年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

#### <基本的考え方>

出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。)別表第 1 に掲げる在留資格「教育」を有する外国人は、小学校、中学校、高等学校等の教育機関において語学教育等の活動が可能であり、令和6年末時点で約 15,000 人が在留しており、このうちの多くが外国語指導助手(ALT: Assistant Language Teacher)として、地域における外国語教育の普及や国際化の推進に貢献していると考えられる。しかしながら、例えば、幼稚園や保育園、大学等の高等教育機関における外国語指導、語学キャンプや公民館における語学指導及びそれを通じた国際交流体験など、現に有している在留資格「教育」に属さない活動を行う場合には出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和 56 年法務省令第 54 号。以下「入管法施行規則」という。)第 19 条第 5 項第 3 号に基づく資格外活動許可(以下「個別許可」という。)が必要であり、その手続においては、個別の活動内容や場所ごとに許可を得る必要があることなど、手続負担が大きいとの指摘がある。

この点について、地方公共団体等に直接雇用されているALTに対しては、入管法施行規則第19条第5項第2号に基づき、週28時間以内かつ定められた範囲の資格外活動であれば包括的に資格外活動が許可(以下「包括許可」という。)される一方、民間事業者に雇用されるALTについては、地方公共団体等に雇用されるALTと同様の活動を行う場合であっても個別許可が必要であるなど、雇用主体によって取扱いに差が生じており、民間事業者に雇用されるALTの活動機会を阻害することのないようにすべきとの指摘がある。地域における外国語教育の普及や異文化交流の機会拡大による語学能力及び国際意識の向上、また、人手不足が深刻化する中で外国人材の活躍機会の拡大を図る観点から、民間事業者に雇用されるALTの更なる活躍を促すべく資格外活動許可の在り方を見直す必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

法務省は、民間事業者に雇用されるALTが現に有している在留資格「教育」に属さない語学指導等を行う際に、個別許可が必要であることについて、手続負担が大きく、地方公共団体等に雇用されるALTと比べ活動機会が阻害されることのないようにすべきとの指摘を踏まえ、民間事業者に雇用され

るALTが行う資格外活動に対し、地方公共団体等に雇用されるALTと同様に包括許可を与えることを含め、在留資格「教育」を有する外国人に対する資格外活動許可の在り方を見直すべく検討を行い、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。その際、法務省は、その他の在留資格を有し、語学指導を行う外国人についても、在留資格に属さない語学指導を行う際の資格外活動許可の在り方について、実態を踏まえた上で、必要に応じて検討を行う。

# セ 実践的なデジタル人材育成を実現するための教育課程等に係る特例制度 の審査基準の明確化

【令和7年度検討・結論、同年度中目途に措置】

#### <基本的考え方>

デジタル技術の活用による地域の社会課題解決を全国で進めるためには、その担い手となるデジタル人材の育成・確保が不可欠であり、「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)」(令和5年12月25日閣議決定)において、専門的なデジタル知識・能力を有し、デジタル実装による地域の社会課題解決をけん引する人材を育成・確保することとし、令和4年度(2022年度)から令和8年度末(2026年度末)までの累計で230万人の育成を目指すこととされている。

文部科学省は、令和4年度の大学設置基準(昭和31年文部省令第28号) の改正により、同基準第57条の規定に基づき文部科学大臣の認定を受けた 先導的な取組を行う大学については、同基準第32条第5項の規定に基づく 遠隔授業の60単位上限によらない教育を行うための教育課程等を定めるこ とを可能とする制度(以下「特例制度」という。)を創設しており、これに より、特例制度の認定を受けた大学においては、デジタル人材を育成するた めに柔軟な教育プログラムを編成することが可能となっている。一方で、特 例制度の解説資料(令和5年4月文部科学省作成)において、認定に係る審 査を簡易に行うことができるよう複数のモデルケースが示されているが、そ の一つとして、特例制度を活用する場合のメディアを利用して行う遠隔授業 について、同時性又は即応性を持つ双方向性(以下「同時双方向型」という。) を有し、而接授業に相当する教育効果を有すると認められるものであること との条件が示されており、事前に収録・編集した動画教材等を活用する非同 時双方向型(以下「オンデマンド型」という。)の授業が特例制度の対象外 と捉えられ、結果として特例制度の活用が進んでいないとの声がある。この ため、デジタル実装による地域の社会課題解決をけん引する人材を育成・確 保する観点から、教育研究水準の向上に資する先導的な取組であれば、オンデマンド型の授業についても特例制度の対象となり得ることを解説資料に明記する等、一層の取組が重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

文部科学省は、大学設置基準第57条の規定に基づき文部科学大臣の認定を受けた先導的な取組を行う大学が、同基準第32条第5項の規定に基づく遠隔授業の60単位上限によらない教育を行うための教育課程等を定めることを可能とする特例制度について、モデルケースで同時双方向型の授業のみが示されていることでオンデマンド型の授業が特例制度の対象外と捉えられ、結果として特例制度の活用が進んでいないとの声を踏まえ、デジタル人材の育成・確保の観点から、教育水準の向上に資する先導的な取組であれば、オンデマンド型の授業であっても、特例の対象とすることが可能である旨を解説資料に明記すること等について、令和7年度中を目途に所要の措置を講ずる。

# 3 スタートアップ・イノベーション促進

ソ 組織再編等における公告事項への法人番号の追加

【a:措置済み、

b:令和7年度上期措置】

#### <基本的考え方>

株式会社等の法人の合併、資本金の額の減少、解散その他の会社法(平成17年法律第86号)などの法令により法人に対して官報に公告することが義務付けられる事項(以下「組織再編等の公告」という。)及び法人の破産手続、再生手続、更生手続(以下「倒産処理手続」という。)において裁判所その他の機関に対して官報に公告することが義務付けられる事項(以下「倒産処理手続の公告」という。)について、当該公告には法人を特定する情報として法人の名称、住所及び代表者氏名が記載されるが、法人に付される法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する「法人番号」をいう。以下同じ。)が記載されていないことから、金融機関を始めとした多くの取引先を有する事業者において、当該事業者の取引先である法人と当該

公告に掲載された法人との照合(以下「法人照合」という。)に要する作業が大きな負担となっているとの指摘がある。

事業者の法人照合に要する事務負担を軽減する観点から、組織再編等の公告及び倒産処理手続の公告については、公告事項に法人番号を記載するよう見直すことが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

- a 内閣府は、組織再編等の公告について、事業者における法人照合に要する事務負担の軽減を図る観点から、官報公告の掲載を行おうとする者(以下「掲載依頼者」という。)による法人番号の記載を促進するため、独立行政法人国立印刷局(以下「国立印刷局」という。)と調整の上、官報公告の原稿のひな型に法人番号の記入欄を設け、また、オンラインで官報公告の掲載申込みを受け付けている取次店(国立印刷局との官報公告の取次に係る契約に基づき、掲載依頼者の委託を受け、官報公告等を掲載するための手続を行う法人をいう。)において、例えば法人番号を記載して官報公告を行うための専用ページを開設し、当該ページで、官報公告に法人番号を記載可能であることを明示するとともに、官報公告の原稿のひな型を提供することなどにより、オンラインでの官報公告の掲載申込の際にも法人番号の記載を可能とする環境整備がなされるよう、国立印刷局に協力を求める。あわせて、内閣府は、国立印刷局が作成するパンフレットに、官報公告に法人番号が記載可能であることを明記することを求める。
- b 法務省は、司法府の自律的判断を尊重しつつ、令和9年度中を目途に最高裁判所により開発し導入される倒産処理手続の電子システムについて、個々の事件を審理した裁判所が作成する倒産処理手続の開始決定書や、倒産処理手続の開始決定に基づく官報公告の原稿等における債務者の表示に法人番号を記載することができる仕様となるよう、最高裁判所に協力を求める。

また、法務省は、司法府の自律的判断を尊重しつつ、倒産処理手続の電子システムが導入されるまでの間、倒産処理手続の公告への法人番号の記載を促進するため、多くの取引先を有する事業者において法人照合に要する作業が負担となっており、倒産処理手続の公告に法人番号の追記を求める声があるなどの法人照合に係る事業者の実情等を最高裁判所に情報提供し、倒産処理手続の公告に法人番号の記載を促進するための所要の措置が講じられるよう、最高裁判所に協力を求める。

# タ 水道スマートメーターの導入促進

【a: 令和7年度技術的検証に着手、令和9年度末までに順次結論、 結論を得次第速やかに措置、

b: 令和8年度末までに結論、結論を得次第速やかに措置、

c: 令和7年度検討・結論・措置】

# <基本的考え方>

通信機能を備えた水道メーターである水道スマートメーターは、検針値や 栓の開閉等のデータの遠隔送信と利活用により、地方における検針員等の検 針及び料金徴収に係る負担の緩和や人員の確保、迅速かつ正確な漏水管理、 災害時の被災者の状況把握を含めた住民の見守りなどにおいて効果が期待 できる一方で、通信機能の搭載に加え、多くが従来型の羽根車式に比べ高額 の電磁式メーターや超音波式メーターであることなどにより、費用は通信機 能のない従来型の羽根車式メーターの3倍程度との試算もあるなど導入時 の費用が高額であるとの指摘がある。このため、水道スマートメーターの導 入促進のためには費用対効果を改善することが重要であるが、計量法施行令 (平成5年政令第329号)により、水道メーターの検定有効期間はメーター の構造にかかわらず一律に8年と定められていることが、初期費用が高額な 水道スマートメーターの導入促進を阻害しているとの指摘がある。また、水 道スマートメーターにより捕捉したデータの利活用について、個人情報の取 扱いや他分野の情報との連携等についての明確なルールが整備されておら ず、今後の社会実装に当たっての課題となっているとの指摘がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

- a 経済産業省は、計量法施行令により一律に8年と定められている水道メーターの検定有効期間について、近年は従来の羽根車式に加えて電磁式や超音波式も流通し、軽量化や計量精度向上などの技術改良も進んでいることを踏まえ、水道メーターの構造(羽根車式、電磁式、超音波式)それぞれの特性に応じて検定有効期間の見直しに必要な技術的検証を行い、審議会での結論を得次第、当該結論に応じて速やかに必要な措置を講ずる。なお、技術的検証においては、海外で認められたデータやストレステスト等の手法を用いることも検討する。
- b 経済産業省は、計量法(平成4年法律第51号)により全数検査が義務付けられている特定計量器(同法第2条第4項に定めるものをいう。)に係

る検定及び再検定について、海外の事例も調査した上で、サンプリング検査の導入について検討し、審議会での結論を得次第、当該結論に応じて速やかに必要な措置を講ずる。

c 国土交通省は、今後、デジタル行財政改革会議において検討されるデータ利活用制度の在り方についての基本的な方針を踏まえつつ、水道スマートメーターにより取得した水道データについて、その利用目的や効果、データの仕様(取得方法、項目、更新頻度等)、データの目的外利用に係る同意取得や個人情報の取扱い、他分野におけるデータとの連携等について、水道スマートメーターの導入を実証的に実施している水道事業者や関係団体に調査し、データ利活用に関する専門家も含めた有識者会議において検討し、結論を得た上で、水道事業者や第三者がデータの利活用を簡素かつ容易に行えるよう、データの取扱いに係るガイドラインや事例集の作成を含め必要な措置を講ずる。その際、水道スマートメーターを新たに導入する者にとって参考となるデータ仕様を提示し、異なる水道事業者により収集されたデータの集約・連結を容易化することにも留意する。

# 4 デジタル・AI

チ デジタル・A I 技術を活用した建設機械の安全義務及び技能要件の在り 方について

> 【a:(前段・専門家検討会設置)令和7年措置、 (前段・整理)令和8年上期措置、

(後段) 令和8年上期以降検討開始、結論を得次第速やかに措置、 b:令和7年度措置】

#### <基本的考え方>

少子高齢化及び人口減少が進展し、建設現場の担い手不足が深刻化する中、その対応として遠隔操作や無人化などのデジタル・AI技術を活用した建設機械(以下「デジタル・AI建設機械」という。)の利用が期待されているが、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び同法関係法令(以下「安衛法関係法令」という。)では、遠隔操作などデジタル・AI技術の活用を前提とした労働災害防止のために必要な措置(以下「安全義務」という。)や免許・技能講習の要件(以下「技能要件」という。)が定められていないことから、デジタル・AI建設機械を実際の現場で使用する際に、どのような条件・対応によって安全義務が満たされるのか、また、どのような技能要

件が必要なのかが不明確であるため、事業者はデジタル・AI建設機械の利用を躊躇するとの声がある。

こうした状況を踏まえ、安全義務や技能要件を明らかにすることで、デジタル・AI建設機械の更なる技術的発展及び利用を促進し、建設業界の人手不足解消及び生産性向上につなげることが重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### く実施事項>

a 厚生労働省は、建設機械を含めデジタル・AI技術を活用した機械(以下「デジタル・AI機械」という。)の開発が進んでいることを踏まえ、労働者の安全及び健康を守りつつ、デジタル・AI機械全般の更なる技術的発展及び利用を図る観点から、関係省庁と連携しつつ、安衛法関係法令が適用される機械で遠隔運転・自律運転(以下「無人運転」という。)を行う場合の労働災害防止対策に関する専門家検討会を設置する。当該検討会において、機械の使用が想定される具体的な作業ごとに、作業内容や周辺環境、使用される機械の運転制御方式やその技術水準の実態を把握・確認した上で、作業ごとに必要となる安全義務及び技能要件、機械の技術水準など検討すべき項目を整理する。

また、厚生労働省は、関係省庁と連携しつつ、当該専門家検討会による検討・整理の結果を踏まえ、安衛法関係法令に無人運転を行う場合の安全義務や技能要件を明記するなどの具体的な措置を検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。

b 厚生労働省は、a が措置されるまでの間、現状の安衛法関係法令に基づく機械の無人運転における労働災害防止のために必要な措置に関する相談が労働基準監督署にあった際、労働基準監督署ごとに異なる判断(いわゆるローカルルール)が発生しないよう、労働基準監督署から都道府県労働局を通じ、厚生労働省本省に照会させるなど、集約し、判断の統一性を確保する。

#### ツ 不動産売買仲介におけるデジタル・AI活用促進

【a: 令和7年度措置、

b:(前段)令和7年度措置、

(後段) 令和7年度検討開始、結論を得次第可能なものから速やかに措置】 **<基本的考え方>**  近年、不動産分野において、不動産取引の担い手となる宅地建物取引業者 (宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の免許を受け て宅地建物取引業を営む者をいう。以下同じ。)の数が全国で見ると増加し ているものの、地方部を中心に半数近くの都道府県において減少しており、 今後、高齢化の進展等に伴い必要な人材を確保できず、宅地建物取引業者が 存在しない地域が増えていく可能性も示唆されるなど、人手不足への対応や 生産性の向上が喫緊の課題となっている。

宅地建物取引業法においては、宅地又は建物の購入者等の利益を保護し、 並びにその流通の円滑化を図るため、宅地建物取引業者に対し、同法第35 条の規定による重要事項の説明(以下「重要事項説明」という。)等の義務 を課しており、宅地建物取引業者が行う重要事項説明等のための物件調査に おいては、依頼者に係る固定資産課税台帳の閲覧又は評価証明書の取得が必 要であり、地方公共団体においては、委任状又は媒介契約書の特約事項の記 載によって依頼者から宅地建物取引業者に対する委任がある旨を確認する こととなっている。これらの手続について、令和4年5月、改正宅地建物取 引業法により媒介契約書の電磁的方法による締結が可能となったことに伴 い、宅地建物取引業者は地方公共団体に対して、書面によらずとも電磁的方 法で締結された媒介契約書(以下「電子媒介契約書」という。)を提出する ことが可能であることが「宅地建物取引業者による固定資産課税台帳の閲覧 及び評価証明書の取得について」(令和6年8月総税固第49号総務省自治税 務局固定資産税課長通知。以下「通知」という。)で示された。しかしなが ら、通知において、市町村が電子媒介契約書による確認を実施する体制を有 していない場合は別途委任状が必要である旨が示されていることから、宅地 建物取引業者から提出された電子媒介契約書を受理せず、書面により締結し、 又は作成された媒介契約書又は委任状の提示を求めるケースが散見され、宅 地建物取引業者における電子媒介契約書の締結意欲を減退させる要因とな っているとの指摘がある。

また、重要事項説明については、その準備だけではなく、説明に2時間程度の時間を要し、宅地建物取引士(宅地建物取引業法第22条の2第1項の宅地建物取引士証の交付を受けた者をいう。)の負担が大きく、地方部で人材が不足する中で対応が困難になっているとの声がある。こうした点については、デジタル技術や近年急速に開発が進むAI技術を用いたサービスの利用により、不動産取引業務の効率化・生産性向上が期待される一方で、AIの活用が宅地建物取引業法上許容されるのか取扱いが不明確であるとの指摘がある。

このため、重要事項説明については、上記の指摘を踏まえ、デジタルやAIなどの技術を活用した上で、必要となる各種書類請求に係る手続の負担緩和や、不動産取引業務の効率化・生産性向上を図ることが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### く実施事項>

a 総務省及び国土交通省は、宅地建物取引業者が、重要事項説明書を作成するために必要となる固定資産課税台帳の閲覧や評価証明書の取得の際に電子媒介契約書を一層活用することが可能となるよう、地方公共団体において特別なシステムや新たな体制の整備を行わずとも簡便に電子媒介契約書を確認できる具体的な方法について検討した上で、通知の見直し又は補足を行い、これを地方公共団体に周知する。その際、民間事業者が一般に用いる確認方法(PDF閲覧ソフトウェアによる電子署名・タイムスタンプ確認等)も参考にしつつ、宅地建物取引業者、地方公共団体双方の利便性に配慮する。

また、国土交通省は、宅地建物取引業者が重要事項説明書を作成するために必要となる水道引込配管図の取得においても、固定資産課税台帳の閲覧や評価証明書の取得と同様の問題が生じているとの声があることを踏まえ、宅地建物取引業者へのヒアリング等により、その取得に係る課題に関する実態を調査した上で、固定資産課税台帳の閲覧や評価証明書の取得と同様の対応が必要か検討し、結論を得次第、対応が必要な場合に所要の措置を講ずる。

b 国土交通省は、重要事項説明に関する業務において、宅地建物取引業者がデジタルやAI等の技術による補助ツールを利用することに躊躇し、また新たな技術の開発に支障が生じることがないよう、宅地又は建物の購入者等の利益の保護が確保されることを前提とした上で、技術の発展の状況等に応じた適切な補助ツールを活用することで、宅地建物取引士の負担軽減等が図られることが期待される旨を周知する。

また、国土交通省は、デジタルやAIに関する制度や技術の発展、重要事項説明におけるデジタルやAI技術を用いたサービスの活用に対する宅地建物取引業者又は宅地若しくは建物の購入者等のニーズや意見等を踏まえた上で、書類作成や読み上げ等、重要事項説明に必要となる各業務の場面ごとに、デジタルやAI技術を用いたサービスが活用され、又は当該サービスの活用が見込まれる具体例や活用方法、活用に当たっての前提や注意すべき留意点等について検討・整理を行い、可能なものから速やかに明確化し、公表する。

### テ 建設工事請負契約における契約手続の簡素化及びデジタル化

【a,b:令和7年度上期措置】

#### <基本的考え方>

建設業界における将来の担い手確保対策は喫緊の課題であり、デジタル等を活用した事務の簡素化及び現場作業の効率化により、生産性向上を図る必要がある。

特に、署名又は記名押印規制については、これらの措置の実施及び関係書類の保管に対する負担軽減を求める声もあり、総合的に規制目的を達成できる場合について、規制の合理化を図る必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### く実施事項>

- a 国土交通省は、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条第1項に定める契約書面において、契約当事者に署名又は記名押印を義務付けている点について、契約手続に係る負担を軽減し、生産性向上を図る観点から、「押印についてのQ&A」(令和2年6月19日内閣府、法務省、経済産業省)も参考にしつつ、受注者となる建設業者団体からのヒアリング等も行った上で必要な見直しを検討し、例えば、契約当事者間で対等なパートナーシップが構築されているほか、長期にわたり反復継続的な取引実績が蓄積されていること、注文書及び請書の交付に先立ち交付される基本契約書において、契約内容が相当程度明確化されていることといった要件を満たす場合については、注文書及び請書の交付に際し、署名又は記名押印を求めないこととし、その旨を関係事業者団体に周知することなどを行う。
- b 国土交通省は、建設工事の請負契約手続のデジタル化を推進するため、「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン」(平成13年3月30日国土交通省)について、現在主流とされているいわゆる「立会人型」の電子署名が利用可能であることを明確化するなど、必要な措置を講ずる。

#### ト 建設業における営業所技術者等の兼務について

【令和7年度檢討開始、

令和8年度結論、結論を得次第可能なものから順次措置】

#### <基本的考え方>

建設業界においては、技術者不足により、営業所の設置や維持に困難を感じる事業者がいるとの声もある。適正な施工の確保をもって発注者を保護する建設業法(昭和24年法律第100号)の目的に照らし、デジタル技術の進展の状況も踏まえ、これらを前提とした営業所技術者等の人手不足対策を図る必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### く実施事項>

国土交通省は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に定める営業所 ごとに置くこととされている営業所技術者及び特定営業所技術者について、 その必要性や業務の現状について幅広く関係者への実態調査を行うととも に、適正な施工の確保が図られることを前提として、兼務を含む人手不足対 策を検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。

#### ナ 地球温暖化対策報告の項目等に係る統一

【(前段) 措置済み、(後段) 令和7年度措置】

#### <基本的考え方>

一部の地方公共団体は、地球温暖化対策の一環として、条例等に基づき、 事業者に温室効果ガス排出量等の報告を求めているが、地方公共団体ごとの 報告項目や様式等にばらつきがあることにより、事業者の負担となっている との指摘があり、また、地方公共団体ごとの状況の比較検証等が困難となっ ているため、可能な限りこれらを統一する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### く実施事項>

環境省は、地方公共団体が区域内の事業者に対し、年間の温室効果ガス排出量やその抑制措置等を記載した報告書等の作成・提出を求めるに当たり、地方公共団体ごとに報告項目・基準、様式等が異なることにより、事業者の負担となっている現状等を踏まえ、地方公共団体が報告を求める項目等を調査する。

その上で、環境省は、大規模事業者や電気事業者等これらの報告を求められる事業者の態様に応じた標準的な報告の項目等を整理し、地方公共団体が地域の特性等に照らして必要がある場合にはその判断によって独自の項目を設けることを妨げないよう配慮しつつ、地方公共団体に対して前記の標準

的な報告の項目等を参照・利用するよう協力を要請等することにより、事業者の報告の項目等に係る統一性が保たれるよう措置を講ずる。

#### ニ 自動車保有関係手続のDX

【a:令和7年検討開始、令和9年度までに措置、b,d:令和7年検討開始、結論を得次第速やかに措置、c:(前段)令和7年検討開始、令和9年度までに措置、(後段)令和7年検討開始、令和10年度までに措置、e:令和7年措置、

f:(前段)措置済み、(後段)令和7年検討開始、令和9年度までに措置】 **<基本的考え方>** 

自動車の保有に関する手続においては、書類への押印や書面提出、封印の取付けといった物理的措置が必要とされており、また、相続時の移転登録及び軽自動車の自動車検査証の変更がワンストップで行うことができないなど、デジタル化への対応や国民の利便性という点で課題がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### く実施事項>

- a 国土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者の自動車売買等における手続負担の軽減を図るため、同省等が運営する自動車保有関係手続のワンストップサービス(以下「自動車OSS」という。)を利用した場合には、譲渡証明書及び使用者の住所を証するに足りる書面の運輸支局への提出に替えて、マイナンバーカードを用いた公的個人認証等を活用することにより、手続のデジタル完結を可能にする。
- b 警察庁及び国土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者等の自動車売買等における利便性向上を図るため、①自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)に基づく自動車の保管場所証明の交付申請及び②道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく自動車の登録等の手続について、自動車OSSでの申請時に②の申請に必要な書類全てが揃わずとも、①の申請をオンライン上で先行して行うニーズがあることを踏まえ、自動車OSSにおいて同ニーズを実現可能とする方向で検討し、必要な措置を講ずる。
- c 国土交通省は、自動車所有者の相続人の手続負担の軽減を図るため、現 状では運輸支局における対面での申請に限られる相続による移転登録に ついて、自動車OSSの対象手続に加え、手続のデジタル完結を可能とす

る。あわせて、軽自動車の自動車検査証の変更記録についても、申請者の 手続負担軽減の観点から、軽自動車保有関係手続のワンストップサービス の対象手続に加える。

- d 国土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者等の負担となっている との指摘のある自動車の封印制度について、警察庁の協力も得ながら、そ の費用対効果や、諸外国の状況も参考に、封印の効果を担保しつつ、デジ タル技術を活用した仕組みなど封印制度を代替する措置も念頭に、見直し を行う。なお、封印制度見直しの結果を得るまでの間においても、封印の 取付けの委託範囲の見直しなど、自動車所有者や自動車販売事業者等の利 便性向上及び負担軽減のための所要の措置を講ずる。
- e 警察庁は、自動車の保管場所証明に係る手続について、令和5年6月の規制改革実施計画の「ローカルルールの見直し」に即して、申請書の欄外記載事項及びその記載場所を統一するとともに所在図・配置図等の添付書面について標準様式を定めた上で、都道府県警察に通知するなど、都道府県警察ごとに異なる申請書類を統一する方向で検討し、必要な措置を講ずる。また、当該申請書類について、申請者等へ周知するために警察庁ウェブサイト等で公表する。
- f 国土交通省は、自動車登録に係る手続について、令和5年6月の規制改革実施計画の「ローカルルールの見直し」に即して、委任状などに関して、標準様式を定めた上で、関係機関に通知するなど、運輸局ごとに異なる申請書類の様式を統一する方向で検討し、必要な措置を講ずる。また、マイナンバーカードの活用などによる押印の廃止についても併せて検討し、必要な措置を講ずる。

# ヌ 超高齢社会に対応した親族間での信託の活用、法定後見制度等の円滑化 <基本的考え方>

我が国では65歳以上の高齢者が約3,600万人、総人口に占める割合が約3割となるなど高齢化が進展し、また、男性の約4分の1、女性の約2分の1が90歳以上まで生きるようになるなど長寿化が進む中で、65歳以上の高齢者を対象にした令和4年度の厚生労働省による調査の推計では、認知症の人の割合は約12%、認知症の前段階と考えられている軽度認知障害の人の割合は約16%とされ、両方を合わせると、3人に1人が認知機能にかかわる症状があることになるなど、認知症及び軽度認知障害(以下「認知症等」という。)となる高齢者は増加し、また、今後も増加が見込まれている。

こうした中、認知症等の人の日常生活及び社会生活をどのように支えるかが引き続き重要な社会課題となっているが、認知症等の状態になり、判断能力がないと認められた場合には、預金の引出しが制限されるなど、認知症等の人及びその生活を支える親族等に著しい不便が生じる可能性がある。これに対し、認知症等の状態になる以前から、信託の仕組みを活用することにより親族間で財産の管理を行い、円滑な財産承継の準備を行うことが、認知症等の状態になった後の不便を防ぐための有効な手段となり得るが、信託の仕組みが十分認知されていないほか、信託に当たって活用される公正証書の作成手続がアナログであることなどにより、その活用が十分に進んでいないとの指摘があり、信託制度の分かりやすい周知や手続のデジタル化を図ることが重要である。

また、信託の仕組みを活用しないなど、あらかじめ財産管理の準備をせずに認知症等の状態になった場合には、不動産売買といった財産管理や医療費の支払いといった身上の保護の手段として、法定後見制度を利用することが考えられるが、その手続のデジタル化が進んでおらず煩雑であるとの指摘や、一度利用し始めると被後見人本人が死亡するまで終了できないなど、利用者にとって使い勝手が悪く活用が進まないとの指摘を踏まえ、法定後見制度の在り方の見直し及び手続のデジタル化・簡素化を図ることが重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### く実施事項>

(ア) 超高齢社会に対応した親族間での信託の活用による柔軟な財産管理 の推進

> 【a, c: 令和7年度措置、 b:a の措置後、速やかに措置】

a 法務省は、国民が認知症などに備えた財産管理を行うに当たり、民事信託(親族間で活用する信託をいう。以下同じ。)が有効であるものの、信託制度自体が国民に十分認知されておらず、また、認知されていても信託制度の内容の理解が十分でないため、活用が進んでいないとの指摘があることを踏まえ、金融庁と連携し、国民向けに信託制度や民事信託の活用方法を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、法務省ウェブサイトに当該パンフレットを掲載することなどを通じ、広く周知する。その際、弁護士や司法書士などの士業が依頼者のニーズに合わせて適切に民事信託の活用を案内することも可能となるよう、民事信託が法定後見制例(親族間の財産管理、承継への活用など)や、民事信託が法定後見制

度、遺言など他の財産管理等の手段と併せて活用可能であること、民事 信託の開始から終了までの流れ、民事信託を活用する上での注意点など、 民事信託を活用するに当たって参考となる情報を盛り込むものとする。

- b 金融庁は、金融機関において民事信託が十分に認知されておらず、また、認知されていても民事信託の活用方法の理解が十分でないため、民事信託において利用されている信託口口座の開設に金融機関が消極的であるとの指摘があるほか、信託口口座では受託者に加え、委託者及び受益者の情報も把握しておく必要があるなど他の預金口座に比べて口座管理に手間がかかることや、民事信託終了時の口座解約手続などにおける信託口口座の取扱いが不明確であるとの声があることも踏まえ、金融機関において信託口口座の開設を円滑に行うことができるよう、aの措置によるパンフレットなども活用し、金融機関に対し、民事信託が認知症などに備えた財産管理として有効な手段であることを、その制度の趣旨及び内容と併せて周知するとともに、信託口口座の開設に積極的な金融機関の実態を踏まえ、信託口口座の口座名義人の管理方法や、民事信託終了時の口座解約手続における留意点など、円滑かつ適切な信託口口座の管理に資する情報などについて周知する。
- c 法務省は、民事信託において活用される公正証書について、その作成 に係る一連の手続のデジタル化に当たり、民事関係手続等における情報 通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令 和5年法律第53号)の趣旨を踏まえ、関係する政省令の整備、システ ムの構築支援など、手続のデジタル完結を可能とするための環境整備を 行う。

その際、デジタル化のためのシステム構築を担う日本公証人連合会に対し、次に掲げる事項を要請する。

- ・利用者がオンラインで円滑に公正証書の作成に係る手続を行うことが できるよう、利用者の立場に立った分かりやすい利用方法や利用手順 などを広く周知すること。
- ・オンライン手続全般に関する利用者からの相談に対応するための相談 窓口を日本公証人連合会ウェブサイト上に整備すること。
- ・公証役場においてオンライン手続のための環境整備が円滑に行われるよう、公証役場側で必要となるシステム整備の支援や業務手順の周知を行うこと。
- ・オンライン手続導入後も、公証人に対し、業務手順や操作方法等に関 して継続的に研修を行うこと。

#### (イ) 法定後見制度の課題と見直し

【a,b:令和8年度までに検討・結論、結論得次第速やかに措置、

c: 令和 10 年までに措置、

d: 措置済み、

e:令和7年度上期措置、

f:令和7年度結論、結論を得次第速やかに措置、

g:直ちに検討・結論後速やかに措置、

h:令和7年度措置】

- a 法務省は、法定後見制度について、本人(利用者)の財産管理のみを 重視する観点から、①制度を利用する本人の死亡等でしか法定後見を終 了できず、一時的な利用ができない、②成年後見人が本人等のニーズを 踏まえた対応を適切に行わない場合などでも成年後見人の交代ができ ないなど、結果的に、本制度の理念の一つである本人の自己決定の尊重 が必ずしも十分に図られず、利用者にとって使いにくい制度となってい るとの指摘があることを踏まえ、本人の意思に基づく法定後見の終了、 本人にとって必要な範囲に限定した一時的な利用及び本人の状況の変 化に応じた成年後見人の交代を可能とすることについて検討し、法制審 議会での議論を経た上で、所要の措置を講ずる。なお、制度見直し後も、 PDCAサイクルを意識し、現場のニーズに応じた適時の制度改善に努 める。
- b 法務省は、a の検討に当たり、成年後見人の交代を可能とすることとした場合においては、司法府における自律的判断を尊重しつつ、本人にとって適切な成年後見人の選任が迅速かつ的確に行われるよう、家庭裁判所が、後見制度の利用を検討している者や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割等を担うことを目的として市町村が整備・運営する「中核機関」と更なる連携を行うことにより、本人の希望を踏まえた後見人の選任を行うことができるための仕組みの構築について、成年後見制度見直し後の制度を取り巻く環境や関連する諸制度の状況等も踏まえて対応するよう最高裁判所に協力を求める。
- c 法務省は、現状では、書面又は対面で行われている法定後見制度に係る家事事件手続について、司法府における自律的判断を尊重しつつ、利用者の利便性向上を図る観点から、審理の迅速化のための業務改革が図られ、申立書面に記載することが求められている事項をオンラインで入力可能とするほか、法務省と最高裁判所との間の情報連携によって、後

見開始申立てなどの際に必要な戸籍謄本などの証明書提出を省略可能とするなど、ユーザーインターフェースに留意したデジタル化が図られるよう環境整備に取り組む。

- d 法務省は、後見・保佐・補助開始申立ての審判手続における本人の陳 述聴取の方法について、裁判所のウェブサイトでは、オンラインによる ことが可能であることについて明確な記載がなく、利用者の心理的負担 になっているとの指摘を踏まえ、司法府における自律的判断を尊重しつ つ、当該陳述聴取をオンラインによることが可能である旨を裁判所のウ ェブサイトに記載するよう最高裁判所に協力を求める。
- e 厚生労働省は、市区町村長による後見開始の申立て等(以下「市町村 長申立て」という。)について、「市町村長による成年後見制度に基づく 後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示 について」(令和3年11月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健 局認知症施策・地域介護推進課長連名通知。以下「令和3年通知」とい う。) 及び「「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の 請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」のQ&Aに ついて」(令和3年11月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局 認知症施策・地域介護推進課長連名事務連絡)において、市町村長申立 ての対象者の住所と居所が異なる地方公共団体である場合の申立基準 やその参考となる情報を示しているものの、例外的事例である「施設所 在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等」の基準が不明確で あるため、実際の市区町村間での具体的案件の調整を円滑に行うに足り る記載となっていないとの指摘があることから、令和6年度に同省が実 施した市町村長申立てに係る調査・研究の結果を踏まえ、これまでに調 整を要した事例(都道府県及び厚生労働省に相談があった事例を含む。) を、令和3年通知に基づく市町村長申立ての判断基準となるよう類型化 し、市区町村に周知する。
- f 厚生労働省は、「中核機関」について、その名称が地域ごとに異なって おり、一般に認知しづらいとの指摘があることを踏まえ、後見制度の更 なる利用促進を図る観点から、令和6年6月に立ち上げた「地域共生社 会の在り方検討会議」において、その位置付けや名称について法改正を 含めて検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。
- g 厚生労働省は、後見人等から後見制度の相談を受ける中核機関の職員 等のために同省が設置する相談窓口「K-ねっと」について、現場の認

知が不十分であり、中核機関の職員等に十分に利用されておらず、また、他の地方公共団体や中核機関等が対応した事例や知見が共有されないため、中核機関の職員等の属人的な知見に頼らざるを得ないといった声があることを踏まえ、Kーねっとの認知度や利用状況等を把握した上で、認知度及び利用頻度の向上を図るとともに、あわせて、中核機関の職員等の負担軽減及び業務効率化を図る観点から、Kーねっとの相談対応で蓄積されたノウハウを基に「FAQ」を充実した上で、見つかりやすく、また、利用されやすいウェブサイトに改善する。

h 厚生労働省は、各市区町村が成年後見制度の利用の促進に関する法律 (平成28年法律第29号)第3条第2項に基づき、市民の中から成年後 見人等の候補者を育成するために実施する市民後見養成講座(以下「講 座」という。)について、講座を受講した市区町村と別の市区町村で市 民後見人の登録を受けようとする際、後見人としての適正性の確認など のために再度講座の受講を求められることがあるとの声を踏まえ、特に 過疎地域で市民後見人の養成が進むよう、市区町村間で重複するカリキ ュラムの受講を免除可能としている事例及び講座を再度受講せずに市 民後見人の登録を受けられる事例並びに市民後見人の後見人としての 適正性の確認の方法について調査を行い、市民後見人の候補者育成に向 け市区町村における柔軟かつ効果的な講座の実施のための判断基準と なるよう類型化した上で、好事例となるものを周知する。

#### ネ 戸籍電子証明書提供用識別符号の利用促進

【a:令和7年措置、

b:令和7年検討·結論、令和8年措置】

#### <基本的考え方>

行政手続における国民の負担軽減の観点から、政府全体において、行政手続のデジタル完結の取組や、行政機関間の情報連携による公的証明書の添付省略の取組が進められている。公的証明書の一つである戸籍謄本については、相続税の申告や年金の請求など様々な行政手続において、添付を求められてきており、当該行政手続のデジタル完結の妨げになっていたが、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)が令和6年3月1日に施行され、申請人等が戸籍法(昭和22年法律第224号)第120条の3第2項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号(以下「識別符号」という。)を取得して行政手続先の行政機関に提供することなどにより、戸籍謄本の添付を省略す

ることが可能となり、令和7年3月24日からは、旅券の電子申請における 戸籍謄本の添付省略により、申請等のデジタル完結が可能となっている。

しかしながら、市区町村によっては、識別符号については、取得できるのは市区町村の窓口のみであるかのような案内がなされている例が見受けられるほか、その名称自体も分かりづらいとの指摘がある。こうした現状及び指摘を踏まえると、利用者目線に立った戸籍謄本の添付省略の仕組みの周知を図ることが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### く実施事項>

a 法務省は、行政手続において戸籍謄本の添付省略のために用いられる識別符号について、市区町村によっては、取得できるのは市区町村の窓口のみであるかのような案内を当該市町村のウェブサイトで行っている事例もあることから、識別符号が利用可能な行政手続に関し、①旅券の電子申請など、申請人等が識別符号を別途取得することなく、自動的に申請先の行政機関に通知される行政手続が大半であることや、②申請人等において識別符号の取得が必要な行政手続についても、マイナポータルを利用することで、無料かつデジタル完結で識別符号の取得が可能であることを、法務省ウェブサイトで分かりやすく説明するなど、国民に対し、マイナポータルの利用を第一に推奨した上で、書面や対面の手続を希望する利用者へも配慮し、窓口での手続も併せて周知する。

また、法務省は市区町村においても国民に対し同様の周知がなされるよう、市区町村に対し必要な情報提供を行う。あわせて、法務省は、行政手続において識別符号を活用する関係省庁に対して、利用者に対し同様の周知を行うよう要請する。

b 法務省は、識別符号の周知状況及び利用状況を踏まえ、識別符号の略称 や愛称など、国民にとって分かりやすい呼称を定めて周知することを含 め、国民にとって理解しやすい案内方策を検討し、措置する。

# Ⅲ. 投資大国

#### 1 健康・医療・介護

<基本的考え方>

我が国は世界に類を見ない超高齢社会を迎えている課題先進国であり、また、 我が国の医療・介護の提供体制は、国民皆保険を実現した医療保険制度及び平 成12年に創設され社会に定着した介護保険制度の下で整備されてきた。

こうした環境の下、国民が自らの健康状態について知る手段を得て、一人一人に合った適切な医療・ケアを選択し、サービスを受けることを可能とするとともに、経済の成長力を高める観点から、医療等データの利活用等を通じて、より質の高い医療・ケアの実現、医療の技術革新(革新的な医学研究、創薬・医療機器の開発促進等)、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保(医療費の適正化等)などに活用されるよう、医療等データが持つ価値を最大化し、我が国の医療・介護やEBPMなどにいかすための利用環境を整備する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

各実施事項(本答申において、「措置済み」のものを除く。)については、関係府省庁において成案を得て決定を行う前に規制改革推進会議で議論等を行うことを予定している。

# ア 公的データベース等における医療等データの利活用法制等の整備

【a~d: 令和7年結論、結論を得次第速やかに措置、

e:(①) 措置済み、(②) 令和7年結論、結論を得次第速やかに措置】 **<実施事項>** 

我が国において、医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに医療等データ(電子カルテ、介護記録等に含まれるデータ、死亡情報その他の個人の出生から死亡までのデータであって診療や介護等に一般的に有用と考えられるデータをいう。以下同じ。)を円滑に利活用することを通じて、国民の健康増進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新(医学研究、医薬品開発等)、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保(医療費の適正化等)、次の感染症危機への対応力の強化などにつなげていくことが極めて重要である。

このため、令和5年6月の規制改革実施計画等に基づき、厚生労働省及び個人情報保護委員会は、医療等データに関する特別法の制定や、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の制度・運用の見直しの必要性を含め、今後とも、所要の検討を行っていくことを前提として、まずは、厚生労働省は、EU等の動向を踏まえた本人の同意のみに依存しない適切なプライバシー保護を前提としつつ、一定の仮名化を行った医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに資する

医療等データを研究者、企業等が二次利用(医療等データを医学研究その他の当該医療等データによって識別される特定の個人のみを対象としない目的で利用することをいう。以下同じ。)に用いること(以下「特定二次利用」という。)を、必ずしも患者等本人の同意がなくとも行うことを可能とし、大量の医療等データを対象とする円滑な特定二次利用を実現するため、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省(医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。)に関するものは、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省)は、以下に掲げる厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係のデータベース(以下「公的DB」という。)及びそれらに格納される原データ(以下「公的データ」という。)、そして、次世代医療基盤法に基づく認定作成事業者が保有するデータベース(以下「認定DB」という。)について、以下の事項を含め、仮名化情報の利用・提供並びに他の公的DBの仮名化情報及び認定DBとの連結解析を可能とするため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)を始めとする公的DB及び認定DBの根拠法の改正法案の令和7年通常国会への提出等について検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。
  - ・公的データについて、その仮名化情報の利用・提供に当たってその必要 性等に関して適切な審査を行うとともに、bにより厚生労働大臣、利用 者等が遵守すべき保護措置等を定めた上で、仮名化情報の利用・提供を 可能とすること。
  - ・b により、公的データの仮名化情報と、その他の公的DB等の仮名化情報(後述の電子カルテ情報DB及び自治体検診DBの仮名化情報、認定DBの仮名加工医療情報を含む。)との連結解析を可能とすること。

#### <公的DB>

- ・高齢者医療確保法に基づく匿名医療保険等関連情報データベース (NDB)
- ・介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく匿名介護保険等関連情報 データベース(介護DB)
- ・健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく匿名診療等関連情報データベース(DPCDB)
- ・予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種等関連情報データベース(予防接種DB)

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害福祉サービスデータベース(障害福祉DB)
- ・がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号。以下「がん 登録推進法」という。)に基づく全国がん登録データベース(全国がん 登録DB)
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)に基づく指定難病患者データベース(難病DB)
- ・児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病児童等データベース(小慢DB)
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年 法律第 114 号)に基づく匿名感染症関連情報データベース(i D B)
- ・今後構築予定の電子カルテ情報共有サービスのデータベース(電子カルテ情報DB)
- ・今後構築予定の自治体検診情報データベース(自治体検診DB) <認定DB>
- ・ 次世代医療基盤法の認定事業者のデータベース
- b 厚生労働省は、以下の事項を含め、公的DBの仮名化情報の利用・提供 及び連結解析を可能とする際の適切な保護措置及び各公的DBの管理・運 用方法を定める。
  - ・仮名化情報の利用・提供を行う公的DBへのデータ格納時(顕名でデータを格納することとされているデータベースにおいては、申請に対する仮名化情報の提供時)に、それだけで本人の特定が可能となる氏名等の情報を削除するなどの措置を講じ、当該公的DBについては、個人情報保護法上、個人情報の保有主体である行政機関の長等に求められる水準と同等の安全管理、不適正利用の禁止、職員の義務等の措置を講ずること。
  - ・現在の匿名化情報について定めている基準と同等の「相当の公益性がある場合」(令和5年6月の規制改革実施計画を受け見直されたNDBデータの利用の要件と同様に、製薬企業等による医薬品や医療機器の創出又は改善に資する調査、研究又は開発(製薬企業を含む民間事業者等による医薬品安全性調査、市販後の有害事象のエビデンス収集等の研究を含む。)に利用する場合を含む。)に利用・提供を認めることとし、「特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行う」場合は利用・提供を行わないこととするとともに、情報の加工基準や審査基準を定めたガイドラインを整備した上で、仮名化情報の利用・提供に際しては、

仮名化情報の利用目的・内容に応じて利用の必要性・リスクに関する審 査を行うこと。

- ・クラウド環境(今後構築するクラウド型の情報連携基盤を活用した Visiting 解析環境を含む。以下同じ。)での利用を基本とし、差別など 本人の不利益となるような不適切利用を防止するため、ログの活用等に より利用者のデータの利用状況を日常的に監視・監督を行うこと。また、 仮名化情報の記憶媒体を介した提供を可能とするかどうかについては、 その必要性や要件を検討し、明確化すること。匿名化情報と同様、照合 禁止やデータ消去、安全管理措置、不正利用の際の罰則等を求めること に加え、匿名化情報より厳格な管理を担保するため、厚生労働大臣によ る利用者に対する措置要求の義務や、利用者に対する従業者の監督の義 務、罰則等を上乗せで設けること。
- c 厚生労働省は、公的DB等に研究者、企業等がリモートアクセス(国が指定する特定の施設に限定せず、研究者等の自宅や研究室等からセキュリティレベルを保ったまま仮名化情報等を格納するシステムにアクセスし、分析・集計を行うことができるアクセス方式をいう。)し、一元的で安全であるのみならず迅速かつ円滑に利用・解析を行うことができるクラウド環境の情報連携基盤を構築し、内閣府、文部科学省及び経済産業省等と連携しながら、その利用を推進する。その構築の際、当該情報連携基盤に求められる機能・要件やその設計等については、医療・介護データ等解析基盤(HIC:Healthcare Intelligence Cloud)との関係性を整理しつつ、以下の事項を実現する方向で検討する。
  - ・情報連携基盤上で操作可能な情報の範囲に解析を補助するデータ(利用者が持ち込むものを含む。)を含むこと。
  - ・適切な情報セキュリティを確保しつつ、解析ソフトウェアの持込みを可能とすること。
  - ・円滑な利用・提供が可能となるよう、データ及び利用者の規模に応じた クラウド環境に必要なクラウド環境(高性能計算向け汎用ベクトル・行 列演算プロセッサー(GPU: Graphics Processing Unit)、ストレー ジ等)の整備を行うこと。
- d 厚生労働省は、審査の適正性及び利用者の利便性の観点を考慮しつつ、 利用申請・審査の手順、様式、書類、基準等の統一を行うことを含め、公 的DBの仮名化情報の利用申請の受付、利用目的等の審査等を一元的に行 う体制等を整備する。その際、当該審査体制等の整備等については、令和 5年6月の規制改革実施計画等に基づくNDBデータの利用申請・審査体 制等と原則同様に、以下の事項を実現する方向で検討する。

- ・公的DBの仮名化情報の利用・提供に関する審査基準を含む、ガイドラインを策定すること。その際、公的DBの根拠法令の規定の適用に当たって、公的DBごとに、当該審査及び利用・提供する仮名化情報の内容及び程度を同等の水準とすること。加えて、研究者、企業等が公的DBの仮名化情報を利用する場合を含め研究等を行うに当たっては、探索・試行的なデータ解析を行うことが通常であることに留意すること。また、公的DBの仮名化情報の利用による研究等を基礎とする場合であっても、公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがない限り、特許を受けることが可能であることを明確化すること。
- ・臨床研究、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「医学系倫理指針」という。)の適用関係について必要な整理を行った上で、審査委員会の構成を、医学系倫理指針の倫理審査委員会の構成要件を満たすもの等とした上で審査を行い、各研究機関での倫理審査委員会の審査は不要とすること。
- ・利用申請から利用者が実際に公的DBの仮名化情報の利用を開始し得るまでに要する期間について、研究者、企業等のニーズを踏まえた上で、その研究目的に応じ、データ連携・加工等が必要な場合は、原則数か月程度(利用者側の都合に要した期間は除く。)とすることとし、解析用に事前処理したデータセットが必要な場合は、データ連携・加工等が必要な場合よりも可能な限り短期間での提供を可能とすること。
- ・一つの研究等に対する個別限定的な契約だけではなく、同一目的(例えば、ある領域の治療薬開発)上の複数の研究(その実施時期が異なるもの)に利用することが同一契約で実施できる包括的な利用契約形態を導入すること。
- ・提供申出(変更申出を含む。以下同じ。)に係る手数料(基本利用料(審議や実地監査等に係る費用)、調整業務料(提供するデータの内容の調整事務に係る費用)、データ料(データベースの運用及びデータ抽出に係る費用)、クラウド環境利用料(クラウド環境の構築及び提供に係る費用))については、提供申出ごとに積算される実費制のほか、事前に手数料の概算を把握できる制度(一定期間ごとに定額で積算される定額制等)を導入すること。
- ・審査の透明性の確保の観点から、審査委員会による審査の結果は定期的に公表すること。
- e 厚生労働省は、特にがん研究の分野における予後情報に関しては、患者 に実施された治療効果の評価等のために患者の生存期間及び死因を把握

することが重要であることを踏まえ、効果的ながん予防、がん医療及びがんとの共生に関する検討並びに政策を促進する観点から、がん登録推進法第 20 条の規定により提供される情報(生存確認情報)につき、その提供を受けた病院等からの第三者提供を認めるに当たって求める一定の加工について、以下の事項を実現する方向で検討する。

- ①診断日等から最終生存確認日又は死亡日までの日数については、提供先においても把握可能とすること。
- ②死因情報について、がんによる死亡である場合はその旨を、また、がん による死亡以外の場合はその機微性を十分考慮した上で、その情報を、 提供先においても把握可能とすること。

# イ 医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備

【a:(前段)令和7年度上期検討着手、

令和7年末目途に中間的に取りまとめ、令和8年夏結論、

(中段):前段の結論を踏まえ、必要に応じて令和9年通常国会への

法案提出を目指すことを含め、速やかに法令上の措置、

(後段): 令和8年夏結論、結論を得次第速やかに措置、

b:引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置、

c, d: 令和7年度上期検討着手、令和7年末目途に中間的に取りまとめ、 令和8年夏結論、結論を得次第速やかに措置】

# く実施事項>

我が国において、医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに医療等データ(電子カルテ、介護記録等に含まれるデータ、死亡情報その他の個人の出生から死亡までのデータであって診療や介護等に一般的に有用と考えられるデータをいう。以下同じ。)を円滑に利活用することを通じて、国民の健康増進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新(医学研究、医薬品開発等)、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保(医療費の適正化等)、次の感染症危機への対応力の強化などにつなげていくことが極めて重要である。

令和5年6月の規制改革実施計画等に基づき、厚生労働省は、公的データ (厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係のデータベース(以下「公的D B」という。)に格納される原データをいう。以下同じ。)等については、E U等の動向を踏まえた本人の同意のみに依存しない適切なプライバシー保護を前提としつつ、一定の仮名化を行った医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに資する医療等データを研究者、企業等が二次利用(医療等 データを医学研究その他の当該医療等データによって識別される特定の個人のみを対象としない目的で利用することをいう。以下同じ。)に用いること(以下「特定二次利用」という。)を、必ずしも患者等本人の同意がなくとも行うことを可能とし、大量の医療等データを対象とする円滑な特定二次利用を実現するため、令和7年通常国会へ所要の法案を提出するなど一定程度検討・取組等が進んでいる。

他方、令和5年6月の規制改革実施計画等に基づく、医療等データに関する特別法の制定や、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の制度・運用の見直しを含め、公的データのみならず民間事業者、医療機関、学会、独立行政法人等(以下「民間事業者等」という。)の様々な主体が保有するデータを含む医療等データの一次利用(医療等データを当該医療等データに関連する自然人の治療及びケア等のために利用することをいう。以下同じ。)及び二次利用に関する包括的かつ横断的な法制度及び運用の整備並びに情報連携基盤の構築等に向けた検討は必ずしも進んでいるとは言えない状況である。

我が国においては、令和 22 年(2040 年)頃に向けて、85 歳以上の高齢者 の増加や人口減少が更に進む見通しである中、全ての地域・世代の患者等が 適切に医療、介護等のサービスを受けながら自立して日常生活を営めるよう、 地域の実情に応じた効果的かつ効率的な医療提供体制・介護サービス提供体 制等を確保することが一層重要であること、また、患者等本人からの同意取 得原則という入口規制が医療等データの利活用の大きな制約になっている との指摘があること、医療等データの利活用の議論においては、本来実現さ せるべき姿と制度等の設計とを整合させ、個々の医療等データの最終的な提 供主体たる国民の理解を得ることにもつなげることが重要であるとの指摘 があること、医療等データの利活用法制等の整備等の検討に当たっては基本 理念及び制度枠組みを示すことが重要であるとの指摘があること、E Uにお いては令和7年3月に European Health Data Space 規則(以下「EHDS」 という。)が発効され、今後数年間かけて戦略的かつ計画的かつ段階的に所 要の制度整備、システム整備等が進む見通しであることなども踏まえ、患者 等本人からの同意取得原則という入口規制を、プライバシー等の個人の権利 利益の適切な保護を前提としつつ医療等データの利用者の利活用の段階で 対応するという出口規制の考え方に転換することを含め、医療等データの包 括的かつ横断的な利活用に関する制度及び運用の整備並びに情報連携基盤 の構築等の具体化に向けた検討を速やかに進めていく必要があるため、以下 の措置を講ずる。

a 内閣府は、令和5年6月の規制改革実施計画等に基づき、医療等データ

の利活用に関する所要の制度及び運用の整備について、関係府省庁と連携し、医療等データの利活用(一次利用及び二次利用)に関する基本理念や包括的・体系的な制度枠組み及びそれと整合的な情報連携基盤の在り方を含む全体像(グランドデザイン)を明らかにするとともに、利活用に対する適切な監督及びガバナンスの確保を前提に、本人同意を不要とするデータ及び利用主体の範囲、利用目的、医療等データを保有する民間事業者等の様々な主体に対して一定の強制力や強いインセンティブを持って当該データを収集し利活用できる仕組みの在り方等の具体的な措置内容並びに関係府省庁間の役割分担について速やかに検討に着手し、令和7年末を目途に中間的に取りまとめを行った上で、令和8年夏を目途に結論を得る。なお、検討に当たっては、デジタル庁及び厚生労働省は、情報連携基盤の在り方及び医療等関連政策との整合性を図る観点から主体的に関与するものとする。

その上で、内閣府、デジタル庁及び厚生労働省は、関係府省庁と連携しつつ、当該結論を踏まえ、必要に応じて令和9年通常国会への法案の提出を目指すことを含め、速やかに必要な法令上の措置を講ずる。また、個人情報保護委員会は、上記検討について個人の権利利益の保護の観点から助言等を行う。

内閣府、デジタル庁及び厚生労働省は、これらの検討に当たっては、個人の権利利益の保護のため必要かつ適切な措置を講ずる必要があることのほか、以下の事項に留意するものとする。

・本人同意を不要とする利活用を可能とすべきデータに関しては、EHD Sの内容及び状況も参考にしつつ、例えば、①公的DBに格納されるデータ、②次世代医療基盤法に基づく認定作成事業者が保有するデータベースに格納されるデータ、③電子カルテデータ、④健康に影響を与える要因に関するデータ(所得、就労、介護、家族情報、公費負担医療、福祉等)、⑤人間の健康に影響を与える病原体に関するデータ、⑥疾患別等のレジストリからのデータ、⑦健康に関する研究対象の集団やその質問調査からのデータ、⑧バイオバンク及び関連データベースからのヘルスデータ、⑨臨床試験、臨床研究、臨床調査のデータ、⑩治療に関与する医師に関するデータ(経験年数、性別、専門など)、⑪医療機器等を通じて得られた電子ヘルスデータ、⑫ウェルネスアプリケーションからのデータ、⑬介護関連データなどといった範囲が考えられるが、国民の健康増進、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新(医学研究、医薬品開発等)、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保(医療費の適正化等)、次の感染症危機への対応力の強化などといった具体的な

- ニーズ及び重要性を踏まえ、その具体的範囲を検討する必要があること。これらデータの利用者の範囲に関しては、患者等の権利利益を適切に保護することを前提として、その利用目的に応じて、医療機関、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所(介護支援専門員等)等の医療従事者・介護従事者、行政、研究者、製薬会社、医療機器メーカーなどといった範囲が考えられるが、具体的なニーズ及び重要性を踏まえ、その具体的範囲を検討する必要があること。
- ・二次利用の目的に関しては、個人情報保護法に係る今後の整備の状況を 踏まえる必要があることを前提として、公益性があると判断されたデー タの提供等が認められる目的の具体例として、①健康に対する国境を越 えた深刻な脅威から国民を保護する活動、公衆衛生監視活動、患者安全 を含むヘルスケアの高い質と安全性及び医薬品や医療機器の安全性を 確保する活動など、公衆衛生や労働衛生の分野における公共の利益に資 する活動、②医療・介護分野の行政機関等公的機関が行う政策立案、③ 統計(医療・介護分野に関連する公的統計など)、④医療・介護分野に おける教育又は指導、⑤患者等、医療従事者・介護従事者などのエンド ユーザーに利益をもたらすことを目的として、公衆衛生や医療技術評価 に貢献する、あるいは医療、医薬品、医療機器等の高い品質と安全性を 評価する、医療・介護分野に関連する科学的研究、⑥製品やサービスの 開発・イノベーションにつながる医療機器、AIシステム、デジタルへ ルスアプリを含むアルゴリズムのトレーニング、テスト、評価などとい った範囲が考えられるが、具体的なニーズ及び重要性を踏まえ検討する 必要があること。
- ・民間事業者等の様々な主体が保有する医療等データの提供に関しては、 EHDS等を参考にしつつ、一定の強制力や強いインセンティブを持って収集し、利活用できる仕組みの在り方、そのデータを研究者や製薬会社等が円滑に利活用するための公的な情報連携基盤の在り方を検討する必要があること。また、医療等データを保有する主体に対して、適切な保存及び保有情報(メタデータ)のデータアクセス機関への登録等の義務付けも含めた実効性確保の措置を検討する必要があること。なお、民間事業者等からのデータ提供に当たっては、契約上の取決めを含む、法的、組織的、技術的安全管理措置を条件とすることや、知的財産権及び営業秘密の保護の観点で、一定の配慮が必要であること。
- b 個人情報保護委員会は、個人情報保護法が、いわゆる「一般法」として、 医療等データを含めた個人情報の適正な取扱いを通じ個人の権利利益の 保護を図ってきたが、情報通信技術の進展、国際動向、利活用の実態等を

踏まえて、同法を不断に見直す必要があることを踏まえ、以下の事項を検 討し、結論を得次第、速やかに同法の改正法案を国会に提出する。

- ・同法における、①統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人同意の在り方、②公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方、③病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方を含む、本人からの同意取得規制の在り方と必要なガバナンスの在り方。
- ・同法の確実な遵守を担保するため、必要とされる事後的な規律を一体的 に整備し、全体としてバランスの取れた法制度とすること。
- c 内閣府、デジタル庁及び厚生労働省は、医療等データの情報連携基盤の構築に関し、利活用の個別システムの部分最適を図るのではなく、一次利用及び二次利用の全体最適の観点から、データガバナンス及び医療等データの情報連携基盤を一体的かつ体系的に構築する必要があるとの指摘がなされていることを踏まえ、今後、民間事業者等の様々な主体が保有するデータベースなども対象に含めることも想定しつつ、aの医療等データの包括的かつ横断的な利活用に関する所要の制度及び運用の整備に関する検討・結論と整合的な医療等データの情報連携基盤の在り方について速やかに検討に着手し、令和7年末を目途に中間的に取りまとめを行った上で、令和8年夏を目途に結論を得次第、aの検討・措置の状況を踏まえつつ、速やかに必要な措置を講ずる。その検討に当たっては、公的DBの仮名化情報の利用・提供及び連結解析を可能とする際の適切な保護措置及び各公的DBの管理・運用方法も参考にしつつ、以下の事項に留意するものとする。
  - ・システムの全体構成について、連結分析可能化が進む公的DB等も含めた今後の更なる利活用に向けては、民間事業者等の様々な主体が保有するデータベース(患者等本人の健康に影響を与える要因に関するデータ (例えば、所得、就労、介護、家族情報、公費負担医療、福祉等)を格納するデータベースを含む。)等との連結解析が有益であることから、具体的なニーズ及び重要性を踏まえ、正確で効率的なデータ連結を可能とする仕組みや、クラウド環境(クラウド型の情報連携基盤を活用したVisiting解析環境を含む。以下同じ。)の整備、API (Application Programming Interface の略称。他システムの情報や機能等を利用することで、アプリケーションの開発やデータの共有・利活用を容易にするための仕組みをいう。)の利用なども含めたシステム構築の検討が必要であること。

- ・医療等データの利用・提供を行うに当たっては、それだけで本人の特定 が可能となる氏名等の情報を削除するなど、情報の加工基準等を定めた ガイドラインの整備を検討する必要があること。
- ・クラウド環境での利用を基本とし、差別など本人の不利益となるような 不適切利用を防止するため、ログの活用等により利用者のデータの利用 状況の監視・監督を行うこと。また、利用する医療等データの記憶媒体 を介した提供を可能とするかどうかについては、その必要性や要件を検 討し、明確化すること。照合禁止やデータ消去、安全管理措置、不正利 用の際の罰則等を求めることに加え、利用者に対する措置要求の義務や、 利用者に対する従業者の監督の義務、罰則等を上乗せで設けることを検 討する必要があること。
- ・データベースに研究者、企業等がリモートアクセス(国が指定する特定の施設に限定せず、研究者等の自宅や研究室等からセキュリティレベルを保ったまま医療等データを格納するシステムにアクセスし、分析・集計を行うことができるアクセス方式をいう。)し、一元的で安全であるのみならず迅速かつ円滑に利用・解析を行うことができるクラウド環境の情報連携基盤の構築を検討する必要があること。その際、当該情報連携基盤に求められる機能・要件やその設計等については、医療・介護データ等解析基盤(HIC:Healthcare Intelligence Cloud)との関係性を整理する必要があること。また、情報連携基盤上で操作可能な情報の範囲に解析を補助するデータ(利用者が持ち込むものを含む。)を含むこと、適切な情報セキュリティを確保しつつ解析ソフトウェアの持込みを可能とすること、円滑な利用・提供が可能となるようデータ及び利用者の規模に応じたクラウド環境(高性能計算向け汎用ベクトル・行列演算プロセッサー(GPU:Graphics Processing Unit)、ストレージ等)の整備を行うこと等についても検討する必要があること。
- ・データベース間連携の際の医療等データ間の突合手段の整備について、 医療等データの分散構造を前提とすると、被保険者等記号・番号等やマイナンバーの活用をも含めたデータ連携のための I D整備を検討する 必要があること。なお、この場合、二次利用を行う者において、特定の 個人が識別される可能性の増大の有無を踏まえて、個人の権利利益の保 護の観点から必要な措置を検討する必要があること。
- ・医療等データの利活用に当たっては、現在の電子カルテ情報共有サービスの対象情報(3文書6情報(①キー画像等を含む診療情報提供書、②キー画像等を含む退院時サマリー及び③健康診断結果報告書の文書情報並びに①傷病名情報、②薬剤アレルギー等情報、③その他アレルギー

等情報、④感染症情報、⑤検査情報(救急時に有用な検査、生活習慣病 関連の検査)及び⑥処方情報の医療情報))よりも、より広い範囲の情 報の標準化が求められていること。特にニーズのある情報は、電子カル テ内で医師がテキストで入力している情報であると指摘されているが、 そのままでは利活用ができず何らかの処理を行う必要もあり、構造化等 の取組が必要になること。加えて、利活用の現場ニーズと、データ整備 に要する社会コストを踏まえると、例えば、①診察時のバイタルサイン、 ②画像診断情報、③診療録のテキストにある臨床情報、④画像・病理レ ポート、手術記録、⑤注射剤・外用剤の投与指示用法・用量、⑥ワクチン接種情報(任意接種を含む。)、⑦確定診断された病名、⑧妊娠・出産 関連情報、⑨家族情報(既往歴等)といった項目を利用可能とすること について、医療現場の手間・負担と、システム改修に伴う費用を勘案し つつ適切に検討を行うことが必要であること。

- ・電子カルテ情報共有サービスにおいては、標準交換規格として、諸外国でも活用されるHL7FHIR (Fast Healthcare Interoperability Resources) に準拠する動きがあるなど、国際整合性が確保された標準化が進められているところ、現在の創薬や医療機器開発についても国際連携が不可欠であることを踏まえると、国際整合性の確保や国際連携を見越した標準化を進めていく必要があること。
- d 内閣府及び厚生労働省は、公的DBのほか民間事業者等の様々な主体が 保有するデータベースをも包含する医療等データの利用申請に対する審 査及びデータ利活用の監督体制について、その審査の適正性及び利用者の 利便性の観点を考慮しつつ、EHDS等を参考に、個々のデータ提供の審 査及びその提供方法の整合性を担保する効果的なガバナンスの構築に関 して速やかに検討に着手し、令和7年末を目途に中間的に取りまとめを行 った上で、令和8年夏を目途に結論を得次第、aの検討・措置の状況を踏 まえつつ、速やかに必要な措置を講ずる。その検討に当たっては、以下に 留意するものとする。
  - ・臨床研究、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「医学系倫理指針」という。)の適用関係について必要な整理を行った上で、公的DB等の利用申請に対する、その利用目的の公益性の判断、分析手法などの利用方法・手段及び利用する医療等データの範囲の審査については、公平性を担保しつつ、利用者の利便性に配慮する必要があること。また、データ提供の審査においては倫理的な観点の審査を行うことを前提に、研究実施機関等における倫理審査を必ずしも求めないことについ

ても検討すること。

- ・医療等データの利用・提供に関する審査基準を含む、ガイドラインの整備を検討する必要があること。その際、研究者、企業等が研究等を行うに当たっては、探索・試行的なデータ解析を行うことが通常であることに留意すること。また、医療等データの利用による研究等を基礎とする場合であっても、公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがない限り、特許を受けることを可能とすることについて検討する必要があること。
- ・利用申請から利用者が実際にデータの利用を開始し得るまでに要する期間について、研究者、企業等のニーズを踏まえた上で、公的DBにおけるデータ利用申請からデータ利用開始までに要する期間も踏まえつつ、可能な限り短期間での提供が可能となるよう検討する必要があること。
- ・一つの研究等に対する個別限定的な契約だけではなく、同一目的(例えば、ある領域の治療薬開発)上の複数の研究(その実施時期が異なるもの)に利用することが同一契約で実施できる包括的な利用契約形態の導入を検討する必要があること。
- ・提供申出(変更申出を含む。以下同じ。)に係る手数料(基本利用料(審議や実地監査等に係る費用)、調整業務料(提供するデータの内容の調整事務に係る費用)、データ料(データベースの運用及びデータ抽出に係る費用)、クラウド環境利用料(クラウド環境の構築及び提供に係る費用))については、提供申出ごとに積算される実費制のほか、事前に手数料の概算を把握できる制度(一定期間ごとに定額で積算される定額制等)の導入を検討する必要があること。
- ・審査委員会による審査の結果は定期的に公表するなど、審査の透明性を 確保する必要があること。

# ウ 治験に係る広告規制の見直し

【a: 令和7年度検討・結論・措置、

b:令和7年度中を目途に措置、

c:令和7年度上期検討開始、

令和8年上期結論、結論を得次第速やかに措置】

#### く実施事項>

承認前の医薬品等に係る広告については、医薬品等の不適正な使用とそれによる危害の発生を防止するため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及

び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第68条により、一律に禁止されているが、製薬企業等が行う治験に係る情報の提供については、jRCT (Japan Registry of Clinical Trials:臨床研究等提出・公開システム)に登録・掲載されている範囲内である限りにおいて、「治験に係る情報提供の取扱いについて」(令和5年1月24日厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「課長通知」という。)により、「治験に係る情報を求める者のみに対して情報提供」を行う場合には「広告」には該当しないこととされており、製薬企業等は患者等に対して治験に係る情報の提供を行い、被験者募集等を行っている。

一方で、

- ・「治験に係る情報を求める者」の該当性について具体的な基準等が示されていないことから、製薬企業等は広告規制に抵触することを避けるため 過度に情報発信を控えており、結果として治験に係る情報を求めるがん 患者等が当該情報を得にくい状況につながっている
- ・患者等が治験に係る情報を得にくい環境にあることが、ドラッグ・ラグ(欧米では承認されているが日本では承認されていない医薬品が発生している事象のことをいう。) / ドラッグ・ロス (欧米では承認されているが日本では承認されていない医薬品が発生している事象のうち、特に日本での開発に着手されていないものをいう。) の背景にある
- ・治験に係る情報提供可能な対象者を「治験に係る情報を求める者」に限定していることは、我が国独自の規制であり、国際共同治験を推進する観点からも、本規制を国際整合のとれた規制に見直す必要があるとの指摘がある。

以上を踏まえ、患者等の治験に係る情報へのアクセス向上及び国際整合のとれた薬事規制を実現するため、以下の措置を講ずる。

a 厚生労働省は、患者等が、jRCTにおいて掲載されているなど信頼性の高い治験の情報について、治験広告に掲載された二次元コード等から治験薬の名称等を含むウェブサイトにアクセスし治験に係る情報を得ること、動画投稿サイトにおいて治験薬の名称等を含む日本語での動画から治験に係る情報を得ることなど信頼性の高い治験に係る情報に円滑にアクセスすることを可能とする方策について、患者団体、製薬団体及び有識者の意見を踏まえて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。なお、検討に当たっては、課長通知における「治験に係る情報を求める者のみに対して情報提供」を行うとの制限について、当該制限の撤廃、当該情報提供の該当性の明確な基準及びQ&A等を周知することを含めて検討する。

- b 厚生労働省は、患者等が、jRCTにおいて、患者の疾患に即した治験 に係る情報を容易に検索し、及び閲覧することを可能とするため、jRC Tについて、以下の点を含め、所要のシステム改修を行う。
  - ・患者等の閲覧ニーズが高い情報(実施医療機関、同意説明文書、レイサマリー(治験の内容や結果を患者等が読んで理解できるように作成されたものをいう。)等)が掲載できる箇所等の新設
  - ・検索システムの見直しによる検索精度の向上
  - ・患者等が閲覧しやすいウェブサイトとなるよう、患者等の閲覧ニーズの 高い情報から順に掲載するなどユーザーインターフェースの改善
  - ・掲載されている治験に係る情報に関する相談窓口の明確化
- c 厚生労働省は、疾病名、疾病部位など一定の患者情報に基づき、患者が 被験者となり得る治験に係る情報について、プッシュ型で患者等に情報提 供を可能とする方策について、患者団体、製薬企業及び有識者の意見を踏 まえて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

# 2 スタートアップ・イノベーション促進

エ スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方の検討

【a:令和7年上期措置、

b:継続的に措置】

#### <基本的考え方>

政府は、「スタートアップ育成5か年計画」(令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定)において、スタートアップへの投資額を2027年までに10兆円規模にし、将来においてはユニコーン(時価総額1,000億円超の未上場企業)を100社創出すること等を目標に掲げ、スタートアップの成長に資する様々な取組を推進している。直近の状況は、令和6年のスタートアップへの投資額(実績)は令和5年時点で8,000億円規模、ユニコーンは令和7年1月時点で8社であり、スタートアップの成長促進に向けた更なる施策が必要である。

こうした中、M&Aの際に発生するのれん(買収額と売手の純資産との差額)について、日本の企業会計基準においては、国際会計基準とは異なり、定額法等により規則的に償却を行うと定められており、スタートアップのM&Aを阻害する要因になっているとの指摘がある。また、会計処理において収益性の高い資産はのれんから除外される中、のれん償却費を営業費用として扱うことは実態に合わなくなりつつあるとの指摘がある。

政府においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和6年6月 21 日閣議決定)において「スタートアップのM&Aを促進する観点から、のれんの非償却を含めた財務報告の在り方を検討する」としているところ、スタートアップの成長促進に資するとともに投資家に対する適切な情報開示を確保する観点から、のれん会計処理の在り方について検討が行われる必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

- a 内閣府及び経済産業省は、我が国会計基準におけるのれんの会計処理の 在り方に関し、企業会計基準委員会(以下「ASBJ」という。)におい て、スタートアップに係るM&Aを促進する観点から検討が行われるよう スタートアップ関係者から公益財団法人財務会計基準機構に対して提案 がなされることについて、フォローする。
- b 金融庁は、我が国会計基準におけるのれんの会計処理の在り方に関する 提案がなされた場合には、ASBJにおける議論において、こうした提案 を行っているスタートアップ関係者の問題意識が十分くみ取られ、適切な 議論が行われるよう、検討プロセスも含めフォローする。

#### オ スタートアップへの資金供給手段の拡大

【a:令和7年度措置、

b:令和7年調査・検討開始、結論を得次第可能なものから速やかに措置】 **<基本的考え方>** 

イノベーション創出や生産性向上の牽引役であり、新技術の社会実装による社会課題解決の担い手でもあるスタートアップについて、官民によるスタートアップ育成策の全体像と5年間の具体的なロードマップを示した「スタートアップ5か年計画」(令和4年11月28日新しい資本主義実現会議。以下「5か年計画」という。)では、計画当時に8,000億円規模であったスタートアップへの投資額を2027年度に10倍を超える規模(10兆円規模)とすることが目標として掲げられている。

他方、スタートアップへの投資額は、地政学リスクの高まり等を背景に国際的にベンチャーキャピタルの資金調達額が減少し、海外主要国が大幅に投資額を減少させる中にあって、2021年の8,827億円から2024年の7,793億円へと減少している。こうした中、スタートアップの資金調達手段については、ベンチャーキャピタル等による出資を通じたエクイティ性の資金による

調達のみならず、地域金融機関やフィンテック事業者等による融資等を通じたデット性の資金(いわゆるベンチャーデット)による調達が注目されており、こうした新たな資金調達手法の活用拡大を図ること等により、5か年計画で掲げた目標の実現に向けて、スタートアップの創業後の成長を後押ししていくための取組を強化していく必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### く実施事項>

- a 法務省及び金融庁は、融資と新株予約権の付与を組み合わせた資金調達 方法である新株予約権付融資について、融資を実行する銀行等の金融機関 において、スタートアップから交付される新株予約権が、上限金利を定め る利息制限法(昭和 29 年法律第 100 号)及び出資の受入れ、預り金及び 金利等の取締りに関する法律(昭和 29 年法律第 195 号。以下「出資法」 という。)における利息に該当するかどうかが不明確であること、また、 新株予約権が利息に該当する場合において、新株予約権の標準的な価格算 定方法が定まっていないことが、金融機関が新たに新株予約権付融資を行 う上での障害となっているとの指摘があることを踏まえ、スタートアップ に対する新株予約権付融資の法的安定性を向上させ、その活用促進を図る 観点から、民間事業者団体が設置予定の新株予約権付融資の普及における 課題に関する検討会に参加し、以下を含む論点の明確化に資するよう、法 令解釈に係る意見、助言、情報提供その他の協力を行う。
  - ①利息制限法第1条及び出資法第5条第2項に定める利息の意義及び新株予約権付融資における新株予約権が利息制限法及び出資法において定める利息に該当するか否か(以下「利息該当性」という。)の判断基準。特に(i)融資が予定どおりに返済された際に貸手が新株予約権を放棄することをあらかじめ新株予約権交付契約において定めている場合(新株予約権交付契約において、新株予約権が融資に対する保全の性質を有する場合)の利息該当性、(ii)新株予約権の交付時点で換価性が極めて低く、かつ、権利行使を借手の上場時やM&A完了時などに限定している場合の利息該当性、(iii)融資契約と新株予約権交付契約が別契約であり、かつ、新株予約権の交付が融資に連動しない場合の利息該当性。
  - ②①において新株予約権が利息に該当する場合における、新株予約権付融 資全体の貸出金利が利息制限法第1条及び出資法第5条第2項に掲げ る上限金利内であることの疎明方法。具体的には、金利計算時における 新株予約権の価格算定の在り方。

- ③借手が融資契約に定める期限に先立ち融資を弁済した場合における、貸 手における金利の再計算の必要性。その必要がある場合における、実務 的に実施可能な再計算の方法。当該再計算の結果、上限金利を超過した 場合における、貸手利益の保護の方策。
- b 金融庁は、AIも活用した新たな審査手法を用いて融資を行うフィンテ ック事業者等を含め、預金等を受け入れないで与信業務を営む企業(以下 「ノンバンク」という。)が行うスタートアップ等への融資において、当 該融資を行うノンバンクが社債による資金調達を行う場合には、金融業者 の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成11年法律第32号。 以下「ノンバンク社債法」という。)第6条第1項第2号及び金融業者の 貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令(平成11年政令第156 号) 第4条により、資本金又は出資の額が10億円以上との要件(以下「資 本金・出資額要件」という。)を満たす必要があるが、融資を行うノンバ ンク自身がスタートアップである場合には当該資本金・出資額要件を満た すことが困難であり、このため資金調達を十分に行うことができず、融資 を求めるスタートアップへの資金供給を断念する場合があるとの指摘や、 「金融審議会資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告書」(令 和7年1月22日) において、貸金業法 (昭和58年法律第32号) により、 貸金業者が行う貸付に対して、借手の属性や貸付の態様等にかかわらず、 基本的に各種の規制を一律に課していることについて、「リスクに応じた 適切な規制が課されるよう、貸金業法の柔構造化についても中長期的に検 討を深めていくことが望ましい」とされていること等を踏まえ、スタート アップを含め貸手企業と借手企業が直面する融資等に係る貸金業法、ノン バンク社債法その他関係法令に関する課題について調査を行うとともに、 借手の適切な保護を前提とした上で、スタートアップへの資金供給の拡大 を図る観点から、調査結果を踏まえて明らかになった課題に対する対応策 を検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。その際、資本金・出資額 要件の見直しの要否についても検討を行う。

# カ スタートアップを生み育てるエコシステムの健全な発展に向けたハラス メント防止及び救済のための環境整備

【a:(前段) 令和7年度措置、(後段) 速やかに結論、

b~d: 令和7年度措置】

<基本的考え方>

スタートアップは社会課題解決とイノベーションの担い手となることが 期待される重要な経済主体であり、我が国経済の持続的な成長の実現に向け て、スタートアップを生み育てるエコシステムの健全な発展を促していくこ とが重要である。

スタートアップを生み育てるエコシステムにおいては、投資家・ベンチャーキャピタル、顧客・取引先、メンター・アドバイザー等の様々な関係者(以下「スタートアップ関係者」という。)との健全な関係が前提であるが、例えば、女性起業家のうち約半数がスタートアップ関係者からハラスメントを受けた経験があるとの民間調査結果もあり、ハラスメントの実態が深刻であるとの指摘もあるものの、地方、若者、女性などの場合を含め、スタートアップとスタートアップ関係者との関係については対外的に必ずしも明らかではないのが現状である。

誰もが自分の能力を十分に発揮できるよう、ハラスメントにより個人の尊厳や人格を不当に傷つけられることなく、また、仮に被害にあった場合には迅速かつ適切に救済を受けることができる環境を整備することが必要であり、起業家についても同様である。

スタートアップを生み育てるエコシステムの健全な発展に向けて、スタートアップが利用可能な支援策の周知等を行うとともに、スタートアップとスタートアップ関係者との関係の実態を把握した上で、必要な対策を講じる必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### く実施事項>

a 経済産業省は、金融庁、法務省及び厚生労働省と連携して、起業家に対するハラスメントを防止し、また、被害にあった起業家が迅速かつ適切な 救済を受けることができる環境を整えるため、起業家やスタートアップ関 係者を対象に、ハラスメントの経験の有無やその内容を含む起業家の抱え る課題やスタートアップ向け相談窓口を含む対策へのニーズなどに関す る必要な調査を行う。

また、経済産業省は、金融庁、法務省及び厚生労働省と連携して、当該調査結果を踏まえ、速やかにハラスメントの防止及び救済のために必要な措置について検討し、結論を得る。

b 法務省は、起業家、スタートアップ関係者等に対し、ハラスメントなど の人権侵害に直面した場合に、「人権相談」が利用可能であることを、例 えば、ホームページへの情報掲載やイベント等を通じて周知する。周知に 当たっては、その内容として、①匿名での相談やハラスメントを受けた本 人以外でも相談が可能であること、②必要に応じて、法務局職員又は人権 擁護委員が人権侵犯事件の調査・措置を行うこと、③相談内容等を踏まえ て、警察など様々な関係機関の紹介を実施していることなどを含めるもの とする。

- c 厚生労働省は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)第2条第2項に規定する特定受託業務従事者に該当する起業家が存在し得ることに鑑み、①当該起業家と特定業務委託事業者に該当する取引先との間の業務委託については同法の適用があり、当該取引先が業務委託におけるハラスメントについての相談対応のための体制整備義務等を負うこと、②フリーランス・トラブル110番(厚生労働省が外部委託して運営する、フリーランスや個人事業主が契約上・仕事上のトラブルについて弁護士に無料で相談できる相談窓口。和解あっせん手続も可能。)の利用が可能であること等を、特定業務委託事業者や当該起業家等に対し、例えば、厚生労働省ホームページへの情報掲載、イベント等を通じて周知する。
- d 金融庁及び経済産業省は、「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」(令和6年10月17日ベンチャーキャピタルに関する有識者会議)の周知・普及に際しては、ベンチャーキャピタルに推奨されるコンプライアンス管理の体制確保には、投資先企業との関係においても、ハラスメント防止を含め、コンプライアンス管理の体制整備を行うことが含まれる旨を明確にする。

#### キ 株式対価M&Aの活性化に向けた会社法の見直し

【(前段)措置済み、

(後段) 令和6年度検討開始、

令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論、結論を得次第速やかに措置】

# <基本的考え方>

株式対価M&Aは、買収者の株式又は株式と現金を組み合わせて対価とすることで、手元に十分な現金がないスタートアップ等が買収者となる場合であっても、その成長力を担保にして、効率的に大規模な事業再編を行うことが可能となる。また、逆に、他社に買収された後も当該他社の株式の保有を通じて経営に参画することによるシナジーの創出などが期待でき、特にスタートアップにとってはIPOによらないエグジットを活性化できる可能性もある。

他方で、会社法(平成17年法律第86号)に規定された株式対価M&Aの一類型である株式交付は、外国会社を買収する場合には活用できないなど活用範囲が狭く、また、株式と現金を組み合わせた混合対価によるM&Aにおいて株主総会が不要となる場合が限定されているなど手続負担が重いといった指摘がある。

このため、我が国企業による海外企業に対するM&Aの手法の多様化や我が国スタートアップのエグジットの多様化を図る観点から、現行制度を見直す必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# <実施事項>

法務省は、以下の内容等の株式対価M&Aの活性化に向けた会社法の改正を検討し、法制審議会への諮問を行う。法務省は、法制審議会(同審議会から調査審議を付託された会社法制(株式・株主総会等関係)部会を含む。)において、以下の内容等の会社法の改正を検討し、令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論を得て、結論を得次第速やかに必要な法案を国会に提出する。

- ①株式交付を外国会社の買収にも利用可能とするに当たっては、外国会社を日本の株式会社に相当する会社のみとすると対象となる会社が限定され、会社法改正の意義が減殺されるとの指摘を踏まえ、外国会社の定義について、株式会社に加え、米国のLLCなどの持分会社やこれに類似する会社も含まれるものとする。あわせて、日本においても、株式の譲渡に当たり会社の承諾を必要とする株式会社であっても株式交付の対象とされており、持分の譲渡に当たり他の社員の承諾を必要とする持分会社を対象としても支障は生じないとの指摘を踏まえ、合同会社を株式交付の対象とすること。
- ②株式交付が、会社法第5編に規定する合併、株式交換等(以下「組織法上の行為」という。)の一類型として一度の制度利用で買収会社が買収対象会社を子会社化する場合のみの利用に限られている点について、(i)単に親子会社関係を新たに創設する場合のみを組織法上の行為と位置付けるのではなく、組織法上の行為に位置付けられる行為が有する性質に着目してその対象となる範囲を決すべきであること、(ii)株式交付が会社法上、組織法上の行為に位置付けられる理由は、株式交付における買収対象会社に関する情報を開示して、株式交付をする株式会社の株主総会決議を経ている点にあるとの指摘を踏まえ、当該決議を経る子会社株式の追加取得も株式交付の対象とすること。

③株式交付の承認のための買収会社における株主総会決議に関して、買収対象会社の株主に交付する株式と現金の合計が買収会社の純資産額の5分の1を超えないときに株主総会を不要とする会社法の規定について、株式と現金を組み合わせた混合対価によるM&Aの活性化のため手続の簡素化を求める意見を踏まえ、買収会社における株主総会決議の要否は、買収対象会社の株主に交付する株式のみによって判定を行うものとすること。

### ク 非上場株式の発行・流通の活性化

【令和7年度結論、結論を得次第速やかに措置】

#### <基本的考え方>

我が国のスタートアップを含む非上場企業は、ユニコーンやグローバル企業への成長促進や、地域経済活性化への貢献等の観点から、適切な投資家保護を確保しつつ、株式の発行及び流通を活性化すること等を通じて、円滑な資金調達の途を確保する必要がある。令和6年6月の規制改革実施計画において、非上場株式の発行市場及び流通市場の活性化並びにそのための制度の継続的な改善を図るためのPDCAサイクルを回す上で適切なKGI・KPIの設定について取り組むこととされているが、現時点において、検討に必要な実態調査の結果が公表されておらず、KGI・KPIが設定されていないことも含め未対応の事項が数多く残っていること、また、東京証券取引所においてグロース市場の上場維持基準の引上げが検討されており、スタートアップの成長のための資金調達環境の改善、スタートアップのエグジットに関する議論を早急に進めることが従前にも増して極めて重要な局面になっていることを踏まえ、取組を加速する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### く実施事項>

金融庁は、投資家保護の要請を踏まえつつ、スタートアップへの資金供給の拡大の観点から、令和6年6月の規制改革実施計画に基づく、非上場株式の発行市場及び流通市場の活性化に係る以下の事項について検討の加速化を行い、令和7年度中に結論を得る。当該結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

①事業者において株式による資金調達を行う際に過大な手続コストがかかるという指摘を踏まえ、令和7年度中に実施する当該資金調達時にかかる手続コストなど事業者負担に関する実態調査の結果も踏まえた上で、

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。)第4条第1項第5号に基づく有価証券届出書の届出免除基準について、当該基準の引上げを含めた制度の在り方及び同法第5条第2項に基づく少額募集における段階的かつ合理的な開示制度の在り方(例えば、少額募集の上限を20億円程度まで引き上げ、1億円から5億円未満、5億円から10億円未満、10億円から20億円未満の金額帯で開示を簡素化する案等)。

- ②スタートアップ等が株式による資金調達を行いやすくする観点から、金商法第2条第3項第1号及び金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第1条の5に基づく少人数私募における人数要件(49名以下)の緩和並びに人数計算を勧誘者基準から取得者基準に変更する等の私募の在り方。
- ③ スタートアップ・エコシステムを進化させ、特定投資家の裾野拡大を通じて資金調達環境を整備する観点から、金商法第34条の4に基づき特定投資家以外の顧客である個人がその投資判断能力・リスク許容度に応じて特定投資家とみなされる場合の要件の在り方。

# ケ バーチャルオンリー株主総会の活用に向けた環境整備

【a:(前段)措置済み、 (後段) 令和6年度検討開始、

令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論、結論を得次第速やかに措置、 b:令和6年度検討開始、

令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論、結論を得次第速やかに措置】 **<基本的考え方>** 

場所の定めのない株主総会(以下「バーチャルオンリー株主総会」という。)は、地方など遠隔の居住者を含む株主による株主総会への参加を容易にするものであり、上場会社では産業競争力強化法(平成25年法律第98号)の規定により、会社法(平成17年法律第86号)の特例として実施可能とされているが、経済産業大臣及び法務大臣の確認並びに定款の定めが必要であり、導入に必要な手続負担が重いとの指摘がある。

また、通信障害発生時の株主総会決議の効力や議事進行を妨害する株主への対応等にも懸念の声があり、令和6年12月末現在で、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とする定款変更議案を総会で決議した株式会社は459社(上場企業数3,975社)、実際に開催した株式会社は70社にとどまっているなど、十分に活用されていない。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

- a 法務省は、産業競争力強化法において同法の確認を受けた株式会社に対して会社法の特例として認められているバーチャルオンリー株主総会について、当該確認の有無にかかわらず、その開催を容易にし、デジタル技術を活用して、地方など遠隔の居住者を含む株主が出席しやすい株主総会を実現するため、以下の各事項を含む会社法の改正を検討し、法制審議会への諮問を行う。法務省は、法制審議会(同審議会から調査審議を付託された会社法制(株式・株主総会等関係)部会を含む。)において、以下の各事項を含む会社法の改正を検討し、令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論を得て、速やかに必要な法案を国会に提出する。
  - ①バーチャルオンリー株主総会が株式会社との対話の機会を充実させる制度であること、また、株主総会の招集に必要な事項の決定は会社法において取締役(会)の権限とされていることを踏まえ、バーチャルオンリー株主総会の開催に際し産業競争力強化法で必須とされる経済産業大臣及び法務大臣の確認並びに定款の定めを不要とすること。
  - ②株主総会の開催時間中に通信障害が発生した際における株主総会決議の有効性を懸念する意見があることを踏まえ、通信回線やオンライン会議に関するソフトウェアの障害などの当該株主総会を開催した株式会社の責めに帰すことが適切ではない通信障害により、株主が議事を十分に視聴できなかったり、議決権を適時に行使できなかった場合であっても、当該株主総会の決議の効力が影響を受けないよう、セーフハーバールール(例えば、株式会社の故意又は重大な過失によって通信障害が生じた場合に限り、株主総会決議の取消事由とすることなど)の規定を設けること。
  - ③バーチャルオンリー株主総会は議事進行に支障を生じさせようとする者にとっても複数の株主総会への同時出席を可能とするため、より多くの株主総会において議事進行の妨害が発生することが危惧されるという意見があることを踏まえ、例えば、株主による濫用的な質問権の行使や動議の提出による議事進行の妨害を防止するため、株主総会当日の、株主による議案の提出を制限したり、株主からの質問に対する取締役の説明義務を免除することができるなどの規定を設けること。
- b 法務省は、上記 a②及び③の検討に際し、株式会社が講ずべき通信障害対策、議事進行を妨害する株主に対して議長が執り得る措置等、バーチャルオンリー株主総会の実施に当たり論点となる事項についての解釈を明確化するため、会社法の改正と併せて、必要に応じて産業競争力強化法に

基づくバーチャルオンリー株主総会を所管する経済産業省と連携しつつ、 所要の措置を講ずる。

# コ バーチャルオンリー社債権者集会の実現

【(前段) 措置済み、 (後段) 令和6年度検討開始、

令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論、結論を得次第速やかに措置】 **<基本的考え方>** 

信用リスクの高い会社が社債を発行する場合、社債を発行する会社に一定の義務(コベナンツ条項)を課し、社債権者は、社債を発行した会社が当該義務に違反した場合に繰上償還などを求めることになるが、その際に支払いの猶予を認めるなどの柔軟な対応を行うためには社債権者集会の決議が必要となる。

他方、会社法(平成17年法律第86号)では場所の定めのない社債権者集会(以下「バーチャルオンリー社債権者集会」という。)は認められておらず、機動的に社債権者集会を開催できないため、信用リスクの高い会社による社債発行が進まない一因となっており、相対的に信用リスクの高い会社の社債発行促進も含めた社債市場の活性化のためには社債権者集会の効率化・円滑化が必要であるとの指摘がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### く実施事項>

法務省は、会社法では開催が認められていないバーチャルオンリー社債権者集会について、その実施が可能となるよう、以下の各事項を含む会社法等の改正を検討し、法制審議会への諮問を行う。法務省は、法制審議会(同審議会から調査審議を付託された会社法制(株式・株主総会等関係)部会を含む。)において、以下の各事項を含む会社法等の改正を検討し、令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論を得て、速やかに必要な法案を国会に提出する。

①会社法改正前に募集された社債についても、会社法改正後に募集された社債との間でバーチャルオンリー社債権者集会の開催のしやすさに差異が生じないよう、会社法改正後に求められるバーチャルオンリー社債権者集会の実施を可能とするための要件(例:社債の募集事項への記載)を満たしたものと扱うための規定又は経過措置を設けること。

- ②通信回線やソフトウェアの障害などの会社の責めに帰すことが適切ではない通信障害により、社債権者が議事を十分に視聴できなかったり、議決権を適時に行使できなかった場合であっても社債権者集会の決議に係る裁判所の認可が得られるよう、バーチャルオンリー株主総会におけるセーフハーバールール(通信回線やオンライン会議に関するソフトウェアの障害などの当該株主総会を開催した株式会社の責めに帰すことが適切ではない通信障害により、株主が議事を十分に視聴できなかったり、議決権を適時に行使できなかった場合であっても、当該株主総会の決議の効力が影響を受けないよう、例えば、株式会社の故意又は重大な過失によって通信障害が生じた場合に限り、株主総会決議の取消事由とすることなどの規定)を参考として必要な規定を設けること。
- ③社債権者であることの証明を書面で行うこととしている、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)について、社債権者集会において議決権を行使するための証明に書面が要求されるため、社債権者集会の電子化、効率化の妨げとなっているとの意見があることを踏まえ、金融庁とも連携し、同法の改正により、電磁的方法による証明など簡易かつ迅速な方法で社債権者であることの証明を可能とすること。

# サ 持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向けた株式会社と株主との 建設的かつ実効的な対話の促進

【a:令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論、

結論を得次第速やかに措置、

b: 令和7年開始、改正会社法施行まで継続的に措置】

#### <基本的考え方>

近年、我が国においては、企業の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上のため、企業経営及び資本市場に関する制度整備及び環境整備が進められており、その一環として、実効的なコーポレートガバナンス・コード」(平成27年6月1日制定、令和3年6月11日最終改訂、株式会社東京証券取引所)等により、株式会社と株主との間の対話が促進されている。一方で、株式会社と株主との建設的かつ実効的な対話を促進する上で、株式の議決権の指図権限等を有する者(以下「実質株主」という。)の把握方法や株主提案権の行使要件について課題があり、見直しが必要であるとの指摘がある。

具体的には、株主名簿上の株主(以下「名義株主」という。)と実質株主が一致しないケースも多く見られる中、株式会社と株主との建設的かつ実効

的な対話を行うため、実質株主に関する情報を把握する必要性が高まっているが、現行法上、実質株主については、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第27条の23等に基づく株券等の大量保有の状況等に関する開示制度の適用対象となる場合を除き、株式会社が自らの実質株主を把握することを可能とする制度が存在しておらず、また、①大量保有報告書の提出遅延も多いことや、②公開情報や任意の協力に基づく株主への照会等を通じた情報収集により実質株主を特定しようとする場合には、把握可能な実質株主の範囲に限界があることなどが課題であり、実質株主を正確かつ効率的に把握することが可能となる制度の導入が必要であるとの指摘がある。

また、我が国の株主提案権の行使要件のうち、300 個以上の議決権を有する株主が株主提案権を行使できるとする議決権数を基準とした行使要件は、主要先進国の中でも我が国特有の要件となっているが、投資単位の引下げ等の立法当時との状況変化や株式会社の多大な対応コストも踏まえると、株式会社と他の株主との間の建設的かつ実効的な対話を推進する観点から、株主の権利を過度に制約することがないように留意しつつ、見直しが必要であるとの指摘がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずべきである。

#### く実施事項>

- a 法務省は、持続的な成長及び中長期の企業価値向上に向けた株式会社と 株主との建設的かつ実効的な対話を促進するため、法制審議会(同審議会 から調査審議を付託された会社法制(株式・株主総会等関係)部会を含む。 以下同じ。)において、以下の各事項を含む会社法(平成17年法律第86 号)の改正を検討し、令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論を得て、 速やかに必要な法案を国会に提出する。
  - ①実質株主を正確に把握するため、株式会社が名義株主等に実質株主の情報の提供を請求することができる制度(以下「実質株主確認制度」という。)を導入すること。その際、株式会社が適切な対話の相手方をより正確かつ確実に把握するため、例えば、株式会社が実質株主であると考える者その他の対話の必要があると考える者に対して、情報の提供を直接請求することを可能とする制度など、実質株主確認制度を補完する制度の要否についても検討する。
  - ②実質株主確認制度の実効性を担保する観点から、名義株主が実質株主の 氏名・名称、住所、連絡先、議決権を有する株式数などの基本的な情報 について、単に事務処理の誤り等の場合を除き、情報の提供をせず、又 は虚偽の情報を提供した場合には、当該実質株主に係る株式について議

決権の停止を可能とすること。その際、議決権停止の対象となる名義株 主及び議決権数について、株主総会までに株式会社が適切に判断するこ とが可能な制度となるよう留意する。

- ③近年の投資単位の引下げ等の動向も踏まえつつ、株主総会における株式会社と株主との建設的かつ実効的な対話の機会を充実させるため、株主提案権の行使要件のうち、300個以上の議決権を有する株主が株主提案権を行使できるとする議決権数を基準とする行使要件について、当該行使要件の廃止の要否を含めて検討すること。その際、議決権数を基準とする行使要件の単純な廃止のみならず、株主提案権の行使に必要な議決権数の引上げ、株式会社が定款で株主提案に必要な議決権数を定められるものとすること、議決権数を基準とする行使要件に代替する行使要件など、様々な株主提案権の行使要件の在り方を検討するほか、株主提案に代替する株式会社と株主の対話を充実させる方策についても検討を行う。
- b 法務省は、導入後の実質株主確認制度が円滑に機能するよう、効率的な 運用及び運用スキームを検討するための名義株主となる金融機関を始め とした民間事業者団体の取組に対し、金融庁と連携しつつ、法制審議会に おける議論状況の適時の共有その他の協力を行う。

#### シ 従業員等に対する株式報酬の無償交付を可能とする会社法の見直し

【(前段) 措置済み、

(後段) 令和6年度検討開始、

令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論、結論を得次第速やかに措置】 **<基本的考え方>** 

従業員及び子会社役職員(以下「従業員等」という。)に対する株式の無償交付は、働き手にとっては企業価値向上に伴う株価の上昇により自身の資産形成にもつながり得ることから、働きがいのインセンティブとなり、また、株式会社にとっては人材確保及び中長期的な企業価値向上の有用な手段となるものであり、我が国の株式会社において導入ニーズが高まっているとの声がある。特に、米国等の海外人材は株式報酬に馴染みがあることから、グローバル展開する企業にとっては海外人材確保の武器にもなるとの指摘がある。

他方で、会社法(平成17年法律第86号)上、従業員等に対する株式の無償交付は認められておらず、これと同等の結果を実現するためには、従業員に金銭債権を一度付与した上で、当該金銭債権の現物出資を受けて株式を交

付するという現物出資方式に基づく複雑な処理が必要となっており、制度を 導入する際の支障となっているとの指摘がある。

このため、我が国株式会社における人材の確保及びインセンティブ向上の 観点から、従業員等に対する株式の無償交付を実現すべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

法務省は、従業員等に対する株式の無償交付が可能となるよう、以下の各事項を含む会社法の改正を検討し、法制審議会への諮問を行う。法務省は、法制審議会(同審議会から調査審議を付託された会社法制(株式・株主総会等関係)部会を含む。)において、以下の各事項を含む会社法の改正を検討し、令和8年度内を目途にできるだけ早期に結論を得て、速やかに必要な法案を国会に提出する。

- ①従業員等に株式の無償交付を可能とする際の既存株主への配慮に関して、(i)当該交付は経営判断の範疇と整理し得るとの指摘に加え、(ii)特に公開会社においては募集株式の発行は取締役会の決議で可能とされていること、(iii)従業員等の労働意欲の向上その他の効果が得られると考えられるのであれば、会社側が適正な便益を受領しているものと評価することができ有利発行とはならないとの指摘を踏まえ、株主総会決議を不要とすること。
- ②子会社役職員を株式の無償交付の対象とするに当たっては、子会社役職員であっても当該子会社の企業価値向上を通じて親会社の企業価値向上に貢献しており、親会社に対して便益を提供している一方で、完全子会社の役職員のみを制度の対象とした場合、子会社において他社の出資を受け入れて新規事業を行うときや、外国法人が現地法人を完全子会社化することができない法制度を採用している国において制度を利用できなくなるため、法改正の意義が失われるとの指摘を踏まえ、完全子会社以外の子会社役職員に対しても株式の無償交付を可能とすること。

# ス 賃金のデジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の拡大

【a,b: 措置済み、

c:令和7年上期に検討開始、結論を得次第速やかに措置】

# <基本的考え方>

企業が銀行口座を介さずにスマートフォン決済アプリ等を通じてデジタ ルマネーで労働者に賃金を支払う仕組みである賃金デジタル払いは、キャッ シュレス決済が普及する中で、収入の獲得から財・サービスの支払いまでデ ジタル完結がなされることで、スポットワーカーや外国人労働者等も含めた 利用者の利便性を高め、社会のデジタル実装を促すものとして期待されてい る。一方で、資金移動業者が賃金デジタル払い制度に参入するためには、労 働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号。以下「労基法施行規則」と いう。)に基づき厚生労働大臣の指定を受ける必要があるが、当該指定に係 る審査が長期間にわたっていること、当該審査の流れや当該審査において求 められる指定要件が不明確であること、また、資金移動業者の破綻時等に利 用者である労働者の資産を保全するため、資金決済に関する法律(平成 21 年法律第59号)に基づく供託等の仕組みに加え、労基法施行規則に基づき 民間の保証機関が労働者に口座残高を速やかに弁済することを保証する仕 組みを有することが求められており、これら二種類の資産保全の仕組みに要 する費用負担が重いこと等が、資金移動業者にとって新規参入の障壁となっ ており、制度の見直しが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### く実施事項>

- a 厚生労働省は、賃金のデジタル払いについて、令和6年11月末日時点で申請中の資金移動業者に対して同年度内に速やかに指定を行うことができるよう適切な助言等を行う。
- b 厚生労働省は、今後の指定審査を迅速に行う観点から、例えば、賃金デジタル払いの口座の上限超過時又は資金移動業者の破綻時に上限超過額又は保証機関による弁済額を受け入れるための口座(以下「指定代替口座」という。)の有効性を事業者が確認する頻度について、事業者のシステムやサービス内容も踏まえつつ半年から1年程度の合理的な期間ごとであれば指定要件を満たすこと等を明確化する。また、標準処理期間(2か月程度)に含まれない相談による時間も含めて合理的に事業者が手続に要する時間を予見できるよう、指定プロセス全体を明確化する。
- c 厚生労働省は、令和5年6月の規制改革実施計画で「制度施行から2年 経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた

課題の有無の検証を開始する」とされていることを踏まえ、金融庁と連携 し、労働者の賃金の安全性・確実性を担保しつつ賃金のデジタル払いの社 会実装を実効的に促進する観点から、以下の各事項の見直しの要否を含め 検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を行う。

# ①資金移動業者の破綻時の資産保全要件

金融審議会資金決済制度等に関するワーキング・グループにて議論されている、資金移動業者の破綻時における利用者資金の返還方法の多様化が実現した場合、資金決済に関する法律上の資産保全方法において保証会社等による労働者に対する直接返還が可能となり、資金移動業者の破綻時に労働者への迅速な資金返還が担保されることを踏まえ、資産保全要件の廃止又は大幅な緩和を行うこと。その際、破綻時に6営業日以内に労働者に弁済するとの要件についても、併せて見直しを行うこと。

## ②指定代替口座の必置要件

外国人を含む銀行口座を持たない労働者であっても賃金デジタル払いの対象とするため、当該労働者の利益を適切に代弁する者の意見を十分に踏まえ、指定代替口座については預貯金口座等に限定するとの要件を見直し、例えば当該外国人が本国に有する銀行口座への送金、ATMによる返還等の代替的手法を認めること。

#### ③その他の要件

労基法施行規則が定める資金移動業者が技術的能力・社会的信用を有しているか否かの判断において、個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証(プライバシーマーク)を求めないこと、また、賃金デジタル払いの口座からの現金での払出方法においては1円単位での払出要件を廃止し、例えば紙幣単位での払い出しを認めること。

# セ 無人航空機 (ドローン) の更なる活用・普及に向けた環境整備

【a:措置済み、

b:令和7年度以降継続的に措置】

# <基本的考え方>

無人航空機(以下「ドローン」という。)については、令和5年12月にレベル3.5飛行(無人地帯における目視外飛行について、操縦ライセンスを保有する者(第三者賠償責任保険加入者に限る。)がデジタル技術(機上カメラ)を活用することにより、補助者や看板の配置等の立入管理措置なく、移動車両上空を含む道路、鉄道等の上空の横断を可能とする制度)が新設され、令和6年度末時点で国土交通省による許可・承認実績は196件であり、今後とも平時のみならず災害時も含め活用拡大が期待されている。一方で、運航の効率化や事業採算性の向上に資する一人の操縦者による複数のドローンの同時運航(以下「多数機同時運航」という。)に求められる安全要件等は特段定められておらず、現状、多数機同時運航は各事業者が独自に安全対策を講じた上で実証的に実施している状況に過ぎない。ドローンの社会実装をより一層促進するためには、AI等の技術開発等の動向を踏まえつつ、多数機同時運航に関するルールを制定・更新することが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

## く実施事項>

- a 国土交通省は、ドローンによる物資輸送(災害時を含む。)を効率化し、 社会実装を加速する観点から、昨今のAIその他の技術進歩を踏まえ、ドローンの多数機同時運航を航空法(昭和27年法律第231号)の体系下で 実現するための具体的な要件(飛行可能な機体数、機体の機能及び性能、 運航事業者に求められる体制、操縦者に求められる技能等)について、安 全運航の確保と幅広い事業者の参入による社会実装の推進とのバランス に考慮しつつ、新技術の導入状況を加味した検討を行い、所要のガイドライン等を策定する。
- b 国土交通省は、①高度な自動操縦やシステムでの常時監視を前提とした本格的な多数機同時運航のルール(aで掲げる事項の更新のほか、事故時の責任制度、運航時におけるAIによる人・障害物等の自動検知の推進を含む。)の整備、②小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会で示された「空の産業革命に向けたロードマップ」に規定される多種の機体が混在する飛行場所の空域を指定し飛行前から飛行後まで一貫した交通管理を行うUTMステップ3の早期導入、について、今後のドローンの社会実

装や技術開発等の状況も踏まえつつ、関係者とスケジュールを検討し、当 該内容に沿って所要の措置を講ずる。

# ソ 特定小型原動機付自転車 (電動キックボード等) の安全性確保

【a:(前段)令和7年以降令和8年度まで継続的に措置、 (後段)令和8年度措置、

b:令和7年以降令和8年度まで継続的に措置】

# <基本的考え方>

令和4年の道路交通法(昭和35年法律第105号)の改正により、性能上の最高速度が自転車と同程度であるなど一定の要件を満たす電動キックボード等は特定小型原動機付自転車と定義されるとともに、運転免許は不要、16歳未満の者は運転禁止、ヘルメット着用は努力義務、走行場所は自転車と同様とされ、現在、令和5年7月の施行から2年が経過しようとしている。この間、電動キックボード等は、都市部における短距離移動の足や観光地の二次交通手段など様々な場面で利用が増える一方で、通行区分違反、信号無視、飲酒運転等の交通ルールを守らない運転、事故の発生、また、特定小型原動機付自転車の道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)を満たさない車両の流通などが課題として指摘されている。このため、電動キックボード等について、新たな移動手段としての利便性も考慮しつつ、官民連携で対策を進め、適切にルールが設定・遵守された上で、安全に活用されることを促進することが重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### く実施事項>

a 警察庁は、電動キックボード等が交通ルールを遵守された上で安全に活用されるよう、電動キックボード等の販売やシェアリングサービスを提供する民間事業者等と連携して必要なデータを収集した上で、利用実態や違反及び事故の状況・原因等を踏まえ重点的な取組が必要と考えられる者や地域に対して交通ルールの周知・広報、取締りの強化を行うとともに、関係省庁及び民間事業者で構成されるパーソナルモビリティ安全利用官民協議会(以下「協議会」という。)における議論を踏まえ、更なる交通ルールの遵守及び事故防止等に必要な取組を行う。

また、警察庁は、関係省庁の協力を得て、これらの取組の効果について、 EBPM (Evidence Based Policy Making) を実践する観点から、客観的 データ等に基づきモニタリング・評価・検証を行い、その結果を踏まえ、 必要に応じて適切な措置を講じる。

b 国土交通省は、特定小型原動機付自転車等の性能等確認制度に関する告示(令和4年国土交通省告示第1294号)に基づく性能等確認制度(国土交通大臣の認定を受けた者が、電動キックボード等について保安基準への適合性及び品質管理に関する体制の確認を行う仕組み)の活用を徹底するとともに、インターネット等で流通している電動キックボード等の抜取による調査等により必要な情報を収集し、分析すること及びこれに基づく販売事業者等への指導、関係省庁への情報共有等の適切な措置を講じることを通じ、引き続き保安基準不適合品の流通防止を行う。また、協議会における議論を踏まえ、電動キックボード等の更なる安全性確保に必要な取組を行う。

# 3 GX・サステナビリティ

#### タ 水素社会の実現に向けた規制改革

# <基本的考え方>

水素は、燃焼時に温室効果ガスを排出せず、幅広い産業分野(鉄鋼、化学、モビリティ分野、産業熱、発電等)での活用が期待される、2050年カーボンニュートラル実現に向けた鍵となるエネルギーであり、我が国においては、「水素基本戦略」(令和5年6月6日再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議)において、2040年における水素(アンモニアを含む。以下同じ。)の導入目標として、年間1,200万トン程度を目指すこととされている。また、水素の普及に向けて供給コスト低減及び利用拡大を図るべく規制及び支援が一体的に盛り込まれた、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律(令和6年法律第37号)が令和6年10月より施行されており、今後、同法に基づき、既存原燃料との価格差に着目した支援や拠点整備支援などの措置、保安規制の最適化や合理的な技術基準の適用などにより、供給コスト低減及び利用拡大を両輪で進めていくことが重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### (ア) 大容量の水素ガス運搬トレーラの国内導入

【引き続き検討を進め、 事業者による技術的検証については令和8年度着手し、

# く実施事項>

経済産業省は、水素ガスを効率的に運搬できる環境の整備に向けて、安全の確保を前提に、大容量の水素ガスを運搬できるトレーラを導入するため、MEGC (Multiple Element Gas Container。多数の水素ガス容器が高密度でコンテナ内に収納され、かつ、コンテナ内の一定数の水素ガス容器が連結されて一つの元弁を共有しているものをいう。)の利用の実現に向けて、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)における取扱い(容器の使用期限・再検査期間、遮断弁及び安全弁の在り方等)について、事業者が実施する安全性に関する技術的検証及び欧州等の海外動向・規格の情報の整理を踏まえ、容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)において規定されている既存の容器区分に係る例示基準の追加や新たな容器区分の整備も含めて検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。

# (イ) 可搬式水素ガス容器への圧縮水素の充填に係るルール整備

【令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

# く実施事項>

経済産業省は、安全の確保を前提に、船舶における燃料用の容器としての利用など、可搬式水素ガス容器を利用する事業が国内で適切に展開できる環境の整備に向けて、一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第6条又は第7条の3に基づく技術基準を満たす水素出荷設備や圧縮水素スタンドにおいて、可搬式水素ガス容器に圧縮水素を充填する場合に必要な設備構成、充填方法、保安管理体制等の要件について検討し、所要のルール整備を行う。その際、許認可取得についての事業者の予見可能性を高める観点から、令和6年6月の規制改革実施計画の「地方公共団体に対する申請等に関するローカルルールの縮減」(II1.(4)5)を踏まえ、高圧ガス保安法の解釈や取扱いに係る地方公共団体間における運用の整合化を図る観点にも留意する。

# (ウ) 造船所岸壁等に設置される船舶用水素スタンドに関する技術基準の策 定

【引き続き情報収集を進め、令和8年度検討に着手し、 結論を得次第速やかに措置】

#### く実施事項>

経済産業省は、安全の確保を前提に、船舶における水素利用の普及に資するべく、船舶に搭載された燃料用水素ガス容器(燃料用として船舶に固定されたものをいう。)への充填を目的として造船所岸壁等の沿岸に設置される船舶用水素スタンド(船舶を岸壁に着岸させ、陸側からホース等を用いて水素を充填する設備をいう。)について、引き続き情報収集を進め、安全確保に必要な技術基準に関する検討を行った上で、その結論を踏まえて必要な技術基準を示す。その際、FCV(Fuel Cell Vehicle:燃料電池自動車)向けの圧縮水素スタンド(一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第7条の3に基づく圧縮水素スタンドをいう。)に係る技術基準との整合性に留意するとともに、実証目的で沿岸等に既に設置されてきた水素スタンド(同規則第6条に基づく水素出荷設備をいう。)の安全確保の実績を広く踏まえるものとする。なお、船舶用水素スタンドは、一般的に、①公道に面しておらず、関係者以外が無断で立ち入ることはできないこと、②公道や住宅から十分に離れていること、③遠隔監視型のセルフ充填は想定されていないこと、という特徴を考慮する。

# (エ) 艀(はしけ)における船舶用水素スタンドに関する技術基準の策定

【a,b:(前段)令和7年度措置、(後段)令和8年度措置】

# <実施事項>

- a 国土交通省は、水素を燃料とする船舶の商用化を図る観点から、洋上に 設置される船舶用水素スタンド(解(はしけ)の上に設置され、当該艀上 で燃料用水素ガス容器に水素を充填し、又は艀から他の船舶にホース等を 用いて水素を充填する設備をいう。)を利用できるよう、危険物船舶運送 及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号)に規定される損傷範囲におい て一定の水素スタンドの設備を配置することが禁止されるか否かなど細 部の禁止事項が明確化されていないとの指摘を踏まえ、最新の科学的知見 にも基づき、艀の上における水素ガスの充填・輸送・貯蔵に係る安全基準 策定等のための調査を実施する。その上で、国土交通省は、新たな安全基 準の策定を含め所要の措置を講ずる。
- b 国土交通省は、水素を燃料とする船舶の商用化を図る観点から、洋上に 設置される船舶用水素スタンドを利用できるよう、船舶内においては高圧 ガスの充填が原則禁止され、地方運輸局長の許可を得た場合に限り禁止が 解除されるが、艀の上で燃料用水素ガス容器に水素を充填する行為が当該 許可の対象か否かが明確ではないとの指摘を踏まえ、艀の上における水素 ガスの充填に係る安全基準策定等のための調査を実施する。その上で、国

土交通省は、解の上で燃料用水素ガス容器に水素を充填する行為を地方運輸局長が許可する際の審査項目を整理・明確化する。その際、許可を得た者は、必ずしも一度の充填のみに限られず、継続的な充填が可能であることを明確化するとともに、水素充填方法については燃料用水素ガス容器の交換方式と解から船舶へのホース充填方式が併用できる場合についても併せて明確化する。

# (オ)船舶の燃料用水素ガス容器に関する技術基準の策定

【a:令和7年度措置、

b:引き続き検討を進め、令和9年度結論、結論を得次第速やかに措置】 **<実施事項>** 

- a 国土交通省は、現状では、「水素燃料電池船の安全ガイドライン」(令和 3年8月国土交通省海事局)において、船舶の燃料用水素ガス容器につい て容器表面温度 40℃以下に維持することを求めているが、水素ガス容器 を船舶の燃料用として利用する場合には、高圧ガス保安法(昭和 26 年法 律第 204 号)における一般複合容器や圧縮水素自動車燃料装置用容器など に係る規定及びその運用を参考に、船舶で使用する場合の状況を考慮して 同様の扱いとすることが可能であるか検証を行った上で、関連基準等の所 要の見直しを行う。
- b 経済産業省及び国土交通省は、水素ガス容器が船舶の燃料用として利用 される場合について、国内における具体的なニーズを把握しつつ、安全の 確保を前提に、国際的な規格に基づく製品の利用の円滑化のために、所要 の措置を講ずる。

#### (カ) 船舶の燃料用水素ガス容器の検査

【措置済み】

#### <実施事項>

国土交通省は、複数の法令の適用に係る関連当局との都度の協議コストの低減や定期検査に伴う不要なコスト抑制を通じて、水素船舶の商用化を加速する観点から、船舶の燃料用水素ガス容器(燃料用として船舶に固定されたものをいう。)の定期検査について、船舶安全法(昭和8年法律第11号)に基づく船舶の定期検査において容器の検査を行うことで足りることを明確化する。

# (キ) 水素を燃料とする可搬式発電機等に係る保安体制等の合理化

【a~e:令和7年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

# く実施事項>

- a 経済産業省は、電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条第1項の規定により、内燃力を原動力とする火力発電設備であって、水素を燃料として利用するもの(以下「水素利用内燃力発電設備」という。)を設置するに当たり、免状の交付を受けている者のうちからボイラー・タービン主任技術者(以下「BT主任技術者」という。)を選任しなければならないとされているが、BT主任技術者は実務経験が一定年数以上必要な資格であることから、小型の水素利用内燃力発電設備の運用現場において新たな人材を確保することが困難であるとの指摘も踏まえ、安全確保を前提に、BT主任技術者の選任を不要とすることやBT主任技術者の免状取得を円滑化することも含めて制度の見直しを検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。
- b 経済産業省は、電気事業法第48条の規定により、内燃力を原動力とする 火力発電設備であって、水素を燃料として利用する可搬形のもの(以下「水 素利用可搬形内燃力発電設備」という。)の設置又は変更の工事を行うに 当たり、工事計画を主務大臣に届け出なければならないとされているが、 当該設備が設備構造の変更を行うことなく、移動して使用されるものであ るとの指摘があることを踏まえ、安全確保を前提に、工事計画の届出を不 要とすることや工事計画手続の簡素化及び迅速化も含めて、水素利用可搬 形内燃力発電設備の工事計画の届出手続の在り方について検討し、結論を 得次第、速やかに必要な措置を講ずる。
- c 経済産業省は、水素利用可搬形内燃力発電設備について、その特性上、建設工事現場やイベント会場等の使用場所に搬入して一時的な電源の確保のために使用する場合が多いが、電気事業法第51条の規定に基づく使用前自主検査及び使用前安全管理審査の対象となっているため、異なる建設工事現場やイベント会場等の使用場所に搬入して設置するごとに、原則として使用前自主検査及び使用前安全管理審査を行わなければならず、このことが設置者の効率的な作業の実施の支障となっているとの指摘があることや、製造者による工場検査時から、電気工作物の設置者が発電を行う現地において使用前自主検査を行うまでの間に設備構造の変更が行われないという指摘があることも考慮した上で、安全確保を前提に、使用前自主検査及び使用前安全管理審査の要否やその方法の在り方も含めて、水素利用可搬形内燃力発電設備の検査制度の在り方について検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

- d 経済産業省は、水素利用内燃力発電設備について、高圧ガスである水素を1MPaから5MPa程度の範囲の高圧ガスである水素に減圧する場合、この減圧処理が高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)上の「高圧ガスの製造」行為に該当するため、有資格者の保安係員としての選任を求める同法第27条の2第4項の規定について、事業者からは発電設備の稼働時間中は有資格者を工事現場等に常駐させる必要があり、要員の確保及び運用が困難との声があることを踏まえて、専ら消費のための処理設備である減圧弁のみを有する水素利用内燃力発電設備においては、その構造や仕組み、事業者における安全確保措置の実施状況等を踏まえ、安全の確保を前提に、その保安管理体制の在り方について検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。
- e 経済産業省は、高圧ガスの製造施設に対し、製造のための施設の区分ごとに保安係員の選任を求める高圧ガス保安法第27条の2第4項の規定について、複数の製造施設を有する事業所では、常時多数の保安係員を勤務させる必要があり、要員の確保及び運用が困難であることから、同一事業所内の複数の製造施設において保安係員を兼任させたいとの声があることを踏まえ、同一事業所内に複数の製造施設がある場合において、事業者が実施している設備の配置や制御方法、一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第66条第5項の適用の状況等を踏まえて、安全の確保を前提に、保安管理体制の在り方について検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

#### チ FIT・FIP制度によらない太陽光発電設備の導入量の正確な捕捉

【令和7年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

#### <基本的考え方>

再生可能エネルギーの導入が進展する中、太陽光発電の普及及び導入費用の低減も背景に、需要家自ら保有する農地、工場、オフィス等に太陽光発電設備を設置し、当該設備により発電した電気を自家消費するほか、発電事業者が需要家の保有する建物屋根や敷地を借り受けて太陽光発電設備を設置し、当該設備により発電した電気を需要家に供給し対価を徴収する事業形態(オンサイトPPA)も生まれるなど、自家消費を目的とした事業を始めとして、FIT・FIP制度によらずに太陽光発電設備が導入されている事例が広がりつつある。温室効果ガスの削減目標の達成に向けては、こうしたFIT・FIP制度によらない自家消費を主目的とした導入を含め、太陽光発電設備の導入状況及び発電量を正確に捕捉した上で、再

生可能エネルギーの更なる導入拡大に向けた適切な制度の在り方の検討等を行うことが重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

経済産業省は、一般送配電事業者から報告された情報やその他の取組を通じて、FIT・FIP制度によらない太陽光発電の導入状況を含め、太陽光発電設備の導入状況及び発電量のより効果的かつ効率的な捕捉方法を検討し、必要な措置を講ずる。

# ツ FIT制度からFIP制度に移行した太陽光発電設備の事後的な蓄電池 併設時の価格算定ルールの見直し

【措置済み】

#### <基本的考え方>

再生可能エネルギーの主力電源化に向けては、出力の変動する再生可能エネルギーが、電力市場の需給バランスに応じて電力を供給することが可能となるよう電力市場への統合を進めることが必要であり、再生可能エネルギーの電力市場への統合の鍵となるFIP制度は電力システム全体のコスト低減、再生可能エネルギーの出力制御量の抑制等にも寄与することから、FIT制度からの移行を含め、FIP制度の更なる活用を進めることを通じて、再生可能エネルギー発電事業者が自ら電力市場の需給状況に応じた行動を取るよう促していくことが重要である。

FIT制度からFIP制度に移行した太陽光発電設備によって、需給バランスに応じた発電を行って収益を確保するためには、発電設備に蓄電池を併設することが一つの手段であるが、事後的な蓄電池の設置がFIP制度における基準価格の変更事由に当たる。変更後の基準価格については、令和5年度から事後的な蓄電池設置時の価格算定ルールが措置されており、具体的には、実態と比して過剰な国民負担の発生を防止する観点から、発電設備の出力により価格算定を行いFIP制度の基準価格を変更する制度となっている。

当該価格算定ルールについて、蓄電池設置前に実際にピークカットされていた発電電力量(以下「ピークカット電力量」という。)を踏まえた場合よりも過小に価格算定が行われるとして、実態に即した価格算定ルールに見直しを求める声があるとともに、FIT制度からFIP制度へ移行する発電事業者が少ない状況である。

こうした状況を踏まえ、FIT制度からの移行を含め、FIP制度の更なる活用を進める観点から、実態よりも国民負担が増大しないようにするとの原則は維持しつつ、FIP制度に移行した太陽光発電設備への事後的な蓄電池の設置を更に後押ししていくため、価格算定ルールを見直すことが重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

経済産業省は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件(平成29年経済産業省告示第35号)により規定されているFIP制度に移行した太陽光発電設備の事後的な蓄電池併設時の価格変更について、発電設備の出力により基準価格が変更されることにより、実際のピークカット電力量を踏まえた場合よりも過小に価格算定が行われることから、FIT制度からの移行を含め、FIP制度の更なる活用を進める観点から、実態よりも国民負担が増大しないようにするとの原則は維持しつつ、FIP制度に移行した太陽光発電設備の事後的な蓄電池の設置を更に後押ししていくため、実態に即して変更後の基準価格が決定されるよう算定方法の見直しを検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。

#### テ 新築戸建住宅への太陽光発電設備設置の普及促進

【a:(前段) 措置済み、

(後段) 令和7年度以降令和10年度まで継続的に措置、

b:措置済み】

#### <基本的考え方>

2050 年ネット・ゼロの実現に向け、再生可能エネルギーの導入が進展する中、太陽光発電については、自家消費や地産地消を行う分散型エネルギーリソースとして、地域におけるレジリエンスの観点でも活用が期待されており、「第7次エネルギー基本計画」(令和7年2月18日閣議決定)においては、2050 年において設置が合理的な住宅・建築物には太陽光発電設備が設置されていることが一般的となることを目指し、これに至る2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指すこと(以下「2030年目標」という。)とされたが、2030年目標の達成に向けた道筋やそれを担保する実効性のある措置は必ずしも明らかではない。2030年目標

の達成に向けて太陽光発電の導入を今後更に拡大していく上では、まず新築 戸建住宅への太陽光発電設備設置率を毎年調査・公表し、2030 年目標の達 成に向けた進捗状況を確認することを前提として、2030 年目標の達成に向 けた道筋を明らかにすることが必要である。あわせて、需給近接型での導入 が可能であり、また自家消費型で導入されることで系統負荷の低い建築物の 屋根や壁面の有効活用を推進する地方公共団体における先行的な取組の横 展開が重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずる。

# く実施事項>

- a 国土交通省は、2030年目標に至る中間目標として、建売戸建及び注文戸 建住宅に係る住宅トップランナー基準において、2027年度(令和9年度) に一定割合の太陽光発電設備の設置を求める目標を設定し、省令等の改正 等必要な措置を講ずる。その上で、国土交通省は、新築戸建住宅への太陽 光発電設備設置率を毎年調査・公表し、当該目標の達成に向けた進捗状況 を確認する。
- b 国土交通省は、環境省と連携し、一部の地方公共団体において、条例により、戸建住宅を含む建築物を年間一定量以上新たに建築するハウスメーカーなどの建築事業者に対し、当該建築物への太陽光パネルの設置を原則義務付ける制度を導入するなど先行的な取組の横展開を図るため、他の地方公共団体に対して周知する。

# ト 駐車場等の上部空間を活用した太陽光発電設備の建築基準法上の取扱いの明確化

【措置済み】

#### <基本的考え方>

建築基準法(昭和25年法律第201号)は建築物の敷地、構造、設備及び 用途に関する最低の基準を定めたものであり、同法第2条第1号に定める建 築物はそれらの基準を満たす必要がある。一方で、近年、土地に自立して設 置する太陽光発電設備について、その下の空間を駐車場として有効活用する 事例が増加しているが、これが建築物に該当するか否かについて取扱いが明 確になされておらず、同法第6条及び第6条の2の規定による建築物の建築 等に関する申請及び確認が必要か不明である等、実務上の課題となっている との指摘がある。2050年カーボンニュートラル実現に向け、太陽光発電設 備の導入を促進する観点から、こうした駐車場等の上部空間を活用した太陽 光発電設備の建築基準法上の取扱いを明確化すること等を通じて、行政手続やコストを含め太陽光発電設備の導入に係るハードルを下げていくことが 重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

国土交通省は、2050 年カーボンニュートラル実現に向け、太陽光発電設備の導入を促進する観点から、駐車場等の上部空間を活用して土地に自立して設置される太陽光発電設備の建築基準法上の取扱いを明確化し、その内容を地方公共団体や関係団体等に対して周知する。

# ナ 洋上風力発電における物価高騰等に対する価格調整スキームの導入

【令和7年度上期措置】

#### <基本的考え方>

洋上風力発電は、今後コスト低減が見込まれる電源として、我が国の電力供給の一定割合を占めることが見込まれ、急速なコストダウンと案件形成が進展する世界各国と同様、我が国の再生可能エネルギーの主力電源化に向けた「切り札」であり、また、事業規模が大きく、産業の裾野も広いことから、建設や運転保守等を通じ雇用創出にも貢献するなど、経済波及効果が期待される。こうした点を踏まえ、「第7次エネルギー基本計画」(令和7年2月18日閣議決定)においては、再生可能エネルギーについて、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すこととされる中、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号。以下「再エネ海域利用法」という。)に基づく公募制度等を通じて、2030年までに10GW、2040年までに浮体式も含む30GW~45GWの案件を形成することを目指すこととされており、目標達成に向けて、引き続き導入を推進していくことが重要である。

他方、洋上風力発電への電源投資は大規模かつ総事業期間が長期間にわたることから、収入・費用の変動リスクが大きく、諸外国においては、サプライチェーンのひっ迫や物価上昇による費用増大などによって事業の中断や撤退が発生する事例もみられ、洋上風力発電の導入を図る上では、収入・費用の変動リスクに対応できる強靱な事業組成を促進し、洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させるために環境整備を進めることが重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずる。

#### く実施事項>

経済産業省は、資材価格の高騰等により洋上風力発電に係る電源投資における収入・費用の変動リスクが高まっていること等を踏まえ、国土交通省と連携し、再エネ海域利用法第13条第1項に基づき海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に指定された海域ごとに定める公募占用指針において、過度な国民負担が生じないことを前提として、資材価格などの原材料費や人件費等の変動に連動してFIP制度における基準価格を調整する価格調整スキームの導入を検討し、必要な措置を講ずる。

# ニ 地熱開発に伴う試掘調査に当たっての保安林関連手続の明確化・簡素化 等

【令和7年度検討開始、令和8年度上期結論、結論を得次第速やかに措置】 **<基本的考え方>** 

地熱発電は、安定的に発電を行うことが可能なエネルギー源であり、地域資源の有効活用を通じて産業振興や地域社会に貢献し、地域活性化にも資するものである。我が国の地熱資源のポテンシャルは世界第3位である一方、地熱発電の開発には、開発リスク・開発コストの高さ、リードタイムの長さ、地熱資源の有望地域の偏在による開発適地や系統接続の制約、地元との調整や開発のための各種規制への対応等の課題があり、他国と比べるとそのポテンシャルを十分に活かし切れておらず、電源構成のうち地熱発電が占める割合で見ると、「2040年度におけるエネルギー需給の見通し」(令和7年2月資源エネルギー庁)において2040年度の見通しとして示された水準が1~2%程度であるのに対し、令和4年度実績は0.3%と乖離がある。

こうした中、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林において地熱開発を行おうとする場合には、同法第 27 条に基づく保安林の解除の申請、同法第 34 条に基づく許可の申請等の手続(以下「保安林関連手続」という。)が必要であり、「保安林の指定解除事務等マニュアル(地熱編)(令和 7 年 4 月改訂版)」(令和 3 年 9 月林野庁治山課)において、地熱発電施設建設を想定した保安林関連手続の具体的内容が一定程度示されている一方、地熱発電施設建設に先立ち実施される試掘調査は地熱発電施設建設とその事業内容や対象面積等が大きく異なり、また、試掘調査の結果、発電事業に至らず、返地となる可能性がある等の事情も異なるにもかかわらず、試掘調査を想定した保安林関連手続の具体的内容が示されておらず、地熱開発を行う事業者において対応に困難が生じているとの指摘がある。このため、地熱発電の導入をより短期間・低コストで、

かつ、円滑に実現できるよう、試掘調査に当たっての保安林関連手続の明確化・簡素化を図るべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

農林水産省は、森林法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林において地熱発電の開発を行う場合に必要となる試掘調査に当たっての保安林関連手続を明確化・簡素化するため、業界団体等が農林水産省と連携して令和7年度の試掘調査に当たっての保安林関連手続の事例等を踏まえて作成・公表するガイドブックの内容及び当該事例等において確認された保安林関連手続に関する課題を踏まえ、「保安林の指定解除事務等マニュアル(地熱編)」の改訂等を検討し、結論を得る。当該結論を踏まえ、速やかに所要の措置を講ずる。

# ヌ 公共部門の再生可能エネルギー導入目標達成に向けた進捗点検

【a:措置済み、b:令和7年度以降令和9年度まで継続的に措置】 **<基本的考え方>** 

2050 年ネット・ゼロの実現に向けて、政府自らがその事務及び事業に関 し温室効果ガスの排出削減等のための措置を率先して実行することの意義 は大きいなどといった認識の下、政府としては、「政府がその事務及び事業 に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める 計画」(令和7年2月18日閣議決定。以下「政府実行計画」という。)にお いて、2013 年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接 的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減、2035 年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目標として定め、 当該目標に向けて着実に実施していく措置の一つとして、政府が保有する建 築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、2030 年度に は設置可能な建築物(敷地を含む。以下同じ。)の約50%以上に太陽光発電 設備を設置し、2040 年度には 100%設置することを目指すとしている。また、 「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」(資源エネルギー庁、令和3 年10月22日公表)における2030年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、 公共部門を率先して実行することで 6.0GW分の導入が見込まれている。こ れらの目標達成に向けて、再生可能エネルギーの導入促進のための措置を率 先して着実に進めていくことが重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

- a 環境省は、政府実行計画で定めている太陽光発電の導入目標の達成に向けた取組を着実に進めるため、まずは、政府保有施設への太陽光発電の2030年度の導入目標(太陽光発電設備が設置された建築物の件数ベース:2,261件、設備容量(kW)ベース:57,671kW)の達成に向けて、各府省庁において太陽光発電を計画的に導入すべく府省庁ごとに策定された政府保有施設の太陽光発電の導入目標(太陽光発電設備が設置された建築物の件数ベース、設備容量(kW)ベース)について、その進捗状況を点検・確認し、公表する。
- b 環境省は、政府実行計画において、各府省庁は所管する独立行政法人、 特殊法人、国立大学法人及び大学利用期間法人(以下「独立行政法人 等」という。)に対し、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく 取組を促すこととされている一方、独立行政法人等において政府実行計 画に整合的な太陽光発電の導入目標(以下「導入目標」という。)が策定 されているのは2割程度に過ぎないことを踏まえ、各府省庁を通じて独 立行政法人等に導入目標の策定を促すとともに、導入目標の策定状況及 び達成に向けた取組の進捗状況を点検・確認し、公表する。

#### ネ 金属ケーブル窃盗の防止に係る立法措置

【措置済み】

#### <基本的考え方>

再生可能エネルギー導入に伴う送電線、生成AIの開発加速化などを背景としたデータセンター、電気自動車等、GX・DXの進展により、世界的な銅需要は増加傾向であることもあって国際商品市況において銅価格が高騰する中、近年、太陽光発電施設からの金属ケーブル(銅線ケーブル等。以下同じ。)の窃盗を始めとする金属盗の認知件数及び被害額が増加し、発電事業の長期停止や事業継続が困難になる要因となっているとの指摘がある。発電事業者等における自主防犯対策には限界があり、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて再生可能エネルギーの導入を促進する観点からも、金属ケーブル窃盗という犯罪行為を防止するための法制上の措置を講ずる必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずる。

#### く実施事項>

警察庁は、太陽光発電施設からの金属ケーブル窃盗を始めとする金属盗が増加していることを踏まえ、特に被害実態の多い金属(銅等)を使用して製造された物品の窃盗を防止するため、一定の金属くずの買受けを行う業者に対する届出義務、買受け時の相手方の本人確認及び氏名や内容等に関する記録の作成・保存義務、盗品に由来するものである疑義が生じた場合の警察官への申告義務等の当該金属くず買受業に係る措置のほか、金属盗に用いられる犯行用具の規制等を内容とする法律案を国会に提出する。

# ノ 排出量取引制度の実効性向上のための法制度整備

【措置済み】

#### <基本的考え方>

2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行に資する投資を促進するため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和5年法律第32号。以下「GX推進法」という。)第6条の規定に基づき策定された「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」(令和5年7月28日閣議決定)において、令和8年度から、二酸化炭素の排出に係る排出枠の割当て及び排出枠に係る取引を促進するための仕組みである「排出量取引制度」を本格稼働することとされている。

それに先立って、令和5年度から試行的に「GX-ETS」と呼ばれる排出量取引制度を開始しているが、GXリーグ(カーボンニュートラルへの移行に向けた挑戦を果敢に行い、国際ビジネスで勝てる企業群がGXを牽引する枠組みをいう。)に賛同する事業者の任意参加に基づくものになっており、法制化されたものではなく、法律により事業者に参加が義務付けられている排出量取引制度は、GX推進法第15条の規定に基づき令和15年度から発電事業者に割り当てられる排出枠を用いた有償オークションからとされている。

こうした状況に対し、法的義務を伴う排出量取引制度の開始時期が遅く、かつ、その対象となる事業者が発電事業者に限られることから、我が国の温室効果ガス削減目標に対して十分な削減量が担保されないおそれがあるとして、令和8年度から本格稼働予定の排出量取引制度では、発電事業者だけではなく、非エネルギー源を含む多排出産業分野の事業者に対して、法律により、当該排出量取引制度への参加を義務付ける制度とすべきとの声がある。こうした声を踏まえ、令和8年度から本格稼働予定の排出量取引制度を具体化し、その実効性を向上させるために、多排出産業分野の事業者の排出量

取引への参加義務化等に関する規定を整備する等の法制上の措置を講ずる必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

内閣官房及び経済産業省は、令和8年度から本格稼働予定の排出量取引制度を具体化し、その実効性を向上させるため、エネルギー起源・非エネルギー起源の二酸化炭素の年間直接排出量が一定規模(10万トン)以上の事業者に対する排出量取引への参加義務化等について検討し、結論を得次第、速やかに必要な法案を国会に提出する。

#### ハ 市場の価格メカニズムの更なる活用による需給調整の高度化

【a,b:引き続き検討】

#### <基本的考え方>

今後、太陽光や風力といった自然変動電源の導入拡大に伴い、出力変動の 増大が予想され、系統を安定的に運用するためには、電気の需要と供給を常 に一致させるための対応を強化する必要がある。

需給調整においては、再生可能エネルギー発電事業者が自ら電力市場の需給状況に応じた行動を取るように促すことが重要である。現状、我が国における卸電力市場(前日スポット取引)における電気の約定価格は1kWh当たり0.01円を下限としており、電気の供給量が需要量を上回り再生可能エネルギーの出力制御が行われる時間帯はほぼゼロ円となるところ、海外においては卸電力市場においてマイナス価格(ネガティブプライス)で取引が行われる仕組みが導入されている例がある。この仕組みは、電気の供給量が過多となる時間帯において、供給側に対しては供給のディスインセンティブを持たせ自発的な出力調整を促すとともに、需要側に対しては適切に小売料金に反映されれば電気の消費インセンティブを持たせる効果があるなど、効果的に運用することができれば市場の価格メカニズムを用いた需給調整が期待できるものである。

また、需給調整には、刻々と変化する需給状況に応じて発電の出力等を任意に増減できる調整力をあらかじめ確保することも重要であるが、需給調整市場においては、電源種によらず、上げ調整力(需要に対し供給が不足となった場合に、供給を増加し、又は需要を抑制するための調整力をいう。)のみが調達されているところ、変動性再生可能エネルギーの増加に伴い必要な調整力量も今後増加していくと考えられ、また、海外では変動性再生可能エ

ネルギーを上げ・下げ両方の調整力として活用される事例も存在するところ、 需給調整市場における下げ調整力(需要に対し供給が過剰となった場合に、 供給を抑制し、又は需要を増加するための調整力をいう。)の商品化を求め る声がある。

再生可能エネルギーの主力電源化に当たり、変動性再生可能エネルギーの電力市場への統合を進めるためには、海外で採用されている方策も参考にしつつ、調整力の確保を進めていくことが重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

- a 経済産業省は、卸電力市場におけるマイナス価格(ネガティブプライス) の導入の要否について、引き続き検討する。検討に当たっては、当該制度 の導入による電力需給への影響や、インバランス料金制度、FIT・FI P制度、各種市場等を含む関連諸制度との整合性等を踏まえるものとする。
- b 経済産業省は、需給調整市場における下げ調整力の供出の要否について、 変動性再生可能エネルギーの調整力としての活用ニーズや、系統整備や調 整力の確保に伴う社会全体での統合コストの抑制や安定供給の観点を踏 まえつつ、引き続き検討する。

#### ヒ バーチャルPPAの会計上の取扱いの明確化

【令和7年度結論、結論を得次第速やかに必要に応じて措置】 **<基本的考え方>** 

近年、企業の脱炭素経営や再生可能エネルギー導入が促進される中、企業が再生可能エネルギー由来の電力を間接的に調達することが可能な仕組みであるバーチャルPPA(Power Purchase Agreement:電力購入契約)が注目されている。バーチャルPPAは、電力需要者である企業(以下「需要家」という。)においては、再生可能エネルギーの環境価値の一つである非化石価値(エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則(平成22年経済産業省令第43号)第4条第1項第2号に規定するエネルギー源の環境適合利用に由来する電気の非化石電源としての価値をいう。以下同じ。)のみを取得することにより、物理的な電力の調達先等を維持したままで再生可能エネルギーの導入効果を得ることができ、初期投資や調整コストを要することなく脱炭素経営を進めることができるといった利点があり、また、再生可能エネルギー由来の電力供給者である発電事業者においては、非化石価値を販売

した収入を通じて、電力価格の変動リスクを緩和し、事業収入を安定化させることができるといった利点がある。

しかしながら、バーチャルPPAをめぐっては、需要家と発電事業者との間で、バーチャルPPAの契約上の固定価格と卸電力市場において変動する市場価格の差額の決済が行われることから、需要家における会計処理が複雑であり、また、会計上、デリバティブ取引に該当するかどうかなど、会計上の取扱い(会計処理を含む。以下同じ。)が明確ではないとの声がある。

今後も企業の環境意識の高まりとともに、バーチャルPPAの利用が一層 拡大することが見込まれる中、企業の脱炭素経営や再生可能エネルギー導入 の促進の観点から、バーチャルPPAの会計上の取扱いについて明確化すべ きである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずる。

# く実施事項>

内閣府及び経済産業省は、企業の脱炭素経営や再生可能エネルギー導入の促進の観点から、需要家におけるバーチャルPPAの利用が円滑に進むよう、企業会計基準委員会(以下「ASBJ」という。)における、バーチャルPPAにおいて取引される非化石価値に係る需要家の会計処理に関する当面の取扱いについての検討結果を踏まえ、バーチャルPPAに関する会計上の取扱いに関する課題を把握した上で、ASBJに対する要請の要否を含めて検討し、結論を得る。その上で、内閣府及び経済産業省は、必要に応じて、所要の措置を講ずる。

# フ 電力先物取引による電力ヘッジの会計処理

【措置済み】

#### <基本的考え方>

近年における燃料価格の大幅な変動や太陽光発電等の変動性再生可能エネルギーの導入拡大を背景として、卸電力取引所における電力価格の変動リスクが増大する中、電気事業者において、スポット市場における価格変動リスクを将来にわたって抑制し、予見可能性を高めるとともに事業収益を安定化させるため、電力先物取引を通じた電力へッジ(電力の価格変動に伴うリスクを回避することをいう。)の必要性が高まっている。

電力先物取引については、会計上はデリバティブ取引として扱われるため、 原則として、決算期末の市場価格で時価評価し、その評価損益を損益計算書 に計上する会計処理が適用されることとなるが、電気の売買を主とする電気 事業者においては、損益の大幅な変動につながるおそれがあることから、電力先物取引の活用を躊躇させる原因となっているとの指摘がある。そのため、電気事業者からは、ヘッジ目的で行われた電力先物取引について、一定の要件の下、当該先物取引に係る期末時の時価評価損益を翌年度以降の現物取引の決済時まで繰り延べることができる仕組みである「ヘッジ会計」の適用を求める声がある。一方で、電力については、日本卸電力取引所(JEPX)や東京商品取引所(TOCOM)の商品設計上、JEPXにおいては30分単位、TOCOMにおいては1か月単位の取引となっていることや、他の商品先物取引と異なり貯蔵ができないという特性を持つことから、ヘッジ会計の適用に係る会計基準上の取扱いが明確でないことが課題となっている。このため、電気事業者が直面する電力の価格変動リスクを緩和することを通じて、電力供給の安定化を図る観点から、電力におけるヘッジ会計制度の適用条件を明確化することが重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずる。

# く実施事項>

経済産業省は、電力先物取引において、ヘッジ会計の適用に係る会計基準上の取扱いが明確でないことが課題となっているとの指摘を踏まえ、電気事業者が電力先物取引を通じた電力ヘッジを円滑に導入することができるよう、電力先物取引の会計処理においてヘッジ会計を適用するに当たり満たすべき要件について、取引所や市場参加者の意見も聴きながら整理し、公表する。その際、一般的にヘッジ会計が適用されている金融商品やコモディティと異なる電力の特性を踏まえて整理すること。

#### へ 再生可能エネルギーの立地地域等を踏まえた電力需要家の立地誘導

【a:措置済み、

b:令和7年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

# <基本的考え方>

生成AIの開発加速化など世界的なイノベーションが進展する中、データセンター等の付加価値の高い産業プロセスの維持・強化につながる国内投資や電化等を通じた製造プロセス等の脱炭素化を促進していくためには、新たな大規模な電力需要に対し、迅速かつ確実に電力供給を行う必要がある。このため、データセンター等の系統接続申込みの規律を確保するとともに、不経済な送電線等の建設を回避し、効率的な系統整備等を進めていく観点から、

再生可能エネルギーの導入状況や立地地域等を踏まえた電力需要家の立地 誘導を進めていくことが重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

- a 経済産業省は、電力需要家の系統整備の観点での適地への立地誘導を進めていくため、全ての一般送配電事業者において「ウェルカムゾーンマップ」(電源の立地や電力系統の空き容量等の状況から、大規模送電線の建設が不要であり、早期に電力供給を開始できる場所を示したものをいう。)の公開や充実化が行われるよう促す。
- b 経済産業省は、一般送配電事業者が地方公共団体等の関係機関と連携し、 適地における先行的・計画的な系統整備を行う仕組み等を検討し、必要な 措置を講ずる。

# ホ 送配電用施設の設置等に係る農地転用の取扱いの明確化

【a, b:措置済み】

# <基本的考え方>

農地を農地以外のものに転用する者は、農地法(昭和27年法律第229号) 第4条第1項の規定により、都道府県知事等の許可(以下「農地転用許可」 という。)を受けなければならないが、農地法施行規則(昭和27年農林省令 第79号)第29条第14号の規定により、電気事業者(電気事業法(昭和39 年法律第170号)第2条第1項第17号に定める電気事業者(同項第3号に 規定する小売電気事業者を除く。)をいう。以下同じ。)が送配電用施設を設 置する場合は農地転用の制限の例外とされ農地転用許可を要さないとされ ている一方で、送配電用施設の設置に係る工事用施設等(送配電用施設の設 置及びそれらに係る工事に必要となる装置(作業機械等)、道路・索道(搬 入路、工事用モノレール等)及び施設(資材置場、休憩所、仮設トイレ等) 等をいう。以下同じ。)の敷地に供する場合については、地方公共団体によ ってそれらの取扱いに差異が生じており、結果的に送配電用施設の設置に係 る工事用施設等を設置する電気事業者に農地の一時転用許可の取得が求め られているケースがある。このため、地方公共団体が地域の特性に照らして 特に必要があるとして独自の規律を設ける場合を除き、不適切なローカルル ールを見直して全国的な統一を図る観点から、農地転用許可を要さない送配 電用施設の設置に係る工事用施設等を明確化するなど、電気事業者の行政手 続に関する予見可能性を高めるとともに、地方公共団体及び電気事業者の行政手続負担を軽減することが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずる。

# く実施事項>

- a 農林水産省は、電気事業者が送配電用施設を設置する場合、農地法施行規則第29条第14号の規定により、農地転用の制限の例外として農地転用許可を要さないとされている一方で、送配電用施設の設置に係る工事用施設等の敷地に供する場合については、地方公共団体によってそれらの取扱いに差異が生じており、結果的に送配電用施設の設置に係る工事用施設等を設置する電気事業者に農地の一時転用許可の取得が求められているケースがあるとの指摘を踏まえ、電気事業者の行政手続に関する予見可能性を高めるとともに、地方公共団体及び電気事業者の行政手続負担を軽減する観点から、農地転用許可を要さない送配電用施設の設置に係る工事用施設等について、事務連絡等によって明確化し、各地方農政局及び各都道府県に周知する。
- b 経済産業省は、a の措置を踏まえ、電気事業者に対し、農地転用の取扱い に係る必要な通知を発出する。

# マ 建築物の省エネルギー化に資する自然排煙口の不燃化要件の合理化

【a:措置済み、b:令和7年度以降速やかに措置】

#### <基本的考え方>

2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物は一度建築されると長期ストックとなる性質上、速やかに省エネルギー性能の向上を進めることが重要であり、「地球温暖化対策計画」(令和7年2月18日閣議決定)においては、2050年にストック平均でのZEH(Net Zero Energy House)基準・ZEB(Net Zero Energy Building)基準の水準の省エネルギー性能の確保を、これに至る2030年度以降に新築される住宅・建築物はZEH基準・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保等を目指し、省エネルギー性能の向上及び再生可能エネルギーの導入拡大を図ることとされている。

こうした中、省エネルギー性能を高めていく上で、建材や設備の断熱性能の向上は重要な要素であり、近年は、窓枠に用いられる建材であるサッシについて、アルミに比べ優れた断熱性能を有する樹脂サッシが注目され、住宅や建築物における活用が進んでいる。他方で、火災時に発生する煙やガスを屋外に排出するため、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第126

条の2により、排煙設備の設置が義務付けられている一定の規模以上の学校、病院、ホテル、旅館、共同住宅、劇場、映画館、公会堂、百貨店、展示場等に設置される自然排煙口(排煙窓)については、その構造要件の一つとして、同令第126条の3第1項第2号により、火災時の避難安全性のために金属等の不燃材料で造ることとされており、断熱性能の面で課題があるとの指摘がある。サッシでは熱に強く自己消火性がある塩化ビニル樹脂(PVC)を用いた製品の普及が進んでいることも踏まえると、自然排煙口の材質についても、火災時においても排煙に必要となる開放性が損なわれないか等の安全性の確認を行った上で、安全性を確保しつつ、断熱性能の高い樹脂等の材質を使用することができるよう構造要件を見直すことが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

- a 国土交通省は、建築基準法施行令第126条の2により、排煙設備の設置が義務付けられている一定の規模以上の学校、病院、ホテル、旅館、共同住宅、劇場、映画館、公会堂、百貨店、展示場等において、火災時の避難安全性のため、自然排煙口(排煙窓)の構造要件の一つとして、同令第126条の3第1項第2号により、不燃材料で造ることとされている自然排煙口の窓枠について、火災時においても排煙に必要となる開放性が損なわれないか等の安全性の確認等の検討を行った上で、安全性を確保しつつ、住宅や建築物の省エネルギー性能の向上が見込まれる樹脂等の断熱性の高い材質を用いることができる条件を整理し、結論を得る。
- b 国土交通省は、a の結論を踏まえ、速やかに所要の措置を講じた上で、自 然排煙口の窓枠に樹脂等の断熱性の高い材質を用いることについて、安全 性の確保に必要な留意事項と併せて、火災時において必要な排煙性能を有 した上で断熱性能を高める効果が期待されること等を事業者団体等に周 知する。

#### ミ 循環経済への移行に向けた食品残さ等のリサイクル促進

【a~b:令和7年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、 c:令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

#### <基本的考え方>

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型 社会」を形成する上での強力なドライビングフォースである循環経済(サー キュラーエコノミー)への移行は、資源消費を最小化し廃棄物の発生抑制や 環境負荷の低減等を実現する有効な手段であり、また、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものである。

こうした中で、バイオマス分野において、コーヒーかす等の食品残さ、も み殻等の農業残さ、家畜の糞尿等の家畜排せつ物(以下「食品残さ等」とい う。) を原料として用いて、土壌改良資材として使用できるバイオ炭等の製 品を製造する取組が注目されている。一方で、食品残さ等は、それが再資源 化 (リサイクル) によって生み出される製品の原料として有価で買い取られ る場合であっても、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価 値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案した結果、廃棄物に該当する場 合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下 「廃棄物処理法」という。)第14条第1項又は同条第6項の規定により収集 若しくは運搬又は処分を業として行おうとする者は産業廃棄物収集運搬業 又は産業廃棄物処分業の許可を受ける必要があること、また、食品残さ等か らバイオ炭を製造するバイオマスの炭化装置についても、同法第15条第1 項に規定する産業廃棄物処理施設に該当する場合には、施設の設置許可を受 ける必要があると扱われることから、バイオ炭等を製造する事業者において、 廃棄物処理法上の手続負担や設備要件に係る費用負担が重く、事業化の障壁 となっているとの指摘がある。

こうした課題に対し、令和6年5月に公布された資源循環の促進のための 再資源化事業等の高度化に関する法律(令和6年法律第41号。以下「再資 源化事業等高度化法」という。)において、再資源化事業等の高度化に係る 新たな認定制度を創設し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせ た上で、廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例を設 ける等の措置を講ずることとされている。今後、令和7年秋予定の当該認定 制度の施行に向けた政省令の整備等が行われることとなっているが、持続可 能な形で資源を効率的かつ循環的に有効利用する循環経済への移行を促進 するため、先進的な取組を行っている事業者の取組を後押しする実効的な仕 組みとなるよう制度を構築することが重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

a 環境省は、再資源化事業等高度化法第11条第1項の規定に基づき、需要 に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬 及び処分の事業(以下「高度再資源化事業」という。)を行おうとする者 が、高度再資源化事業の実施に関する計画(以下「高度再資源化事業計画」という。)を作成し環境大臣の認定を受けた場合、当該認定を受けた者(以下「認定高度再資源化事業者」という。)から委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として実施する者(ただし、高度再資源化事業計画において、あらかじめ委託先として記載された者に限る。)は、同法第13条第3項に基づき、廃棄物処理法の規定にかかわらず、廃棄物処理法による許可を受けないで、認定に係る高度再資源化事業計画に従って行う廃棄物の収集、運搬及び処分を業として実施することができるとされているが、人手不足が深刻化する中で事業の遅延を防ぐためには状況に応じて委託事業者の追加や変更がなされることが必要であるとの指摘を踏まえ、例えば委託先の変更等が生じてから遅滞なく事後届出を行うことを認めるなど、認定高度再資源化事業者が廃棄物の収集、運搬又は処分を委託する先を柔軟に調整可能とすることについて検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。

- b 環境省は、再資源化事業等高度化法第11条第2項第4号により、高度再 資源化事業計画には「再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供 給を受ける者」を記載しなければならないが、再資源化により得られる製 品の特性によっては、最終的な使用者をあらかじめ特定して事業計画を作 成することが困難な業種や業態があるとの指摘を踏まえ、供給先として認 められる者の合理的な要件や基準について検討し、結論を得次第、所要の 措置を講ずる。
- 定 環境省は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 1 条の 7 の 2 に定める熱分解設備の構造において、廃棄物の熱分解処理に伴って生じたガス(以下「排ガス」という。)を生活環境の保全上支障が生じないように処理する方法として、薬液洗浄や活性炭吸収等、燃焼を伴わない方法のみを認めている一方、熱分解によって食品残さ等を再資源化処理する施設であって、その処理に伴って排ガスを燃焼によって無害化させる場合には焼却に該当するため、廃棄物処理法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設として扱われるところ、排ガスのみを燃焼する場合と廃棄物そのものを燃焼する場合との生活環境への影響の違いの有無について検証を行い、その結果に応じて排ガスのみを燃焼する場合の取扱いについて検討する。

#### ム バイオ化学品製造に係る糖価調整制度

【a:令和7年度目途措置、b:aの措置後速やかに検討・結論】

#### <基本的考え方>

気候変動問題の深刻化、資源制約、自然資本の劣化や生物多様性の損失など地球規模の社会課題が顕在する中で、こうした社会課題の解決及び持続可能な経済成長の実現に寄与するものとして、化学製品の生産原料を化石燃料から糖類などのバイオマスに転換したバイオ化学品への期待が高まっている。こうした中、バイオテクノロジーによる生産の原料又は発酵プロセスの炭素源として用いられる糖類について、その安定的な調達が必要であるとの声があるが、我が国においては、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)に基づく糖価調整制度により、輸入された糖類からの調整金徴収等が行われているため、バイオ化学品の生産原料として新たに用いる糖類の確保が課題となっており、対応を検討する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

- a 農林水産省は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)に基づく糖価調整制度における、従来にはない新素材であるバイオ化学品の原料とする糖類(以下「バイオ化学品原料用糖類」という。)の扱いについて、事業者の具体的な課題及びニーズを調査する。
- b 農林水産省は、a の結果を踏まえ、バイオ化学品原料用糖類が食品等の 既存の用途には供されず、糖価調整制度における既存の調整金収入や甘味 資源作物生産者等に影響を生じさせないことを前提とした上で、糖価調整 制度におけるバイオ化学品原料用糖類の扱いについて見直しの要否を検 討し、結論を得る。

# 4 デ<u>ジタル・AI</u>

メ 政府が調達するクラウドサービスにおけるスタートアップ等の参入促進 (セキュリティ評価制度 (ISMAP) 等の見直し)

 $\mathbb{I}_{a \sim d, g}$ : 令和 7 年度措置、

e, f:措置済み】

#### <基本的考え方>

政府機関等がクラウドサービスを導入する際、政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを効率的に調達できるよう、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(以下「ISMAP」という。)があるが、クラウドサービス事業者(以下「事業者」という。)にとって、I

SMAP登録・更新申請に係る監査費用(以下「監査費用」という。)が高額であること等の理由により、ISMAPへの申請を断念し、又は、登録後に撤退する事業者が存在している。また、複数のクラウドサービスを組み合わせて構築するマルチクラウド構成については、ベンダーロックイン(ソフトウェアの機能改修等、情報システムを使い続けるために必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定のシステムベンダーを利用し続けなくてはならない状態をいう。)対策として期待がされるが、実質的に禁止されているとの誤認から、事業者が政府機関等に提案しにくいとの声がある。その結果、政府機関等のクラウドサービスの選択肢が広がらず、国民が享受する行政サービス等の質の低下につながるおそれがある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# く実施事項>

- a 内閣官房(内閣サイバーセキュリティセンター)、デジタル庁、総務省及び経済産業省は、政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録することにより、政府が調達するクラウドサービスにおけるセキュリティ水準の確保を図り、政府機関等におけるクラウドサービスの円滑な導入を目的とする、ISMAPについて、ISMAP監査機関リストに登録されている監査機関(以下「監査機関」という。)が実施する監査に係る項目が約1,200項目と多数に上ることによって、事業者による監査費用が高額となり、登録までの期間も長期化しているとの指摘を踏まえ、必要なサイバーセキュリティ水準の確保を前提に、スタートアップ等の事業者の監査負担を軽減し、参入促進等を図る観点から、政府機関等にとって特に必要な管理基準を明確化するとともに、国際標準化機構(ISO)/国際電気標準会議(IEC)27000シリーズ等、他の認証制度を取得している場合には、該当の認証制度を活用し、監査項目を削減するなど、監査負担を軽減する方向で、「ISMAP管理基準」(令和2年6月3日ISMAP運営委員会)等を改訂する。
- b 経済産業省は、内閣官房、デジタル庁及び総務省と連携し、クラウドサービスに対する監査を行う監査機関が少ない(令和6年11月末現在で5法人)結果、監査費用が高額となっているなどの指摘があることを踏まえ、スタートアップ等の事業者の負担軽減を図るため、監査機関への登録要件を検証し、監査法人の新規参入を促すとともに、登録に必要な監査機関の資格要件を見直し監査法人以外の法人も参入可能とする方向で、「ISMAP監査機関登録規則」(令和2年6月3日ISMAP運営委員会)を改

定する。あわせて、監査機関への新規参入が進むことで監査の品質が低下しないよう、監査を実施する際の標準的な手続を定めた「ISMAP標準 監査手続」(令和2年6月3日ISMAP運営委員会)の理解促進のための監査機関向けマニュアルを作成するなど、必要な措置を講ずる。

- c 内閣官房は、デジタル庁、総務省及び経済産業省と連携し、クラウドサービスの登録審査を行う I SMA P運営委員会について、その委員名が非公表であり、また、議事録が要旨のみの公表である結果、事業者が当該委員会の意思決定プロセスや審査における具体的な指摘事項を必ずしも明確に把握できず、新規申請時の効率的で適切な申請方法などのノウハウが蓄積されにくいとの指摘を踏まえ、事業者が円滑に I SMA Pを取得できるよう、次の措置を講ずる。
  - ・「ISMAP 運営委員会に関する基本方針」(令和2年5月25日内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター・デジタル庁・総務省・経済産業省)を改定し、ISMAP運営委員会の委員名及び議事録を内閣サイバーセキュリティセンターのウェブサイトにおいて公開する。なお、議事録の公開に当たっては、審査を受ける事業者に不利益が生じないよう、当該事業者のプライバシーに配慮する。
  - 事業者向けの既存の「ISMAP管理基準ガイドブック」(令和6年5月13日ISMAP運用支援機関ISMAP制度所管省庁)の改定やISMAPポータルの「FAQ」を充実させる。
- d 内閣官房は、デジタル庁、総務省及び経済産業省と連携し、ISMAP制度を所管する各省庁の役割が対外的に不明確であり、新規参入を検討する事業者から適切な相談先が分からないとの声を踏まえ、相談事項ごとに適正な相談先が分かり易くなるよう、各省庁の役割をISMAPポータルや総合窓口サイトなどのウェブサイトで公表する。
- e デジタル庁は、内閣官房、総務省及び経済産業省と連携し、ISMAPの枠組みのうち、低リスクの業務・情報の処理に用いるSaaS(Software as a Service)サービスを対象とする仕組みであるISMAP-LIU(以下「LIU」という。)が事業者に対し、LIUへの登録申請前に、新たにSaaSサービス導入を計画する政府機関等から業務・情報の影響度評価(SaaSサービス上で取り扱う業務や情報に対し、セキュリティ上の影響評価)結果の入手を求めていることについて、当該手続は、セキュリティリスクが低い情報を取り扱うサービスを対象とするLIUのみで求められるものであり、ISMAPより登録までの工程が多く、結果として、事業者にとって負担になっているとの指摘を踏まえ、スタートアップ等の事業者の負担軽減を図るため、政府機関等からの業務・情報の影響度評価

結果の登録申請時の入手を不要とする方向で、「ISMAP-LIUクラウドサービス登録規則」(令和4年11月1日ISMAP運営委員会)を改定する。あわせて、スタートアップ等の事業者からISMAPとLIUの双方がSaaSサービスを対象としており、LIUに登録するメリットが不明確であるとの指摘があることを踏まえ、SaaSサービスを提供する事業者がISMAPを取得する場合とLIUを取得する場合のメリットを明確にし、デジタル庁のウェブサイトに公開するとともに、スタートアップ等の事業者の参入が進むよう、LIUの対象業務を拡大する方向で、「ISMAP-LIUにおける業務・情報の影響度評価ガイダンス」(令和4年11月1日NISC・デジタル庁・総務省・経済産業省)を改定する。

- f 内閣官房、デジタル庁、総務省及び経済産業省は、ISMAP等の新規申請事業者が登録に当たって、計画的にISMAP等の申請を行えるよう、a~e を含め、ISMAP制度改善に向けた取組の工程表を速やかに作成する。なお、改善の状況を見ながら継続的に制度及びその運用の改善を行う。
- g デジタル庁は、I a a S (Infrastructure as a Service)、P a a S (Platform as a Service) などのクラウドサービスを組み合わせて構築したマルチクラウド構成は、ベンダーロックイン対策が期待できるとされているが、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」(令和4年12月28日デジタル社会推進会議幹事会)において、実質的に禁止されていると誤認しうる不明瞭な記載があるため、マルチクラウド構成が優位であっても提案を躊躇するとの声を踏まえ、事業者の意見、諸外国の状況及び最新技術の動向を参考にしつつ、I a a SやP a a Sなどにおいてマルチクラウド構成の使用が可能であることを同方針に明記する。

# モ AIの開発・提供・利用の促進に伴う法的リスク及び関係者の責任の在 り方等について

【令和7年度措置】

### <基本的考え方>

近年、豊富な情報を処理するAIによる、自然な会話、プログラム、精巧な動画等の出力が可能となるなど、AIは目覚ましい発展を遂げている。AIの活用により、今後、産業や国民生活の様々な分野において効率性・生産性を大きく向上させるほか、人手不足の解消や、新しい科学的発見、人間の創造性を補う役割などの効果が期待されており、国民生活の向上及び国民経

済の発展に大きく寄与する可能性がある。他方で、AIの利用が拡大するにつれ、そのサービスや製品に関わる関係者も多様化する中で、知的財産権の侵害、偽情報や誤情報の生成・発信等、AIがもたらす社会的リスクが高まっているとの指摘がある。

こうした中、生成AIの普及を始めとする近年の技術の急激な変化等に対応し、AIの利用に伴うリスクの低減を図るとともに、AIのイノベーション及び活用を促進していく観点から、「AI事業者ガイドライン(第1.1版)」(令和7年3月28日総務省・経済産業省。以下「ガイドライン」という。)が取りまとめられ、AIの事業活動を担う主体をAIの開発者、提供者、利用者に大別し、当該主体が取り組むべき事項(人間中心、安全性、透明性など)を整理した「共通の指針」が示されるとともに、AIに関与する主体ごとに求められる具体的な役割など、「共通の指針」を実践するために必要となるガバナンスの在り方が示されている。

ガイドラインは、AIに関係するリスクが顕在化するのを防ぐための措置である一方、実際にAIに起因する損害が発生するなどリスクが顕在化した場合における関係者間の民事上の法的責任については網羅的な整理が進んでいない。このため、ガイドラインの実効性を高めるとともに、AIに関与する事業者の責任処理の予見可能性を高めるためにも、AIに関する民事上の法的リスクや関係者の責任の在り方に関する考え方を示すことが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### く実施事項>

経済産業省は、関係省庁と連携し、AIの開発、提供及び利用の促進を図りつつ安全を確保するため、AIの誤作動による人身損害事案や、財産的権利が侵害された事案を想定し、AIの類型(①人による判断を支援するAI、②画像の生成を行うAI、③情報収集から目標達成までを自律的に実現するAI、④現実世界における直接的な動作を実現するためのAIなど)ごとの事例研究を通じて、以下の事項等について整理した上で、民法(明治29年法律第89号)の不法行為責任の規定を中心とした民事上の責任に関する考え方を示した文書を取りまとめ、ウェブサイトに公表するとともに、関係者・関係団体に対して周知する。

・A I が、学習した結果に基づいて自ら判断をするため、その判断過程を外部から明らかにすることが困難であるという性質(ブラックボックス性)を有することを踏まえた立証の在り方などの法的論点

- ・ガイドラインに即してAIの開発、提供又は利用を行った場合に、各関係者が負う法的な責任の評価
- ・AIに元来期待されている継続的なアップデートに欠陥があり、それに起因して損害が発生した場合の関係者間の責任の在り方

# ヤ 地方公共団体の調達関連手続のデジタル化

【a:令和7年検討開始、令和8年度措置、

b:令和7年度措置】

### <基本的考え方>

地方公共団体の調達関連手続(入札参加資格審査、入札の公告、入札、契約、完了届・検査及び請求・支払をいう。以下同じ。)については、令和6年6月の規制改革実施計画を踏まえ、調達関連手続の共通化、デジタル完結及びワンスオンリー化を実現するため、総務省において「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」の下で検討が進められ、令和7年3月に報告書(「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書」(令和7年3月)。以下「総務省検討会報告書」という。)が取りまとめられた。

総務省検討会報告書では、地方公共団体の調達関連手続のうち、共通化・ デジタル化による事務負担の軽減と利便性の向上といった効果が大きいと 考えられる物品・役務等について、共通の申請項目等や申請方法及び全国共 通システムの整備の方向性が示された。一方、多くの市区町村が、同一部署 で同一時期に、かつ、同一システムで物品・役務等と建設工事等の入札参加 資格審査申請を受け付けていることから、物品・役務等についてのみ共通化・ デジタル化した場合、物品・役務等と建設工事等の資格の一括申請の受付や 審査を行うことができなくなり、また、これらのシステムが並立することと なり、事務処理に支障を生じるおそれがあることから、調達関連手続につい て、物品・役務等と建設工事等とで個別に共通化・デジタル化を図ることは できず、一体的に検討し取組を進めていく必要があることとされた。また、 物品・役務等の入札参加資格審査における申請項目等や申請方法の共通化に ついては、全国共通システムの運用開始に合わせて導入するものとされたが、 その導入時期については、建設工事等に係る手続のデジタル化の方向性や物 品・役務等と一体的にシステムを整備するかどうか等が明らかでないこと、 また、これに伴い、地方公共団体において改修する必要のある個別システム やその数、規模等が明らかでないことから、現時点では具体に想定すること ができず、予断をもって示すことができないとされた。

かかる方針の下においては、地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化の実現に向けた見通しが立たないことに加え、今後、更なる検討を進める上で当該システムが利用されないリスク、開発費用が増加するリスクや保守が困難になるリスク等も想定されるため、関係システムの現状並びに今後の開発・改修の内容及びスケジュールを把握した上で、地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化の実現に向けた検討の方向性を明確化するとともに、実現に至るまでのスケジュールを示した上で、着実に取組を進めていく必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

# <実施事項>

- a 総務省は、デジタル庁と協力し、地方公共団体における入札参加資格審 査業務の共通化、デジタル完結及びワンスオンリー化を実現するため、総 務省検討会報告書を踏まえ、物品・役務等の入札参加資格審査業務のみな らず、建設工事等の入札参加資格審査業務も合わせた全国共通システムを 整備する方向で検討することとし、地方公共団体の建設工事等に係る入札 参加資格審査業務及びその業務を処理するために整備されている個別シ ステムの状況(現状並びに今後の開発・改修の内容及びスケジュールを含 む。) を把握するとともに、地方公共団体や事業者から意見を聴取した上 で、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン(2024年(令和6年)5 月31日デジタル社会推進会議幹事会)が定める要件定義、設計・開発とい った工程などを含め全国共通システムの導入までの工程表を作成する。な お、システム仕様の検討や設計に当たって、総務省は、①利用者の利便性 向上(特に複数の地方公共団体への入札参加資格の取得を希望する事業者 がシステムを円滑に利用できるようにすること)、②シンプルなシステム 設計(開発・保守費用も考慮し、各地方公共団体でのBPR(Business Process Reengineering:業務改革)を行うこと)、③業務・システムの標 準化(システムに関する統一された運用ルール・基準を整備すること)、 ④システムの機能・データの再利用(システム管理者側で管理すべきもの を除き、可能な限りデータを再利用することや、既存システムの拡張も検 討すること)に留意するものとする。
- b 総務省は、総務省検討会報告書において設定された申請項目等、申請種 別及び申請方法の共通化として設定されたもののうち、全国共通システ ムが導入されるまでの間、地方公共団体における入札参加資格業務の共 通化を後押しするため、地方公共団体における入札参加審査申請業務の 運用を見直すことで対応できるものなど、地方公共団体において新たな

システムの導入をせずとも共通化の対応が可能な取組について検討し、 結論を得次第、必要な措置を講ずる。

# Ⅳ. 防災・減災

# 1 地域活性化・人手不足対応

### ア 未登記建物の解消 (がれき撤去等の迅速化)

【令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

# <基本的考え方>

新築した建物又は区分建物以外の表題登記(不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)第 2 条第 20 号に規定する表題登記をいう。以下同じ。)がない建物の所有権を取得した場合、同法第 47 条により、その所有権の取得の日から一月以内での建物の表題登記(以下「建物表題登記」という。)が義務付けられているが、当該登記が行われていない未登記建物は全国で推計1,000 万件以上存在するとされている。

こうした中、大規模災害発生時に被災建物を解体し、又は撤去する等の必要が生じた際、建物表題登記が行われている建物の場合に比べ、未登記建物の場合には、所有者の探索に多大な時間を要する可能性があり、このことが迅速な復旧・復興対応の障壁となることが想定される。このため、将来的に発生が予見される大規模災害への対応力を強化する観点から、未登記建物の早期解消を促す必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

#### く実施事項>

法務省は、不動産登記法第 47 条によって建築時の建物表題登記が義務付けられているにもかかわらず当該登記が存在しない未登記建物について、登記されていれば、災害発生時の初動対応等に求められる家屋所有者等の確認等がより円滑に進むことを踏まえ、まずは、固定資産課税台帳の提供について地方公共団体の協力が得られる地域を対象として未登記建物の実態調査を行った上で、その結果に基づき、建物の職権表題登記(表題登記のうち同法第 28 条に基づき登記官が職権でするものをいう。)を行うことの困難性、モラルハザードの発生や未登記建物の存在による地域への社会的・経済的悪影響にも配慮しながら、事案に応じて必要な場合は、過料を賦課する手続を行いつつ、氏名・住所などを把握した範囲で登記簿上にその旨を明記するな

ど未登記建物の解消に資する方策について制度の見直しも含めて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。なお、災害時の復旧・復興対応により必要がある場合には、公費解体・撤去を迅速に実施できるよう、被災地の未登記建物の状況を実態調査結果と併せて速やかに当該地方公共団体に提供することとする。

# イ 迅速な復旧に向けた損壊家屋等の公費解体・撤去の促進

【a,b:(前段) 令和7年度措置、(後段) 令和8年度措置、 c:令和7年度検討開始、令和8年度結論・措置】

#### <基本的考え方>

災害発生時に被災した損壊家屋等の解体・撤去は、原則として、所有者の 責任によって行うこととなるが、災害による被害が甚大である場合、生活環 境保全上の支障の除去、二次災害防止及び被災者の迅速な生活再建を図るた めの措置として、家屋等の所有者からの申請に基づき市町村が所有者に代わ って損壊家屋等の解体・撤去(公費解体)を行うことができる。しかし、損 壊家屋等の解体は、私有財産の処分に当たるため、損壊家屋等が相続等によ って複数人によって共有されている場合には、申請に際して共有者全員の同 意が必要であることから、同意取得が困難な場合や、労力や時間を要する場 合が一定数存在すると考えられる。そのため、令和6年能登半島地震によっ て被災した損壊家屋等の公費解体・撤去に際しては、「令和6年能登半島地 震によって損壊した家屋等に係る公費解体・撤去に関する申請手続等の円滑 な実施について (周知) (令和6年5月28日環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室、法務省民事局参事官室・民事第二課事務連絡)が発出さ れ、建物性(不動産登記規則(平成 17 年法務省令第 18 号)第 111 条に規定 する建物である状態をいう。以下同じ。)についての考え方が示されるとと もに、法務局の登記官の職権等による滅失登記が行われた場合や、滅失登記 が行われていなくとも建物性が失われていると市町村が判断する場合にお いては、当該倒壊家屋等の所有権等を有していた全ての者の同意がなくとも、 市町村の判断により公費解体・撤去が可能とされた。

一方、地方公共団体からは、建物性の有無に関する判断基準が不明確であることや、担当職員が建物性の判断に関する専門的な知識を有さない場合もあること、また、大規模災害の発生時には被災市町村の対応能力を超えるリソースが必要となる可能性があることから、公費解体・撤去に際して市町村が建物性の判断を正確に行うことは困難であるとの指摘がある。また、建物の所有者が公費解体の申請をする際の書類が多岐にわたり、手続に時間がか

かるとの指摘があり、南海トラフ巨大地震の被害が大きいと想定される地方 公共団体等からは、「公費解体・撤去マニュアル(第5版)」(令和6年6月 改訂、環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室)の「公費解体の申請 書類の考え方」で示される申請書類の簡素化・標準化や、記載内容等の標準 化に関する要望もある。

今後発生が予想される大規模災害に備えるため、こうした課題に対応し、 迅速な公費解体・撤去を実現する仕組みを構築することが重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### く実施事項>

a 環境省は、被災市町村において建物性の判断について専門的な知見を有する登記官への依頼や土地家屋調査士への委託が可能であることや、当該委託に関する費用が災害等廃棄物処理事業費補助金の対象であることを認識していない市町村も見受けられることから、法務省と連携し、公費解体の実施主体である市町村の視点に立ち、より分かりやすく明確な表現内容となるよう、公費解体・撤去マニュアルを改訂する。その際、公費解体申請書類の審査に関する被災市町村から行政書士への委託に要する費用や、所有者不明建物管理制度(民法(明治29年法律第89号)第264条の8第1項に規定する、所有者不明建物を対象として裁判所選任の管理人による当該所有者不明建物の管理を求める制度をいう。)に関する事務手続等に関する被災市町村から司法書士への委託に要する費用も同補助金の対象である旨を明確化する。

また、環境省は、建物性の判断において、土地家屋調査士を積極的かつ効果的に活用可能とするために、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)を所管する法務省と連携し、被災市町村の要請を待たずに関係団体等の協力を得て被災状況に応じて土地家屋調査士を活用できる仕組みを構築する。その際、登記官による滅失登記との連携を想定した仕組みとする。その上で、環境省は、市町村が平時からこれらの仕組みに基づく対策を検討できるよう、これら仕組みの周知や技術的助言などを行う。

b 環境省は、法務省と連携し、専門的な知識を有さない市町村の職員でも 建物性の判断を行うことができる範囲が広がるよう、土地家屋調査士等か ら建物性の判断に関する知見や手法をヒアリングするとともに、円滑な建 物性の判断に資するべく、令和6年能登半島地震での判断事例を収集・公 表することで、判断基準に基づく運用をより明確化する。

また、環境省は、法務省と連携し、特に被害が広範かつ膨大になり、多くの建物性の判断が必要となることが想定される南海トラフ巨大地震等

に備え、より効率的な判断が可能となるよう、デジタル技術を始めとする 新たな技術・手法を整理するとともに、それらの積極活用によって建物性 の判断を効率化・迅速化するための方策について検討を行い、その結果を 取りまとめ、必要な措置を講ずる。

c 環境省は、今後の大規模災害において、適正、迅速かつ円滑な公費解体・撤去を推進する観点から、これまでの被災地方公共団体の対応状況についての調査等を行い、公費解体が自治事務であることに留意しつつ、公費解体・撤去の申請手続等の円滑化・効率化、被災者及び被災市町村の負担軽減につながるよう、申請書類の簡素化・標準化及び記載内容等の標準化を検討し、公費解体申請手続から解体工事完了までの標準的なフローや、申請書類等の標準様式及び標準添付書類を定め、地方公共団体に周知する。その際、申請書類の簡素化等については、必要最小限の本人確認方法及び書類で受付が可能となるよう検討を行い、結論を得次第、速やかに公費解体・撤去マニュアルに明記する。あわせて、市町村が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、独自の規律及び運用を設けることや、当該市町村が当該独自の規律等に係る申請書を含む必要書類について独自の記載事項等を使用することを妨げない旨を公費解体・撤去マニュアルに明記する。

#### ウ 膨大な所有者不明土地等の有効活用(農地集約、工場建設等)(再掲)

【a:措置済み、

b:令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、 c,e:令和7年度結論、結論を得次第速やかに措置、 d:令和7年度以降令和9年度まで継続的に措置】

#### <基本的考え方>

不動産登記簿上の所有者(以下「登記名義人」という。)の死亡や取引時の登記未了により、現所有者の氏名又は名称やそれらの所在が直ちに確認できない土地(以下「所有者不明土地」という。)が国土の約4分の1に上るとの調査も存在し、市街地の活用、農地の集約による農業の生産性向上、道路整備、医療・社会福祉施設や教育文化施設など各種の都市施設、工場等の建設・拡張、災害復興などのため、これら所有者不明土地を利用しようとしても、当該利用希望者は登記名義人の相続人など現所有者を住民票・戸籍等から探索する必要があり、多くの時間を要するため、土地の流動性を著しく下げており、地域産業活性化の支障となっている。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### く実施事項>

- a 法務省は、長期相続登記等未了土地解消事業(所有者不明土地の利用の 円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第44条に規定す るもの。以下「解消事業」という。) について、その要件である「起業者 その他の公共の利益となる事業」には、国・地方公共団体や独立行政法人・ 地方独立行政法人等が実施する事業以外であっても、法律上の根拠がある 事業、すなわち法律にその事業が直接に規定されていなくても、条例、補 助金交付要綱等を含む公的な根拠がある事業であり、公共性の高いものが 該当することから、民間事業者からの要望をより受け入れやすくするよう、 例えば、①国や地方公共団体の補助金・助成金等を受けて民間事業者が実 施する一定の事業(半導体その他の国又は地方公共団体等が支援を行う工 場の建設・拡張、市街地の活用、道路整備、都市施設等の建設・拡張等)、 ②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律 第49号)、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づいて法 人が実施する公益事業、③耕作放棄地を活用しようとする事業、農林水産 業のための事業又は地域の農地を集約し農業の生産性を向上させようと する事業等が、条例、補助金交付要綱等を含む公的な根拠があり、公共性 が認められる事業であれば、「起業者その他の公共の利益となる事業」に 該当し得ることを明確化し、周知する。あわせて、解消事業に選定される ための法務局に対する所有者探索の申出に当たっては、国又は地方公共団 体からの申出による方法のみではなく、①~③それぞれの実施主体から補 助金交付決定その他公益性を確認できる事実を証する資料提出等ととも に、直接申し出ることでも足りることとする。
- b 法務省は、解消事業の対象が所有権の登記名義人の死亡後 10 年以上経過している場合に限定されていることを踏まえ、国・地方公共団体や独立行政法人・地方独立行政法人等が実施する事業及び、a①~③に該当するものに関し、死亡後の経過年数が 10 年未満の土地であっても公共の利益となる事業の実施を円滑化する方策について、限られた予算・人員を効率的・効果的に活用する観点にも留意しつつ、制度の見直しも含めて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。
- c 法務省は、戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条の2第3項の士業者が顧客から依頼を受けて、職務として、不動産の所有者やその所在地の探索を行う場合において、必要な戸籍証明書等を当該地方公共団体に対して、当該地方公共団体窓口に赴くことなくオンラインでの請求を可能とすることにより、交付を迅速に受けることが可能となるため、他の行政手続

における対応も参考に不正請求の防止策を含めて新たなシステム構築の 支援等、具体的検討を行い、結論を得次第、市区町村及び士業者団体と連 携して、速やかに所要の措置を講ずる。

- d 法務省は、所有者不明土地を早期に解消する観点から、相続登記の義務 化や手続の簡素化・合理化等所管する制度の効果分析・評価を行う。また、 効果分析・評価の結果を踏まえ、必要に応じて、所管する制度の見直しを 行う。
- e 法務省は、現所有者の氏名又は名称やその所在が直ちに確認できない所有者不明建物について、建物は土地と異なり、一般的に取壊しや老朽化により滅失するものとされている一方で、構造によっては長寿命化しており、現に、国内の住宅総数に占める空き家数が上昇している、との指摘を踏まえ、解消事業やc,dの対象として、限られた予算・人員を効率的・効果的に活用する観点にも留意しつつ、耐用年数の長い建物や長期間空き家状態が続いている建物で、優先度の高い所有者不明建物についても適用することを検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

# 2 健康・医療・介護

エ 地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化(再掲)

【a: 令和6年度検討開始、法令上の措置施行までに結論、 結論を得次第速やかに措置、

b: 令和6年度検討開始、aの法令上の措置施行までに結論、 結論を得次第速やかに措置、

c: 令和7年度検討・結論・措置、

d: 令和7年度開始、令和9年度まで継続的に措置】

# く実施事項>

我が国におけるオンライン診療は、医師、患者双方にとって、対面診療 (外来診療、入院診療及び在宅診療)とは異なる新たな診療形態の選択肢 として、医事法制の解釈運用により、機動的かつ柔軟にその実施が図られ てきた。他方、例えば、人口減少、高齢化、医師不足等を背景に医療提供 体制の維持に苦慮している地域や、働く人々の受診可能な時間と医療機関 の開院時間のミスマッチが生じている地域、災害の発生した地域等、多種 多様な現場がある中においては、現行の医事法制の解釈運用では限界があ ることなどを踏まえ、医事法制にオンライン診療を位置付け、その運用基 準等を明確化することなどが必要である。その際、オンライン診療が現場 の医師、患者双方の合意の下で医療の安全性を確保しつつ実施されること を前提として、現行の解釈運用に至った経緯や現場の運用実態を十分踏ま えつつ、実際に現場のオンライン診療の取組が普及及び円滑化し、患者に 恩恵がもたらされるよう、課題解決を図ることが重要である。

上記を踏まえ、地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化のため、患者・利用者本位の立場から、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、例えば、オンライン診療専用車両等(オンライン診療専用ブースを含む。以下同じ。)の活用において、現行の医事法制の解釈運用では、診療の回数・場所の制限や事前届出等の手続負担があるなどの指摘を踏まえ、オンライン診療専用車両等の活用を円滑化し、適切な活用の推進を図るため、以下の事項を含め、医事法制上の位置付けの明確化並びに解釈運用の更なる明確化及び見直しについて検討し、所要の措置を講ずる。
  - ・「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(平成30年3月(令和5年3月一部改訂)、厚生労働省。以下「オンライン診療指針」という。)等、現行の解釈運用のうちオンライン診療の更なる普及のために必要なものを制度化すること。具体的には、医療法(昭和23年法律第205号)にオンライン診療の総体的な規定(オンライン診療の定義、オンライン診療を行う医療機関の届出義務、オンライン診療の適切な実施に関する基準(以下「オンライン診療基準」という。)、医療機関の管理者が講ずべき措置に関する実施基準、オンライン診療受診施設の定義、オンライン診療受診施設の設置者の届出義務、オンライン診療を行う医療機関の管理者のオンライン診療受診施設の設置者に対するオンライン診療基準への適合性の確認等に関する規定)を設けること。
  - ・現行のオンライン診療指針におけるオンライン診療の提供及び提供体制に関する事項については、既存法制との整合性を図りつつ、同内容を医療法令に規定するとともに、オンライン診療指針の在り方について整理し、明確化等を行うこと。その際、①現行のオンライン診療指針上、患者が看護師等といる場合のオンライン診療(以下「D to P with N」という。)において診療の補助行為を行うことは可能とされていること、②オンライン診療専用車両を活用する際に D to P with Nの形でも行われること、③特に離島や山間地などの医療アクセスが限られた地域等の患者に必要な医療を提供する観点から、オンライン診療受診施設において、看護師等による診療の補助行為を可能とするべきとの指摘があること等を踏まえ、オンライン診療受診施設における看護師等による診療の補助行為の実施可否の検討(実施可能な診療の補助行為の内容につい

ての検討を含む。)を行うこと。また、急変時の体制確保において事前 に関係医療機関との合意を行うことについては、少なくとも現行のオン ライン診療指針と同様に、離島など、急変時の対応を速やかに行うこと が困難となると想定される場合とすること。

- ・オンライン診療受診施設について、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」(昭和32年厚生省令第15号)及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」(昭和32年厚生省令第16号)との関係について整理し、明確にすること。
- ・オンライン診療受診施設の届出事項について、例えば、診療する医師名、 診療時間などの過度な届出事項はオンライン診療専用車両等の機動的 な活用の制約となるとの指摘があることを踏まえ、連携する医療機関名 などの必要最低限のものとすること。
- ・オンライン診療受診施設の届出様式及び必要書類について、不適切なローカルルールを防止し、事務手続の負担軽減を図る観点から、合理的な標準様式及び必要書類(以下「標準様式等」という。)を作成し、全国一律で当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の措置を講ずること。
- ・オンライン診療受診施設においては、オンライン診療の実施の責任はオンライン診療を行う医療機関の医師が負うものであり、オンライン診療 受診施設の設置者は、いわばオンライン診療を受診する場所を提供する 又は管理する立場に過ぎないことから、医療機関又は医療従事者である こと等の要件を設定しないこと。
- ・オンライン診療受診施設の設置者については、当該施設に常駐する必要はなく、遠隔での運営・管理を可能とする必要があり、当該業務に専任する必要はなく、複数の当該施設等の運営・管理業務等の兼務を可能とする必要があるなどの指摘があることを踏まえ、当該施設の性質に鑑み、当該施設における常駐の要否、遠隔での運営・管理の可否、当該業務の専任の要否、兼務の可否等について明確にすること。
- ・オンライン診療受診施設の構造基準等について、現行のオンライン診療 指針も踏まえ、プライバシー保護、衛生管理、情報セキュリティを含む 良好な通信環境の確保等の必要最低限の要件とすること。
- ・オンライン診療受診施設の設置者に対する設置届出先の都道府県等からの指導監督の具体的な基準及び内容について、患者の安全確保やオンライン診療及びオンライン診療受診の円滑化といった趣旨を踏まえ、明確にすること。
- ・オンライン診療受診施設に対する広告規制について、オンライン診療受

診施設の設置者の広告は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害されるおそれが少ない場合に可能とすること。具体的には、オンライン診療受診施設である旨、当該オンライン診療受診施設の名称、当該オンライン診療受診施設の所在の場所に関する事項、当該オンライン診療受診施設でオンライン診療を患者が受けることが可能な日時に関する事項及び当該オンライン診療受診施設で提供される医療の内容(当該オンライン診療受診施設においてオンライン診療を行う医療機関が当該広告に関し必要な情報を提供し確認する場合に限る。)に関する取扱いについて検討し、明確にすること。

- b 厚生労働省は、オンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能とする旨の医療法の運用(令和6年1月16日厚生労働省医政局総務課長通知)における診療所の開設基準及び医療法(その政省令、通知、事務連絡等を含む。)における「居宅等」の解釈について不明確な場合があるとの指摘があることを踏まえ、オンライン診療専用車両等の活用を円滑にするため、以下の事項を含め、解釈運用の更なる明確化及び見直しについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。
  - ・オンライン診療のための医師非常駐の診療所の開設基準について、面積 基準は不要であることを明らかにした上で、その開設の届出様式及び必 要書類について、不適切なローカルルールを防止し、事務手続の負担軽 減を図る観点から、合理的な標準様式等を示すこと。
- c 厚生労働省は、オンライン診療に係る診療報酬上の評価について、以下 の指摘があることを踏まえ、明確化や見直しの要否を検討し、必要に応じ て所要の措置を講ずる。
  - ・現行のオンライン診療指針上、D to P with N において医師の指示による点滴、注射、血液検査、尿検査等の診療の補助行為を看護師等が行うことは可能とされているが、当該補助行為に係る診療報酬の算定方法に不明確な部分がある。
  - ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料については、関連学会の指針において オンライン診療での疾病管理の有効性・安全性を担保するために、診断、 症状の改善及びCPAP (持続的気道陽圧)の使用状況の確認ができる までは対面診療を実施することとされていることを踏まえ、オンライン 診療を行う場合であっても、対面診療を併せて実施することを前提とし た算定要件となっており、外来栄養食事指導料については対面とオンラインを組み合わせた指導計画策定が算定要件とされている。一方でこれ らの算定要件は、オンライン診療の特性を十分に活かした活用が進まな い一因となっている。

d 厚生労働省は、オンライン診療は、巡回診療やオンライン診療のための 医師非常駐の診療所などの現行法の解釈運用に加え、オンライン診療受診 施設としての運用も可能となり、地域における多種多様なニーズに応える 選択肢が増える一方、いずれの運用が適しているのかが必ずしも明確では ないことから、全国で実施されている事例を収集分析した上で、各制度運 用に適した活用を具体的に示すことが必要との指摘があることを踏まえ、 各制度運用の活用実態を継続的に情報収集し、具体的な事例を公表するな ど、オンライン診療に関する情報発信・環境整備を行う。その際、診療所、 自宅、職場、介護事業所、学校、オンライン診療専用車両、公民館、郵便 局、交通施設(駅構内を含む。)等、具体的な場所の類型ごとの適した活 用を具体的に示すこととする。

### オ 救急救命処置の範囲の拡大(再掲)

【a:(前段)令和7年度検討開始、令和8年度結論、

結論を得次第速やかに措置、 (後段) 令和7年度から前段の措置まで継続的に措置、

b:(前段) 令和7年度檢討開始、令和8年度結論、

(中段) 前段の結論を得次第速やかに検討開始、結論を得次第速やかに措置、 (後段) 令和7年度から中段の措置まで継続的に措置、

c:(前段)令和8年度検討開始、令和9年度結論、

結論を得次第速やかに措置、

(中段) 前段の結論までに措置、

(後段) 令和8年度から前段の措置まで継続的に措置、

d:令和7年度から、

aの前段、bの中段及びcの前段の措置まで継続的に検討・措置】

#### く実施事項>

高齢者人口の増加も背景に、救急出動件数、搬送人員及び病院収容所要時間(入電から医師引継ぎまでに要した時間をいう。)が増加基調(例えば、令和5年中の救急出動件数は約764万件と過去最多を記録。)にあるなど、都市部・地方部を問わず救急医療体制がひつ迫する中、救急医療の質の向上を図る観点からは、傷病者に最初に接する機会が多いと考えられる医療従事者である救急救命士(救急救命士法(平成3年法律第36号)第2条第2項の規定に基づく「厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者」をいう。)が行うことができる救急救命処置について、現行の範囲にとどまらず、その範囲

の不断の見直しを検討することが必要である。このため、以下の措置を講ずる。

a 厚生労働省は、救急救命処置の追加等の提案・要望の窓口に対する評価を行うことを目的として平成27年度から令和2年度までに厚生労働省委託事業の下で開催された救急救命処置検討委員会(以下「検討委員会」という。)において、救急医療に関わる団体等からの要望・提案のうち、検討委員会が安全性、必要性、難易度、必要な教育体制等の視点から評価を行った結果として厚生労働科学研究班等による研究又は厚生労働省の検討会等による検討が必要と判断された5処置(①心肺停止に対するアドレナリン投与等の包括指示化、②アナフィラキシーに対するアドレナリン投与等の包括指示化、②アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内投与、③気管切開チューブの事故抜去時のチューブの再挿入、④急性冠症候群等に対する心電計の使用による12誘導心電図の測定と伝送、⑤心肺停止を対象にした自動式人工呼吸器による人工呼吸)について、その後厚生労働省の検討会等による具体的検討が行われているものは②のみであることから、これまでの検討等を踏まえつつ、処置ごとに検討期限を設けた上で速やかに検討を行い、結論を得た上で、速やかに必要な法令上の措置を講ずる。

また、消防庁は、上記検討について、厚生労働省の求めに応じ、必要な協力・助言を行う。

b 厚生労働省は、検討委員会の評価が「未了」(「提案内容について精査中であり、検討委員会としての判断に至っていない。」との評価。)とされている処置(①外傷による出血性ショックに対するトラキサネム酸の静脈内投与(生理食塩水の投与も含む。)、②医師等により乳酸リンゲル液以外で確保された静脈路からのアドレナリン投与、③チューブ誘導機能を有さないビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保の実施、④幸帽児に対する卵膜の用手的な破膜、⑤低血糖発作症例に対するグルカゴン粉末製剤の点鼻投与、⑥院外心停止に対する薬剤投与のための骨髄穿刺システムを用いた骨髄輸液路確保)について、処置ごとに検討期限を設けた上で新たな救急救命処置の候補とすることについての評価の検討を行い、結論を得る。

その上で、当該結論を踏まえ、新たな救急救命処置の候補とする処置については、処置ごとに検討期限を設けた上で速やかに検討を行い、結論を得た上で、速やかに必要な法令上の措置を講ずる。

また、消防庁は、上記検討について、厚生労働省の求めに応じ、必要な協力・助言を行う。

c 厚生労働省は、a及び bにおいて検討が要請されているもの以外の処置

について、救急医療現場では、例えば、細胞外液等の電解質輸液を用いた静脈路確保及び輸液、急性冠症候群に対するニトログリセリンスプレー・アスピリンの投与、心不全による低酸素血に対するCPAPマスクを用いた非侵襲的人工呼吸等、新たなニーズがあるとの指摘を踏まえ、救急医療に関わる団体等からの要望・提案を募集した上で、新たな処置を救急救命処置の範囲に追加することの可否を検討・判断する。

要望・提案の募集に際しては、検討委員会の評価が「差し戻し」(「必要な情報やそれを裏付ける資料が十分に示されていないその他の理由により、提案内容の評価を行うことができない。」との評価。)とされた処置が多数存在していたことを踏まえ、同様の事態を防止するため、例えば、要望・提案の提出段階で検討に十分な内容が提出可能となるよう、提案書の具体的な入力例を示すことや、審査過程で情報の不足があることが判明した場合には、要望・提案者からの追加説明を求めることなどにより、提案書の再提出を要さずに要望・提案者からの更なる情報提供の対応を可能とすること等を行う。

また、消防庁は、上記検討について、厚生労働省の求めに応じ、必要な協力・助言を行う。

d 厚生労働省は、a~cの検討において、先行的実証が必要と判断する場合には、例えば、救急出動件数や搬送人員が多い地域や、へき地であるといった地理的事情から救急搬送時間が日常的に長時間化している地域など特に当該処置を救急搬送段階で実施すべき必要があり、かつ、実証に必要な体制が確保できていると考えられる地域を優先的に選定するなど、実証の実施に適切な地域を選定した上で、実証を行う。また、消防庁は、上記実証地域の選定や先行的実証において、厚生労働省の求めに応じ、必要な協力・助言を行う。

# 3 スタートアップ・イノベーション促進

カ 災害時等におけるキッチンカーによる迅速なサービスの提供

【a:措置済み、

b:令和7年度措置】

### <基本的考え方>

食品衛生法(昭和22年法律第233号)上の許可(飲食店営業)を保有し、いわゆるキッチンカーを活用して営業を行う者(以下「キッチンカー事業者」という。)がその高い機動力を活かし、災害時の避難所においてボランティ

ア等として食事を提供することは、地域間の偏在なく、被災者に迅速に適温食を提供する上で有効な手段の一つである。一方で、食品を調理し、客に提供し、又は飲食させる営業については、食品衛生法により、都道府県等(都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。)ごとに許可を受ける必要があり、また、個々の行為が食品衛生法第4条第7項に規定する営業に該当するか否かについては、規模、形態、反復継続性等に鑑み、許可の権限を有する都道府県知事等が総合的に判断していることから、キッチンカー事業者が食品衛生法上の許可を受けている都道府県等の区域外にある避難所においてボランティア等として食事を提供する場合に食品衛生法上の許可が必要か否かについて、都道府県等において判断を迷うケースがある、キッチンカー事業者等にとって分かりづらいとの指摘がある。

こうした課題に対し、内閣府及び厚生労働省は、「災害時の避難所における炊き出しに関する取扱いについて」(令和6年11月1日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)付及び厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)において、炊き出しのボランティア等として事業者が被災者に食事を提供する行為は、キッチンカーによるものを含め、一般には営業とは判断されないと考えられる旨を周知している。一方、キッチンカー事業者等が被災自治体以外の行政機関又は民間団体から委託を受けて炊き出しを行う場合は営業行為に該当するか等については明確な整理がなされておらず、キッチンカー事業者等にとって分かりづらいとの指摘がある。災害時における食事の提供体制の強化を図る観点から、キッチンカー事業者や都道府県等に迷いが生じることなく機動的に対応することが可能となるよう、営業行為に該当するかどうかの考え方を明確化することが重要である。

加えて、災害時にかかわらず、キッチンカーについては、複数の都道府県等の区域を越えて営業を行う際、原則、それぞれの管轄区域ごとに営業許可を取得することが必要であるなど、広域で営業を行う場合に事業者に負担が生じていること等を踏まえれば、平時からキッチンカー事業者が広域で営業を行い得る環境整備を行うことは重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### く実施事項>

a 厚生労働省は、災害時にいわゆるキッチンカーによる食事の提供が迅速 に行われるよう、都道府県等の対応の実態を把握した上で、キッチンカー 事業者等が被災自治体以外の行政機関又は民間団体から委託を受けて炊 き出しを行う行為について、被災自治体が、避難所における食事の提供体 制に鑑み、被災者へ食事を提供する社会的必要性が高く、かつ、その食事の提供が利益を得ることを目的としていないと考える場合には、一般には営業行為に当たらず都道府県知事等の許可を必要としないことを明確化する。

- b 災害時にかかわらず、キッチンカーについては、複数の都道府県等の区域を越えて営業を行う際、原則、それぞれの管轄区域ごとに営業許可を取得することが必要となっており、事業者の負担が生じていることを踏まえ、厚生労働省は、複数の都道府県間等の区域を越えた広域での営業を行い得る環境整備に向けて、次の①及び②の措置を講ずる。
  - ①異なる都道府県等の調整により、キッチンカー事業者が単一の営業許可によって都道府県等の区域を越える営業が可能となる「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」(令和元年 12 月 27 日厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。以下「令和元年通知」という。)に基づく仕組みを実効性のあるものとするため、複数の都道府県間等の区域を越えて営業を行うことを可能としている都道府県等の事例について、都道府県等の間で調整すべき内容(例えば、監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分の取扱い及び情報共有事項等)を具体的に記載した上で周知し、横展開を図る。
  - ②都道府県等による上記①の取組を後押しする観点から、令和元年通知を経ても残存するキッチンカーの施設基準に関する地域的差異が見直されるよう、都道府県等が公衆衛生の観点で定める施設基準等について、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第19及び第20(第66条の7関係)で定める施設基準から乖離している場合、具体例を提示し、都道府県等がその必要性及び合理性を十分検討し、所要の見直しを行えるよう周知する。

### キ 無人航空機 (ドローン) の更なる活用・普及に向けた環境整備 (再掲)

【a:措置済み、

b: 令和7年度以降継続的に措置】

#### <基本的考え方>

無人航空機(以下「ドローン」という。)については、令和5年12月にレベル3.5飛行(無人地帯における目視外飛行について、操縦ライセンスを保有する者(第三者賠償責任保険加入者に限る。)がデジタル技術(機上カメラ)を活用することにより、補助者や看板の配置等の立入管理措置なく、移

動車両上空を含む道路、鉄道等の上空の横断を可能とする制度)が新設され、令和6年度末時点で国土交通省による許可・承認実績は196件であり、今後とも平時のみならず災害時も含め活用拡大が期待されている。一方で、運航の効率化や事業採算性の向上に資する一人の操縦者による複数のドローンの同時運航(以下「多数機同時運航」という。)に求められる安全要件等は特段定められておらず、現状、多数機同時運航は各事業者が独自に安全対策を講じた上で実証的に実施している状況に過ぎない。ドローンの社会実装をより一層促進するためには、AI等の技術開発等の動向を踏まえつつ、多数機同時運航に関するルールを制定・更新することが必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### く実施事項>

- a 国土交通省は、ドローンによる物資輸送(災害時を含む。)を効率化し、 社会実装を加速する観点から、昨今のAIその他の技術進歩を踏まえ、ドローンの多数機同時運航を航空法(昭和27年法律第231号)の体系下で 実現するための具体的な要件(飛行可能な機体数、機体の機能及び性能、 運航事業者に求められる体制、操縦者に求められる技能等)について、安 全運航の確保と幅広い事業者の参入による社会実装の推進とのバランス に考慮しつつ、新技術の導入状況を加味した検討を行い、所要のガイドライン等を策定する。
- b 国土交通省は、①高度な自動操縦やシステムでの常時監視を前提とした本格的な多数機同時運航のルール(a で掲げる事項の更新のほか、事故時の責任制度、運航時におけるAIによる人・障害物等の自動検知の推進を含む。)の整備、②小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会で示された「空の産業革命に向けたロードマップ」に規定される多種の機体が混在する飛行場所の空域を指定し飛行前から飛行後まで一貫した交通管理を行うUTMステップ3の早期導入、について、今後のドローンの社会実装や技術開発等の状況も踏まえつつ、関係者とスケジュールを検討し、当該内容に沿って所要の措置を講ずる。

### ク 水道スマートメーターの導入促進(再掲)

【a: 令和7年度技術的検証に着手、令和9年度末までに順次結論、 結論を得次第速やかに措置、

b: 令和8年度末までに結論、結論を得次第速やかに措置、

c: 令和7年度検討・結論・措置】

### <基本的考え方>

通信機能を備えた水道メーターである水道スマートメーターは、検針値や 栓の開閉等のデータの遠隔送信と利活用により、地方における検針員等の検 針及び料金徴収に係る負担の緩和や人員の確保、迅速かつ正確な漏水管理、 災害時の被災者の状況把握を含めた住民の見守りなどにおいて効果が期待 できる一方で、通信機能の搭載に加え、多くが従来型の羽根車式に比べ高額 の電磁式メーターや超音波式メーターであることなどにより、費用は通信機 能のない従来型の羽根車式メーターの3倍程度との試算もあるなど導入時 の費、用が高額であるとの指摘がある。このため、水道スマートメーターの 導入促進のためには費用対効果を改善することが重要であるが、計量法施行 令(平成5年政令第329号)により、水道メーターの検定有効期間はメーターの構造にかかわらず一律に8年と定められていることが、初期費用が高額 な水道スマートメーターの導入促進を阻害しているとの指摘がある。また、 水道スマートメーターにより捕捉したデータの利活用について、個人情報の 取扱いや他分野の情報との連携等についての明確なルールが整備されてお らず、今後の社会実装に当たっての課題となっているとの指摘がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

### く実施事項>

- a 経済産業省は、計量法施行令により一律に8年と定められている水道メーターの検定有効期間について、近年は従来の羽根車式に加えて電磁式や超音波式も流通し、軽量化や計量精度向上などの技術改良も進んでいることを踏まえ、水道メーターの構造(羽根車式、電磁式、超音波式)それぞれの特性に応じて検定有効期間の見直しに必要な技術的検証を行い、審議会での結論を得次第、当該結論に応じて速やかに必要な措置を講ずる。なお、技術的検証においては、海外で認められたデータやストレステスト等の手法を用いることも検討する。
- b 経済産業省は、計量法(平成4年法律第51号)により全数検査が義務付けられている特定計量器(同法第2条第4項に定めるものをいう。)に係る検定及び再検定について、海外の事例も調査した上で、サンプリング検査の導入について検討し、審議会での結論を得次第、当該結論に応じて速やかに必要な措置を講ずる。
- c 国土交通省は、今後、デジタル行財政改革会議において検討されるデータ利活用制度の在り方についての基本的な方針を踏まえつつ、水道スマートメーターにより取得した水道データについて、その利用目的や効果、データの仕様(取得方法、項目、更新頻度等)、データの目的外利用に係る

同意取得や個人情報の取扱い、他分野におけるデータとの連携等について、 水道スマートメーターの導入を実証的に実施している水道事業者や関係 団体に調査し、データ利活用に関する専門家も含めた有識者会議において 検討し、結論を得た上で、水道事業者や第三者がデータの利活用を簡素か つ容易に行えるよう、データの取扱いに係るガイドラインや事例集の作成 を含め必要な措置を講ずる。その際、水道スマートメーターを新たに導入 する者にとって参考となるデータ仕様を提示し、異なる水道事業者により 収集されたデータの集約・連結を容易化することにも留意する。

# (参考資料1)規制改革推進会議 委員名簿(令和7年4月1日時点)

<敬称略>

議長	冨田	哲郎	東日本旅客鉄道株式会社 相談役
議長 代理	冨山	和彦	株式会社 IGPI グループ 会長
議長 代理	林	いづみ	桜坂法律事務所 弁護士(創立パートナー)
	芦澤	美智子	慶應義塾大学大学院経営管理研究科 准教授
	落合	孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所 所長・シニアパートナー 弁護士
	川邊	健太郎	LINEヤフー株式会社 代表取締役会長
	佐藤	主光	一橋大学経済学研究科 教授
	杉本	純子	日本大学法学部 教授
	中室	牧子	慶應義塾大学 総合政策学部教授
	堀	天子	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士
	間下	直晃	株式会社ブイキューブ 代表取締役社長兼グループ CEO
	御手洗	瑞子	公益社団法人経済同友会 規制改革委員会委員長 株式会社気仙沼ニッティング 代表取締役社長

### (参考資料2)規制改革推進会議 専門委員名簿(令和7年5月12日時点)

<敬称略>

# ■ 地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ

青山 浩子 新潟食料農業大学 教授

秋元 里奈 | 食べチョク 代表

有路 昌彦 | 近畿大学世界経済研究所 水産・食料戦略分野 教授

井上 岳一 株式会社日本総合研究所創発戦略センター チーフスペシャリスト

國峯 孝祐 國峯法律事務所 弁護士

小針 美和 株式会社農林中金総合研究所 主任研究員

永岡 里菜 |株式会社おてつたび代表取締役CEO

原 忠之 セントラルフロリダ大学ローゼンホスピタリテイ経営学部 テニュア付准 教授

### ■ 健康・医療・介護ワーキング・グループ

伊藤由希子 | 慶應義塾大学商学部 教授

印南 一路 一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構 副所

長

大石佳能子 |株式会社メディヴァ 代表取締役社長

紀伊 信之 |株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 プリンシパ

ル

桜井なおみ 一般社団法人全国がん患者団体連合会 理事

佐々木 淳 | 医療法人社団悠翔会 理事長

高山 義浩 沖縄県立中部病院感染症内科・地域ケア科 副部長

時田佳代子 | 社会福祉法人小田原福祉会 理事長

#### ■ 働き方・人への投資ワーキング・グループ

安中 繁 ドリームサポート社会保険労務士法人 代表社員

宇佐川邦子 |株式会社インディードリクルートパートナーズ リサーチセンター 上席主任研

究員

工藤 勇一 |学校法人堀井学園横浜創英中学・高等学校 元校長

菅原 晶子 │公益社団法人経済同友会 常務理事

鈴木 俊晴 早稲田大学社会科学総合学術院 教授

水町勇一郎 早稲田大学法学学術院 教授

山田 久 法政大学経営大学院 教授

# ■ スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ

岩崎 薫里 |株式会社日本総合研究所調査部 上席主任研究員

梅田 靖 |東京大学大学院工学系研究科 人工物工学研究センター 教授

大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科 教授、副学長

川本 明 | 慶應義塾大学経済学部 特任教授

瀧 俊雄 株式会社マネーフォワード 執行役員グループ CoPA Fintech 研究所長

原田 文代 日本政策投資銀行 常務執行役員

藤本あゆみ 一一般社団法人スタートアップエコシステム協会 代表理事

A. T. カーニー株式会社 アソシエイテッドスペシャリストアドバイザー

増島 雅和 |森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士

宮下 和昌 IGPI 弁護士法人 代表弁護士

株式会社経営共創基盤 ジェネラル・カウンセル

森澤 充世 |環境学博士、ESG投資・環境専門家

### ■ デジタル・AIワーキング・グループ

片桐 直人 大阪大学大学院高等司法研究科 教授

住田 智子 フューチャー株式会社 執行役員

田中 良弘 一橋大学大学院法学研究科 教授

戸田 文雄 株式会社国際社会経済研究所 研究主幹

村上 将一 | 株式会社松尾研究所 取締役

村上 文洋 | DXアドバイザー (元・三菱総合研究所 主席研究員)

(参考資料3) ワーキング・グループ(WG)の構成員(令和7年1月31日時点)

WG名	構り	<b></b>
■地域活性化・	林 いづみ 座長	青 山 浩 子 専門委員
人手不足対応WG	芦 澤 美智子  委員	井 上 岳 一 専門委員
	川 邊 健太郎 委員	小 針 美 和 専門委員
	佐藤主光 委員	秋 元 里 奈 専門委員〇
	富山和彦委員	有路昌彦 専門委員〇
	御手洗 瑞 子 委員	國 峯 孝 祐 専門委員〇
		永 岡 里 菜 専門委員〇
		原 忠之 専門委員〇
■健康・医療・介護	佐藤主光 座長	印 南 一 路 専門委員
WG	杉 本 純 子 委員	大 石 佳能子 専門委員
	間 下 直 晃 委員	佐々木  淳  専門委員
		伊 藤 由希子 専門委員〇
		紀 伊 信 之 専門委員〇
		桜 井 なおみ 専門委員〇
		高 山 義 浩 専門委員〇
		時 田 佳代子 専門委員〇
■働き方・	間 下 直 晃 座長	宇佐川 邦 子 専門委員
人への投資WG	富山和彦委員	工 藤 勇 一 専門委員
	中室牧子委員	菅 原 晶 子 専門委員
	堀 天子 委員	鈴 木 俊 晴 専門委員
		水 町 勇一郎 専門委員
		安 中 繁 専門委員〇
		山 田 久 専門委員〇
■スタートアップ・	落合孝文 座長	大橋 弘 専門委員
イノベーション促進	芦 澤 美智子 委員	瀧 俊 雄 専門委員
WG	堀 天子 委員	岩崎薫里専門委員〇
	御手洗 瑞 子 委員	梅 田 靖 専門委員〇
		川 本 明 専門委員〇
		原 田 文 代 専門委員〇
		藤本あゆみ専門委員〇
		増 島 雅 和 専門委員〇
		宮 下 和 昌 専門委員〇
		森澤充世専門委員〇
<b>■</b> GX・	落合孝文 座長	梅田靖専門委員〇
サステナビリ	芦 澤 美智子  委員	川 本 明 専門委員〇
ティサブWG		原 田 文 代 専門委員〇
		森 澤 充 世  専門委員〇

■デジタル・AI	中	室	牧	子	座長	住	田	智	子	専門委員
WG	落	合	孝	文	委員	田	中	良	弘	専門委員
	Ш	邊	健プ	太郎	委員	戸	田	文	雄	専門委員
	杉	本	純	子	委員	村	上	文	洋	専門委員
	林		いっ	ゔみ	委員	片	桐	直	人	専門委員〇
						村	上	将	_	専門委員○

(注)氏名の右に「○」を記載の専門委員は、特定の議題に参画するテーマ別 構成員を指す。

# (参考資料4) 規制改革推進会議及びワーキング・グループの審議経過

令和7年5月28日現在

### (令和6年9月~)

# ■規制改革推進会議

第20回	R6. 9. 2	・これまでの規制・制度改革の成果と改革の更なる発展・深化に
		ついて
第21回	R6. 11. 12	・今後の規制・制度改革の検討課題について
第22回	R6. 12. 25	・規制改革推進に関する中間答申(案)について
		・規制改革推進会議の進め方について

# ■公共ワーキング・グループ

第1回	R6. 10. 9	・コンビニ等での公金取扱いオペレーションに関するルールの改
		善について
		・その他
第2回	R6. 11. 20	・法定後見制度の課題と対策
第3回	R6. 12. 5	・自動車保有関係手続のDX
第4回	R6. 12. 9	・ISMAP制度の手続の緩和等

# ■スタートアップ・DX・GXワーキング・グループ

第1回	R6. 11. 11	・水素社会の実現に向けた規制改革①:圧縮水素ガス容器、水素
		を燃料とする船舶
第2回	R6. 11. 18	・無人航空機(ドローン)の更なる普及に向けた環境整備
		・規制改革ホットライン処理方針
第3回	R6. 11. 28	・賃金デジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の
		拡大

第4回	R6. 12. 4	・バーチャルオンリー株主総会の活用に向けた環境整備
		・バーチャルオンリー社債権者集会の実現
		・令和6年度規制改革実施計画フォローアップ
第5回	R6. 12. 19	・水素社会の実現に向けた規制改革②:可搬式発電機

# ■働き方・人への投資ワーキング・グループ

第1回	R6. 9.25	・時間単位の年次有給休暇制度の見直しについて
第2回	R6. 11. 21	・高卒就職システムの在り方について

# ■健康・医療・介護ワーキング・グループ

第1回	R6. 9.30	・一般用医薬品の販売区分及び販売方法について
		・規制改革ホットライン処理方針について
第2回	R6. 10. 11	・認可保育所における付加的サービスの円滑化について
第3回	R6. 11. 25	・濫用等のおそれのある医薬品の販売について
		・医療等データの利活用法制等の整備について (フォローアップ を含む)
第4回	R6. 12. 4	・地域におけるオンライン診療の円滑化(車両等での実施)について
		・規制改革ホットライン処理方針について

# ■地域産業活性化ワーキング・グループ

第1回	R6. 9.30	・土地の利用の円滑化等について
第2回	R6. 11. 26	・不動産の所有者探索コストの削減について
		・被災地における迅速な復旧の実現について

第3回	R6. 12. 13	・ロボット農機の公道走行について (報告)
		・移動の足不足の解消状況について
		・中間答申について(非公開)

# (令和7年1月~)

# ■規制改革推進会議

第23回	R7. 5.28	・規制改革推進に関する答申(案)について

# ■地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ

第1回	R7. 3.28	・移動の足不足の改善状況について
		・令和7年3月時点での足不足の改善状況についての利用者目線 での評価
第2回	R7. 4. 9	・迅速な復旧に向けた損壊家屋等の公費解体・撤去の促進
第3回	R7. 4.25	・移動の足不足の改善状況について
		・移動の足不足解消に向けた今後の改革の方向性
第4回	R7. 5.14	・規制改革ホットライン処理方針について
		・移動の足不足の改善状況について
		・移動の足不足改善に向けた答申骨格について(非公開)

# ■健康・医療・介護ワーキング・グループ

第1回	R7. 3. 6	・治験に係る広告規制について
		・規制改革ホットライン処理方針について
第2回	R7. 3.14	・救急救命処置の範囲の拡大について
		・在宅医療における円滑な薬物治療の提供について (フォローアップを含む)

第3回	R7. 3.31	・医療等データの利活用法制等の整備について (フォローアップを含む)
		・地域における病院機能の維持に資する医師の宿直体制の見直し について
第4回	R7. 4.28	・地域の実情に応じた介護サービス提供体制等の見直しについて
		・規制改革ホットライン処理方針について
第5回	R7. 5. 1	・一般用検査薬への転用の促進について(フォローアップを含 む)

# ■働き方・人への投資ワーキング・グループ

第1回	R7. 2.14	・デジタル技術を活用した職業紹介事業等の在り方について
第2回	R7. 3. 4	・外国語指導助手(ALT)の活躍機会の拡大について
第3回	R7. 4. 8	・副業・兼業の更なる円滑化に向けた環境整備について
第4回	R7. 4.25	・スタートアップの柔軟な働き方の推進について
		・規制改革ホットライン処理方針について

# ■スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ

第1回	R7. 2. 7	・水道スマートメーターの導入促進について
第2回	R7. 2.27	・地方を含むスタートアップの成長のための融資の選択肢拡大
第3回	R7. 3.25	<ul><li>・実質株主確認制度の導入</li><li>・株主提案権の行使要件</li></ul>
第4回	R7. 3.28	・スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方 の見直しについて

第5回	R7. 4.21	・スタートアップへの資金供給の拡大(社債を原資とする融資等)
		・非上場株式の発行・流通の活性化に関するフォローアップ
第6回	R7. 5.12	・特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)の安全性確保

# ■GX・サステナビリティ サブワーキング・グループ

第1回	R7. 4.11	・循環経済への移行に向けた食品残渣物等のリサイクル促進
		・GX分野における取組事項
		・規制改革ホットライン処理方針

# ■デジタル・A I ワーキング・グループ

第1回	R7. 3. 4	・建設業における契約手続について
		・営業所専任技術者の兼務について
		・規制改革ホットライン処理方針について 
第2回	R7. 3.13	・超高齢社会に対応した親族間での信託の活用による柔軟な資産 管理の推進
		・「相続手続の効率化」に関するフォローアップ
第3回	R7. 4. 9	・不動産売買仲介におけるデジタル・AI活用
		・「地方公共団体の調達関連手続のデジタル化」に関するフォロ ーアップ
第4回	R7. 5. 8	・デジタル・AI技術を活用した建設機械の安全義務・技能要件
		の在り方
		・その他の取組事項
		・規制改革ホットライン処理方針

自家用車活用事業等のモニタリング及び検証、令和7年5月28日時点の評価及び移動の足不足の改善状況についての検証、令和7年5月28日時点の利用者目線での検証結果の評価

令和7年5月28日

内閣府・国土交通省

# 1. モニタリング実施内容

### (1) 国土交通省

① モニタリング項目

# ア 自家用車活用事業について

- a 営業区域ごとの自家用車活用事業の許可事業者数、登録ドライバー増加人数、稼働台数、運行回数について、運行開始以降週単位で公表。
- b 特別区・武三交通圏、京浜交通圏、名古屋交通圏、京都市域交通圏、 札幌交通圏、仙台市、県南中央交通圏(埼玉)、千葉交通圏、大阪市域 交通圏、神戸市域交通圏、広島交通圏及び福岡交通圏の配車アプリに よるマッチング率を、運行開始以降毎日・毎時単位で公表。
- イ **自家用有償旅客運送について** 運用改善後の導入状況を随時公表。
- ② 自家用車活用事業等のバージョンアップ

上記のモニタリング結果を踏まえ、令和6年中に以下の措置を実施。

- ア 雨天時・酷暑における使用可能時間帯等の制限緩和
- イ イベント等があった場合における使用可能時間帯等の制限緩和
- ウ 大都市部以外の地域における使用可能時間帯等の制限緩和
- エ 災害対応時における使用可能時間帯等の制限緩和
- オ 配車アプリを使用しない自家用車活用事業の導入
- カ 鉄道等の公共交通機関の遅延時における自家用車活用事業の活用

#### (2) 内閣府

「移動の足不足の改善状況についての検証及び令和7年3月時点の利用者 目線での検証結果の評価」(令和7年4月9日内閣府)の1.調査実施内容に 加え、以下のとおり。

① アンケート等調査

ア 中小規模団体の移動実態に関する調査

中小都市を中心に、移動の足不足の実態やタクシー手配のしやすさ等を把握するため、中規模団体に居住する住民を対象にアンケート調査を 実施するとともに、中小規模の地方公共団体に対してヒアリング調査を 実施。

- ○中規模団体アンケート調査
  - a 対象地域

中規模団体 14団体\*の居住者(人口20万人以上50万人未満:7団体、 人口50万人以上100万人未満:7団体)

- ※全国7ブロック毎の人口がおおむね20万人以上50万人未満の団体、 人口50万人以上100万人未満の団体のうち、それぞれ人口数が中位 程度に位置する団体を調査。
- b 有効回答数
  - 3,150件
  - i.人口20万人~50万人未満1,050件(1団体あたり、最寄り駅からの 徒歩距離10分未満、10分以上20分未満、20分以上で各50件計150件)
  - ii. 人口50万人~100万人未満2,100件(1団体あたり、最寄り駅からの 徒歩距離10分未満、10分以上20分未満、20分以上で各100件計300件)
- c 調査期間 令和7年3月25日(火)~4月1日(火)
- d 調查方法

インターネットによるモニターアンケート調査を民間調査会社に委 託

- ○中小規模団体ヒアリング調査
  - a 対象地域

中規模団体 14団体(人口20万人以上50万人未満:14団体) 小規模団体 14団体(人口20万人未満:14団体)

b 調査期間

令和7年2月4日(火)~4月8日(火)

c 調査方法

内閣府職員による自治体職員への聞き取り調査(電話・オンライン 面談等)

イ 地方の駅前等におけるタクシー手配の容易性等に関する調査

地方の駅前等におけるタクシー手配の容易性等を把握するため、中小規模都市を中心とした全国10都市において、駅のタクシー乗り場における利用客の待ち組数や待ち時間を調査するとともに、当該駅周辺のホテル・旅館、飲食店等に対してヒアリング調査を実施。

### a 対象地域

以下のとおり、全国8ブロック(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄)の都市のうち、特急等が停車する駅について、関東で3か所、それ以外のブロックで1か所ずつの計10か所を選定。具体的には以下のとおり。

北海道:小樽駅(北海道小樽市・人口11万人程度)

東 北:弘前駅(青森県弘前市・人口16万人程度)

関 東:大宮駅(埼玉県さいたま市・人口135万人程度)

小田原駅(神奈川県小田原市・人口19万人程度)

箱根湯本駅(神奈川県足柄下郡箱根町・人口1万人程度)

中 部:刈谷駅(愛知県刈谷市・人口15万人程度)

近 畿:近鉄奈良駅(奈良県奈良市・人口35万人程度)

中 国:松江駅(島根県松江市・人口20万人程度)

四 国:坂出駅(香川県坂出市・人口5万人程度)

九 州:熊本駅(熊本県熊本市・人口73万人程度)

### b 調査期間

令和7年4月17日(木)~4月20日(日)

#### c 調査方法

駅のタクシー乗り場の観測と、当該駅周辺のホテル・旅館、飲食店等に対してのヒアリングを、民間調査会社に委託。

#### ② 関係者ヒアリング

以下のとおり関係者に対するヒアリングを実施。

- 第3回地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ(令和7年4 月25日)
  - ・つくば市(ビデオメッセージ)
  - •福岡市
  - ・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会※
  - ·全国飲食業生活衛生同業組合連合会\*

- ・モビリティプラットフォーム事業者協議会※
- 第4回地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ(令和7年5月14日)
  - ・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会※
  - 全国飲食業生活衛生同業組合連合会\*\*
  - モビリティプラットフォーム事業者協議会\*※オブザーバーとして参加

# ③ 地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループでの議論

以下のとおりワーキング・グループを開催し、議論を実施。

- 第3回地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ(令和7年4 月25日)
  - ・移動の足不足の改善状況について
  - ・移動の足不足解消に向けた今後の改革の方向性
- 第4回地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ(令和7年5 月14日)
  - ・移動の足不足の改善状況について
  - ・移動の足不足改善に向けた答申骨格について(非公開)

### 2. モニタリング結果の検証及び移動の足不足の改善状況についての検証

モニタリング結果の検証及び移動の足不足の改善状況についての検証については、別添1、2のとおりである。

# 3. 令和7年5月28日時点での評価

移動の足不足解消に向けて、自家用車活用事業等に係る各種取組がなされており、「移動の足」不足を解消するツールとして広がっている。これにより、大都市12地域における配車マッチング率は改善しているほか、利用者目線でみても、期中の類似の調査においては改善している値も一部にみられる。他方、移動の足不足は依然として存在しており、特に、地方の中小都市などにおいて、移動の足不足が確認されていることから、全国の移動の足不足解消に向けて、自家用車活用事業等に関する各種取組を、引き続きスピード感をもって行うことが必要と考えられる。

以上

# 別添1

### 自家用車活用事業等のモニタリング結果の検証

令和7年5月28日

国土交通省

### (1) タクシー及び自家用車活用事業の配車アプリによるマッチング率

国土交通省では、配車アプリによるタクシー・自家用車活用事業の配車依頼 件数に対する承諾件数、いわゆる「マッチング率」を毎週集計し、公表してい るところ。自家用車活用事業導入前の令和5年と導入後の令和6年4月以降の マッチング率を月ごとに比較すると、約8割~9割の時間帯でマッチング率が 改善している。

(比較月:マッチング率が改善した時間帯)

- 4月:88%
- 5月:89%
- 6月:89%
- 7月:77%
- •8月:85%
- 9月:85%
- 10月:83%
- •11月:83%
- 12月:83%
- 1月:85%
- 2月:88%
- 3月:88%

# (2) (1) の地域以外の地域における施策効果の把握

配車アプリデータが十分に確認できない地域における施策効果の把握に努めた。例えば、自家用車活用事業を活用した地方公共団体の首長からは以下のコメント。

○自家用車活用事業を導入したところ、車両の増加により市民の交通手段も 確保され、オーバーツーリズムの解消が図られた。

- ○深夜の時間帯や忘年会・新年会シーズンに対応できるよう、自家用車活用事業を導入したところ、タクシーへの苦情がほとんどなくなるとともに、夜の需要に応えられようになったため、地域の活性化につながった。
- ○自家用車活用事業は、タクシー事業者により安全・安心が確保されている点 やタクシードライバー不足・繁忙時間帯対応として有効と考える。
- ○自家用車活用事業のドライバーからステップアップして、新たな二種免許ドライバーの確保につながることも期待している。

### (3) 国土交通省「交通空白」解消本部における取組

全国各地で、タクシー、乗合タクシー、自家用車活用事業や自家用有償旅客 運送等を地域住民や来訪者が使えないといった「交通空白」の解消に向けて早 急に対応していくため、令和6年7月17日に、国土交通大臣を本部長とする 国土交通省「交通空白」解消本部を設置した。同本部のもと、「地域の足」や 「観光の足」の確保に向け、自家用車活用事業・自家用有償旅客運送の取組に 未着手の自治体への伴走支援や、自治体とタクシー事業者等との橋渡しなど、 自治体・交通事業者とともに、「交通空白」の解消に向けた取組を進めてきた ところ。その取組の状況は以下のとおり。

# ① 「地域の足」確保に向けた取組状況

本部の設置以降、全国 10 か所の運輸局・運輸支局により、603 の首長等への訪問、1318 の自治体での事業者への橋渡し(課題認識の共有の場の設定など)、26 の都道府県との連携した取組(運輸局と都道府県共催の説明会の実施等)など、自治体や交通事業者のトップから現場担当レベルまで重層的な伴走支援が行われた。その結果、第1回本部の開催時点(令和6年7月17日)で622 団体だった「交通空白」等の自治体は、第2回本部の開催時点(令和6年9月4日)で324 団体に減少し、第3回本部の開催時点(令和6年12月11日)では24 団体に減少したところ。

### ② 「観光の足」確保に向けた取組状況

地方運輸局等において、交通事業者、地方自治体、DMO 等への訪問や聞き取りを実施。第3回本部時点で250箇所の主要交通結節点において、「交通空白」に係る課題があることを把握。それぞれの交通結節点において取組が進展。

(主要交通結節点 250 箇所における取組内容)

- 自家用有償旅客運送/自家用車活用事業:127 箇所
- ・乗合タクシー:19 箇所
- ・タクシー等の利用環境改善:41 箇所
- 観光客向け周遊バス・シャトルバス等:25 箇所

- ・その他モビリティ:38 箇所
- ③ 自家用車活用事業の許可・運行開始済地域がある都道府県数
  - ・第1回本部(令和6年7月17日)時点:21都道府県
  - ·第2回本部(令和6年9月4日)時点:22都道府県
  - 第3回本部(令和6年12月11日)時点:47都道府県
- ④ 自家用有償旅客運送の導入状況・効果
  - ・直近10年間の新規導入は平均約22主体だが、令和5年12月末の運用改善以降、平均を大きく上回るペースで、約1年で69主体で導入
  - ・「活力ある地方を創る首長の会」の会員を対象に、全国自治体ライドシェア連絡協議会(全自連)が令和6年12月に実施したアンケート結果によれば、自家用有償旅客運送・自家用車活用事業の制度改善について、6割を超える自治体が有効と評価
- ⑤ 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームにおける取組令和6年11月に「交通空白」解消・官民連携プラットフォームを設置し、お困りごとを抱える自治体・交通事業者等と様々な分野の企業・団体群の連携・協働体制のもと、実効性及び持続可能性のある取組を全国規模で推進しており、設置時点(令和6年11月25日)では167者であった会員数は、第2回会合の開催時点(令和7年3月19日)では1024者、令和7年5月20日時点では1166者まで増加している。
- ⑥ 「交通空白解消・集中対策期間」(令和7年度~9年度) 令和7年度から9年度の3か年を「交通空白解消・集中対策期間」と位置 付けており、本年5月中にとりまとめ予定の「取組方針」に基づき、自家用 有償旅客運送・自家用車活用事業の普及、民間技術・サービスの活用など国 による総合的な支援の下、自治体等における持続可能な体制の構築も進め、 全国の「交通空白」の解消を図る。

### (4) 各種モニタリング結果の検証

国土交通省において実施した各種取組により、自家用車活用事業は135地域 (令和7年5月11日時点)、自家用有償旅客運送は645地域(令和7年3月31日時 点)において導入されていることから、「全国で広く利用されている」と考え られる。

また、国土交通省の実施したモニタリングにおいて、配車マッチング率が大幅に改善しているほか、地方公共団体の首長から、「タクシードライバー不足・繁忙時間帯対応として有効」、「タクシーへの苦情がほとんどなくなるとともに、夜の需要に応えられようになったため、地域の活性化につながった」コメ

ントがあったこと等を踏まえても、「移動の足」不足を解消するためのツール として浸透し、効果が出ていると考えられる。

他方で、内閣府の調査結果においては、中小規模の地方公共団体においては、「地域の公共交通機関の利便性について、不便である」との利用者の声も確認されるため、中小規模の地方公共団体の関係者が、自家用車活用事業や自家用有償旅客運送を活用したいと考えた際に、効果的にこれらの制度を活用できるような運用改善を講じていく事が必要であると考えられる。

なお、内閣府調査結果を踏まえると、生活者、中小規模の団体の生活者や旅行者に対する移動実態等に関する調査結果においては、個別輸送サービスであるタクシー利用に関して困った経験をした利用者については、同調査で回答をした利用者の割合を鑑みると、地域の「移動の足」の確保のための課題解決に当たっては、個別輸送サービスのみに着目するのではなく、個別輸送サービスも含め、各地域の移動ニーズに対して交通モードを総合して対応していくことが必要である。

この点、令和6年7月に設置された国土交通省「交通空白」解消本部のもと、 地方運輸局等による伴走支援等を行いつつ、同年11月には「交通空白」解消・ 官民連携プラットフォームを立ち上げ、お困りごとを抱える自治体や交通事業 者等と様々な資源を持つ幅広い分野の企業・団体群の連携・協働により、実効 性及び持続可能性のある取組を全国規模で推進する体制を整え、会員数を令和 7年5月20日時点で1166者まで増加させるなど、「地域の足」・「観光の足」 の確保を強力に進めてきたところ。これらの取組により、本部の設置時点(令 和6年7月17日)には622自治体であった「交通空白」等の自治体は、第3 回本部時点(令和6年12月11日)では24自治体まで減少し、全国の自治体 において、タクシー、乗合タクシー、自家用車活用事業、自家用有償旅客運送 をはじめ、様々な「交通空白」解消のツールが着実に浸透してきた。また、「観 光の足」についても、地方運輸局等において、交通事業者、地方自治体、DMO 等への訪問や聞き取りを実施し、第3回本部時点(令和6年12月11日)で 250 箇所の主要交通結節点において「交通空白」の解消に向けた取組が進展し た。同本部においては、令和7年度から9年度の3か年を「交通空白解消・集 中対策期間」として5月にとりまとめ予定の「取組方針」に基づき、地方運輸 局等による伴走支援や民間技術・サービスの活用など国による総合的な後押し の下、自治体等における持続可能な体制の構築も進めながら、自家用有償旅客 運送や自家用車活用事業のみならずあらゆる輸送手段を総動員し、全国各地の 「交通空白」解消に向けた取組を強化する。

### 別添2

# 自家用車活用事業等のモニタリング結果の検証及び 移動の足不足の改善状況についての検証

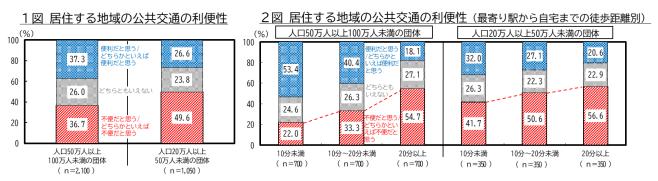
令和7年5月28日 内 閣 府

「移動の足不足の改善状況についての検証及び令和7年3月時点の利用者目線での検証結果の評価」(令和7年4月9日内閣府)の2. 調査結果の検証に加え、以下のとおり。

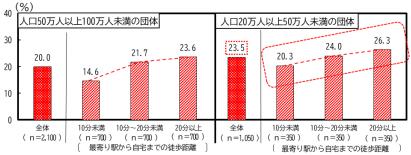
# (1) アンケート等調査

- ①中小規模団体の移動実態に関する調査結果
- ○中規模団体アンケート調査

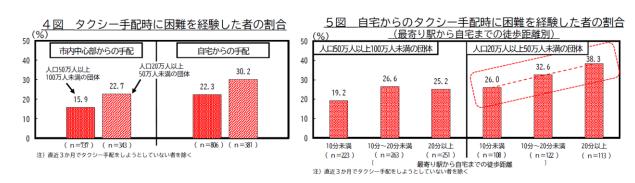
最寄り駅での公共交通機関の利便性に関して不便に感じている者の割合や、 直近3か月間で移動の足に困った経験がある者の割合は、人口規模が小さい団 体の方が高く、また、最寄り駅までの距離が遠いほど高まっている。



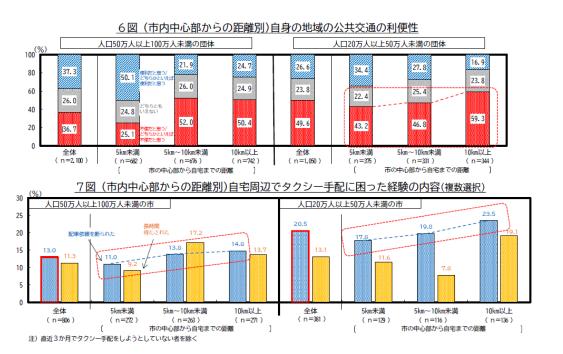
3図 直近3か月間で移動の足に困った経験がある者



さらに、直近3か月間で、タクシー手配に困った経験がある者の割合は、市内中心部からの手配時より、自宅周辺からの手配時で高く、自宅周辺からの手配時の困難経験率及び配車そのものを断られたとの回答した者の割合は、人口規模が小さい団体の方が高く、また、最寄り駅からの距離が遠いほど高まっている。



そのほか、市内中心部から自宅までの距離が遠くなるほど、公共交通の利便性が悪いと回答する者や、自宅周辺からタクシーを手配した際に配車そのものを断られたとの回答した者の割合が高まっており、また、全体の値を比較すると人口規模が小さい団体の方がそれらの割合が高い。



#### ○中小規模団体ヒアリング調査

中規模団体、小規模団体の自治体へのヒアリングにおいても、特に郊外や夜間において移動の足が不足しているとの声が多く、日常的な移動手段が不足している様子が窺える。

# ②地方の駅前等におけるタクシー手配の容易性等に関する調査結果

大・中規模団体(人口20万人以上)の駅前のタクシー乗り場では、多くの時間帯で長い待ち時間は発生していないが、特に金曜日の夕方・夜間など、タクシー需要が増加するタイミングでタクシー待ちの列ができ、長時間の待ち時間が発生\*。宿泊・飲食施設からは、「雨の日や夕方、深夜の時間帯はタクシーの手配が出来ず困る。」「忙しい時間やイベント期間(入学式・卒業式等)は、手配が煩わしいと感じることはある。」との声があり、タクシーの需給が集中する駅前の乗り場においても、利用者が増加する中で夜間のタクシー手配は容易ではない。夜間や雨天時などの需要増への対応が課題。

※調査を実施した全10地域の駅のうち6駅において、夕方・夜間・深夜のいずれかの時間帯で15分以上、最大1時間弱の待ち時間が発生(残る4駅はすべて人口20万未満の小規模団体)。

観光者など外部からの人流が集中する地域(小田原駅、箱根駅、近鉄奈良駅)の駅前のタクシー乗り場では、主に日中に著しい待ち時間が発生。宿泊施設からは、「タクシー手配の依頼は多々あるが、断られるか15分以上待たせしてしまう事が多い。」「宿泊客よりタクシー手配の依頼は多々あるが、断られるか30分以上お待たせしてしまう事が多く、バスなど別の交通手段を案内することが多い。」などの声があり、観光者の移動の足など日中の需要に対してタクシーの供給量は明らかに不足。

その他の小規模団体(人口20万人未満)の駅前のタクシー乗り場では、昼夜 含め長い待ち時間は発生せず。他方、宿泊・飲食施設からは、「平日もタクシー台数が少なくなっているため、断られている。」「お客様を30分以上待たせて しまい、クレームを受けたことがあった。」との声があり、タクシーの手配困 難は、駅前の乗り場以外の場所での問題と考えられ、きめ細かな対応が重要か。

#### ③各種調査結果について

内閣府規制改革推進室においては、アンケート、ヒアリング、実地調査による、移動実態に関する各種調査を実施。

これらの調査結果を踏まえると、生活者については、自治体の規模によらず、依然として移動の足不足が存在し、団体規模が小さくなるほど、深刻さが増す。

中小規模団体の生活者は、団体規模が小さくなるほど、また、自宅が市内の中心部や最寄りの公共交通機関から離れている人ほど、移動の足不足、地域公共交通の不便さ、タクシー手配の困難度等が深刻。

駅前の乗り場では、大・中規模団体における雨天時・夜間や、観光地における人の移動が活発な日中について、タクシー手配が困難な状況。

ホテル・旅館や飲食店では、利用客からの依頼に対して、タクシーの確保が 困難であることにより、他の業務に支障が生じるなど、足不足による業務への 影響が大きい。

### (2) 自治体ヒアリング

- ① つくば市
  - 移動の足不足の解消状況について、五十嵐立青市長から、
  - ・つくば市は、下妻市、土浦市、牛久市とで、公共ライドシェアの共同運行を始め、1種免許ドライバーの登録と管理を行う「ドライバーバンク」も構築。登録ドライバーは、現時点で76名。ドライバーの応募理由は、「フレキシブルな働き方ができて、自由に働きたい。」「自分の車で働けるので、コストや時間の管理がしやすい。」「地元での仕事を求めていて、地域社会への貢献をしたかった。」「副収入を得たい。」「定年後や早期退職後に、空いた時間を有効活用したい。」「新しいキャリアとして、交通業界で経験を積みたい。」であり、多様な働き方を許容する環境を整備することで、人材の確保や地域の活性化の一助となったものと考えている。
  - ・利用者へのアンケートやインタビューでは、「家族の送迎の負担が軽減されて、自身の移動の選択肢が増えた。」「早朝6時の迎車でも時間どおりに来てくれ、出張の移動手段として問題なく使えた。」「飲み会があるときに駅まで自家用車で行くと、2日分の駐車料金がかかるけど、公共ライドシェアを利用することで負担を軽減できた。」との声があり、移動の足不足の解消につながっている。
  - ・一方で課題と感じるような御意見も多い。最たるものが「エリア」そして「利用時間」を広げてほしいというもの。「エリア外なので、利用したくてもできない」といった声が数多くあり、「今後、高齢化であったり人手不足でライドシェアの需要は伸びるはずなので、この規制を緩和して、日本でも先端的な試みを拡大・発展させてほしい」と、実際に(公共ライドシェアに)乗った人からの声もある。公共ライドシェアの利用

実績は、今年の1月27日の本格運用後3月末までの約2か月間で、4 エリアで160件。周知には時間がかかるものとは認識しているが、この 数字は明らかに少ない。現在の枠組では、「時間帯別の交通空白地」で しか運行できないとの制約があり、要望に応えられない。

・つくば市ではこのように何とか努力をしているところだが、交通事業者が少なかったりして、日本版あるいは公共ライドシェアのいずれの導入も難しい自治体もあると聞いている。大都市で成り立つ事業スキームが、全ての自治体に当てはまるわけではないことは、厳然たる事実だろう。必要に応じた規制緩和を行うことで、大都市だけではなく中小都市においても、新たな手段が確保できると思っており、ライドシェアの選択肢をもっと増やしていかなくてはいけない。

などの御発言があった (ビデオメッセージでの対応)。

## ② 福岡市

移動の足不足の解消状況について、高島宗一郎市長から、

- ・福岡市と事業者が一緒になって、タクシードライバー確保のために、特設サイトを作ったり、対面で合同会社説明会を開催するなど、タクシードライバーの確保に力を注いできたが、現在でもコロナ前の約1割減の状況。令和6年6月12日から、日本版ライドシェアの運行が始まっており、当初はタクシー会社5社の運行だったところが、現在は26社で運行しており、ライドシェアドライバーはおよそ300人と聞いている。
- ・今回、日本版ライドシェアについて、タクシー事業者の声をヒアリング したところ、運行時間が制限されていてライドシェアドライバーの確保 が思うように進まない、ライドシェアの制度自体のバージョンアップは 承知しているが、実際問題雨が降ったからといって、若しくはイベント があるからと言って、都合よく急にシフトを組むことができない、ドラ イバーが副業者であった場合に、その時間管理をタクシー会社が責任を 負わなければならないという課題があるとの声が聞こえてきた。
- ・また、福岡市の入込観光客は、令和5年度には、コロナ前のおよそ1割増加と過去最高になっており、引き続き市民や観光客の移動の足の確保に向けた取組が必要であると感じている。このため、骨太2024のとおり、両輪で不断に議論を進めていただきたい。
- ・規制緩和について、地方に任せられたとしても、関係者それぞれの立場 があることから合意形成が困難である。

などの御発言が(質問への回答も含めて)あった。

- ③ 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 移動の足不足の解消状況について、
  - ・宿泊施設のチェックインのピーク時間帯である15時~17時については、割とタクシーがつかまるが、翌朝の朝7時~9時ぐらいのチェックアウトの時間帯について、全くタクシーが手配できない。県庁所在地で人口規模が多い所であっても、フロントの方がお客様にお願いされてタクシー手配のために5社6社電話しても手配できない、ということを聞いている。前日にもタクシーの予約がとれないという話も聞く。
  - ・人口規模が小さなところでは、朝や17時~18時ぐらいに駅からタクシーをお願いしたいと依頼をしても、タクシーの手配が難しく、そこからあと2~3駅先の県庁所在地の大きな駅に行けばタクシーが手配できるという回答を得た、という話を聞いたこともある。
  - ・内閣府の「地方の駅前等におけるタクシー手配の容易性等に関する調査結果」は、観光の繁忙期である春休みとゴールデンウィークの間の令和7年4月17日~20日の回答だが、繁忙期になれば、この時期よりも、需要が高まるといったことが想像できると思う。

などの御発言があった。

# ④ 全国飲食業生活衛生同業組合連合会 移動の足不足の解消状況について、

- ・小さい都市でも飲食店は存在するが、タクシーも都市規模に比例して少ないのが現状。三重県鳥羽市辺りは、温泉施設もたくさんある地域だが、深 夜になると3台しかタクシーがないという現状もある。
- ・特に地方の郡部の、元々のタクシー不足が改善されていない状況にある。 などの御発言があった。

# ⑤ モビリティプラットフォーム事業者協議会

地方でもライドシェアを拡充していくためにどういう制度改正が必要と 考えるかとの委員からの質問に対して、

・事業者の視点では、営業時間と営業区域の緩和、営業区域ごとの営業所の 設置などの運行管理に関する規制の見直し、台数制限の見直しが必要だと 考えている。ライドシェアの導入に当たっては、安全性を最優先に確保し た上で、このような規制の見直しを検討していただきたい。

などの御発言があった。